



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年4月1日木曜日 第193号外2

## ◇ 目 次 ◇

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則.....（人事課）..... 1  
 愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則.....（ " ）.....13  
 組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則.....（ " ）.....14  
 愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....（会計課）.....15  
 地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書きに規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則.....（公営企業管理局総務課）.....17

## 告 示

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公衆の閲覧に供する方法の一部改正.....（行革分権課行政管理室）.....18  
 農業指導班及び普及指導員の駐在所の名称、位置及び担当区域の決定の一部改正.....（農産園芸課）.....18  
 愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正.....（林業政策課）.....19  
 愛媛県土木工事共通仕様書の一部改正.....（土木管理課技術企画室）.....19  
 港湾施設の概要.....（港湾海岸課）.....20  
 県営住宅の家賃の収納事務の委託.....（建築住宅課）.....20  
 道路の区域変更（県道松山港内宮線）.....（中予地方局管理課）.....20

## 訓 令

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令.....（人事課）.....20  
 愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....（ " ）.....21  
 愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令.....（ " ）.....73  
 愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令.....（ " ）.....88  
 組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令.....（ " ）.....104  
 愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令.....（人事課職員厚生室）.....117  
 愛媛県デジタル総合戦略本部規程.....（デジタルシフト推進課）.....120

## 教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則.....（教育総務課）.....124  
 愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則.....（高校教育課）.....126

## 教育委員会訓令

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令.....（教育総務課）.....127

## 人事委員会規則

職員の採用及び昇任に関する規則及び公益的法人等への職員派遣等に関する規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）.....129  
 職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則等の一部を改正する規則.....（ " ）.....130  
 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則.....（ " ）.....135

## 公営企業管理規程

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程.....（公営企業管理局総務課）.....136

## 公営企業訓令

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令.....（公営企業管理局総務課）.....138

## 規 則

### ○愛媛県規則第56号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中村時広

### 愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(局及び課)			(局及び課)		
<p><b>第4条</b> 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。</p>			<p><b>第4条</b> 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。</p>		
省略			省略		
企画振興部	政策企画局	総合政策課、地域政策課、 <u>企画統計課</u> 、秘書課、広報広聴課	企画振興部	政策企画局	総合政策課、 <u>自転車新文化推進課</u> 、秘書課、広報広聴課、 <u>統計課</u> 、情報システム課
	デジタル戦略局	スマート行政推進課、 <u>デジタルシフト推進課</u>		地域振興局	地域政策課、交通対策課
観光スポーツ文化部	省略		スポーツ文化部	省略	
	文化局	省略		文化局	省略
	観光交流局	観光国際課、 <u>自転車新文化推進課</u>			
県民環境部	省略		県民環境部	省略	
	防災局	<u>防災危機管理課</u> 、消防防災安全課、原子力安全対策課		防災局	<u>消防防災安全課</u> 、 <u>防災危機管理課</u> 、原子力安全対策課
	省略			省略	
省略			省略		
経済労働部	省略		経済労働部	省略	
	産業支援局	産業創出課、 <u>産業人材課</u> 、経営支援課		産業支援局	産業創出課、 <u>経営支援課</u>
				観光交流局	<u>観光物産課</u> 、 <u>国際交流課</u>
省略			省略		
(室)			(室)		
<p><b>第4条の2</b> 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。</p>			<p><b>第4条の2</b> 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。</p>		
省略			省略		
	スマート行政推進課	<u>総務事務改革室</u>		総合政策課	<u>デジタル戦略室</u>
	地域スポーツ課	<u>オリパラ推進室</u>		地域スポーツ課	<u>オリパラ・マスターズ推進室</u>
	観光国際課	<u>航空政策室</u>			
省略			省略		
				労政雇用課	<u>産業人材室</u>
省略			省略		
(総務部各課の所掌事務)			(総務部各課の所掌事務)		
<b>第7条</b> 省略			<b>第7条</b> 省略		
2 省略			2 省略		
3 市町振興課の所掌事務は、次のとおりとする。			3 市町振興課の所掌事務は、次のとおりとする。		
(1)・(2) 省略			(1)・(2) 省略		
			(3) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号等に関すること(他の主管に属するものを除く。)</u> 。		
(3) 省略			(4) 省略		
(4) 省略			(5) 省略		
(5) 省略			(6) 省略		

- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略

4・5 省略

6 行革分権課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第2号から第5号まで及び第10号から第12号までの事務は、行政管理室が所掌する。

- (1)～(5) 省略

- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略

- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略

7 省略

(企画振興部各課の所掌事務)

**第8条** 総合政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1)～(9) 省略

2 地域政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域振興に関すること。
- (2) 規制緩和に関する事務の総括に関すること。
- (3) 国立大学及び国立高等専門学校に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (4) 南予地域活性化の総括に関すること。
- (5) 離島、過疎地域及び半島の振興に関すること。
- (6) 地方拠点都市地域の整備促進に関すること。
- (7) 総合交通対策の総合企画、総合調整及び推進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (8) 太平洋新国土軸構想の推進に関すること。
- (9) 鉄道、海上交通運輸その他交通運輸に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

3 企画統計課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国勢調査に関すること。
- (2) 統計に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (3) 統計資料の刊行及び整備に関すること。

4 省略

5 省略

- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略

4・5 省略

6 行革分権課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第2号から第5号まで及び第12号から第14号までの事務は、行政管理室が所掌する。

- (1)～(5) 省略

(6) 庁内働き方改革の推進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略

(10) 総務系事務の集約処理に関すること。

- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略

7 省略

(企画振興部各課の所掌事務)

**第8条** 総合政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第10号から第12号までの事務は、デジタル戦略室が所掌する。

- (1)～(9) 省略

(10) デジタル化施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。

(11) 小規模施設特定有線一般放送に関すること。

(12) デジタルマーケティングの総合企画、総合調整及び推進に関すること。

2 自転車新文化推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自転車施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。
- (2) 自転車新文化の普及及び拡大に関すること。

3 省略

4 省略

5 統計課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国勢調査に関すること。
- (2) 統計に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

6 スマート行政推進課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第8号の事務は、総務事務改革室が所掌する。

- (1) 庁内働き方改革の推進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 総務系事務改革の推進に関すること。

7 デジタルシフト推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) デジタル化施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。
- (2) 小規模施設特定有線一般放送に関すること。
- (3) デジタルマーケティングの総合企画、総合調整及び推進に関すること。
- (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号等に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

（観光スポーツ文化部各課の所掌事務）

第8条の2 地域スポーツ課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第5号

の事務は、オリパラ推進室が所掌する。

- (1)～(10) 省略

2～4 省略

5 観光国際課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第13号から第15号までの事務は、航空政策室が所掌する。

- (1) 観光振興の基本計画に関すること。
- (2) 愛媛広域文化交流基盤整備の推進に関すること。
- (3) 観光施設の整備及び観光客誘致の推進に関すること。
- (4) 観光団体等に関すること。
- (5) 旅行業に関すること。
- (6) 住宅宿泊事業に関すること。
- (7) 観光まちづくりに関すること。
- (8) 国際交流に関すること。
- (9) 国際協力に関すること。
- (10) 国際観光の振興に関すること。
- (11) 海外移住に関すること。
- (12) 海外渡航に関すること。
- (13) 航空に関すること。
- (14) 空港及び空港周辺地域の整備促進に関すること。

(3) 統計資料の刊行及び整備に関すること。

6 情報システム課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

7 地域政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域振興に関すること。
- (2) 規制緩和に関する事務の総括に関すること。
- (3) 国立大学及び国立高等専門学校に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (4) 南予地域活性化の総括に関すること。
- (5) 離島、過疎地域及び半島の振興に関すること。
- (6) 地方拠点都市地域の整備促進に関すること。

8 交通対策課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合交通対策の総合企画、総合調整及び推進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (2) 太平洋新国土軸構想の推進に関すること。
- (3) 航空に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (4) 空港及び空港周辺地域の整備促進に関すること。
- (5) 松山空港地域活性化構想の推進に関すること。
- (6) 鉄道、海上交通運輸その他交通運輸に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

（スポーツ・文化部各課の所掌事務）

第8条の2 地域スポーツ課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第5号、第6号

及び第11号の事務は、オリパラ・マスターズ推進室が所掌する。

- (1)～(10) 省略

(11) 日本スポーツマスターズ2020愛媛大会の開催準備に関すること。

2～4 省略

- (15) 松山空港地域活性化構想の推進に関すること。
- (16) その他観光及び国際協調に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

6 自転車新文化推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自転車施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。
- (2) 自転車新文化の普及及び拡大に関すること。
- (3) サイクルツーリズムの推進に関すること。

（県民環境部各課の所掌事務）

第9条 省略

2・3 省略

4 防災危機管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策の総合調整及び推進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (2) 防災行政無線に関すること。
- (3) 危機管理対策の総合調整及び推進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (4) 国民の保護のための措置に関すること。

5 省略

6～9 省略

（保健福祉部各課の所掌事務）

第10条 省略

2～4 省略

5 業務衛生課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(16) 省略
- (17) 第58回献血運動推進全国大会の開催準備に関すること。
- (18) 省略

6～8 省略

（経済労働部各課の所掌事務）

第12条 産業政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1)～(12) 省略
- (13) 物産の販路拡大に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (14) 伝統的工芸品産業の振興に関すること。
- (15) 省略
- (16) その他商工業及び物産に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

2 省略

3 労政雇用課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(6) 省略

（県民環境部各課の所掌事務）

第9条 省略

2・3 省略

4 省略

5 防災危機管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策の総合調整及び推進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (2) 防災行政無線に関すること。
- (3) 危機管理対策の総合調整及び推進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (4) 国民の保護のための措置に関すること。

6～9 省略

（保健福祉部各課の所掌事務）

第10条 省略

2～4 省略

5 業務衛生課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(16) 省略
- (17) 省略

6～8 省略

（経済労働部各課の所掌事務）

第12条 産業政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1)～(12) 省略
- (13) 省略
- (14) その他商工業 \_\_\_\_\_ に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

2 省略

3 労政雇用課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第7号から第11号までの事務は、産業人材室が所掌する。

- (1)～(6) 省略
- (7) 総合的雇用対策に関すること。
- (8) 中高年齢者等の雇用対策に関すること。
- (9) 障害者の雇用対策に関すること。

4 省略

5 産業人材課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合的雇用対策に関すること。
- (2) 中高年齢者等の雇用対策に関すること。
- (3) 障害者の雇用対策に関すること。
- (4) 若年者の雇用対策に関すること。
- (5) 外国人材に関すること。

6 経営支援課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 中小企業からの経営に係る相談に関すること。
- (4) 中小企業に係る経営革新及び事業承継の支援に関すること。
- (5) 省略
- (6) 中小企業に係る高度化資金の貸付け \_\_\_\_\_ に関すること。
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略

(知事に直属して置く職員)

第15条の2 知事に直属して営業本部長、防災安全統括部長、特命担当部長、営業副本部長、秘書広報統括監、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長及びすごモノ係長を置く。

(部に置く職員)

第16条 省略

- 2 省略
- 3 保健福祉部に医療政策監及び感染症対策調整監を置く。

- (10) 若年者の雇用対策に関すること。

- (11) 外国人材に関すること。

4 省略

5 経営支援課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 小規模企業者等に係る設備資金の貸付け及び設備貸与に関すること。
- (3) 省略
- (4) 中小企業の経営診断及び助言に関すること。
- (5) 中小企業に係る経営革新 \_\_\_\_\_ の支援に関すること。
- (6) 省略
- (7) 中小企業に係る高度化資金の貸付け及び構造改善事業に関すること。
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略

6 観光物産課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 観光振興の基本計画に関すること。
- (2) 愛媛広域文化交流基盤整備の推進に関すること。
- (3) 観光施設の整備及び観光客誘致の推進に関すること。
- (4) 観光団体等に関すること。
- (5) 旅行業に関すること。
- (6) 住宅宿泊事業に関すること。
- (7) 観光まちづくりに関すること。
- (8) 物産の販路拡大に関すること(他の主管に属するものを除く。)
- (9) 伝統的工芸品産業の振興に関すること。
- (10) その他観光及び物産に関すること(他の主管に属するものを除く。)

7 国際交流課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国際交流に関すること。
- (2) 国際協力に関すること。
- (3) 国際観光の振興に関すること。
- (4) 国際航空路線に係る航空振興の企画及び調整に関すること。
- (5) 松山空港の国際航空路線の利用促進に関すること。
- (6) 海外移住に関すること。
- (7) 海外渡航に関すること。
- (8) その他国際協調に関すること。

(知事に直属して置く職員)

第15条の2 知事に直属して営業本部長、防災安全統括部長 \_\_\_\_\_、営業副本部長、秘書広報統括監、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長及びすごモノ係長を置く。

(部に置く職員)

第16条 省略

- 2 省略
- 3 保健福祉部に医療政策監 \_\_\_\_\_ を置く。

(局に置く職員)

第16条の2 省略

- 2 観光交流局にサイクリング普及調整監を置く。
- 3・4 省略
- 5 産業支援局、農業振興局及び土木管理局に技術監を置く。
- 6・7 省略

(特別の課に置く職員)

第19条 地域スポーツ課にえひめ愛・野球博推進監を置く。

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略

(部制)

第22条 地方局に次の部を置く。

- (1) 地域産業振興部
- (2) 省略
- (3) 農林水産振興部
- (4) 省略

(地方局各部及び支局の所掌事務)

第23条 地域産業振興部及び支局(総務県民室及び税務室に限る。)の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(16) 省略
- (17) 中小企業の振興に関する事。
- (18) 観光及び物産に関する事。
- (19) 国際交流及び国際協力に関する事。
- (20) 労政及び雇用対策に関する事。
- (21) 広域文化交流に関する事。
- (22) 省略
- (23) 省略

2 省略

3 農林水産振興部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略

4 省略

(農林水産研究所)

第64条 愛媛県農林水産研究所(以下「農林水産研究所」とい

(局に置く職員)

第16条の2 省略

- 2 政策企画局にサイクリング普及調整監を置く。
- 3・4 省略
- 5 \_\_\_\_\_農業振興局、土木管理局に技術監を置く。
- 6・7 省略

(特別の課に置く職員)

第19条 省略

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

(部制)

第22条 地方局に次の部を置く。

- (1) 総務企画部
- (2) 省略
- (3) 産業経済部
- (4) 省略

(地方局各部及び支局の所掌事務)

第23条 総務企画部及び支局(総務県民室及び税務室に限る。)の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略

2 省略

3 産業経済部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業の振興に関する事。
- (2) 観光及び物産に関する事。
- (3) 国際交流及び国際協力に関する事。
- (4) 労政及び雇用対策に関する事。
- (5) 広域文化交流に関する事。

- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略

4 省略

(農林水産研究所)

第64条 愛媛県農林水産研究所(以下「農林水産研究所」とい

う。)の業務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 省略

(6) 農林水産研究所と地方局農林水産振興部農業振興課との調整に関すること。

(7)～(38) 省略

2～4 省略

別表第1(第5条関係)

課	係
省略	
総合政策課	省略
企画統計課	人口統計係、統計分析係、経済統計係、生活統計係、統計普及係
省略	
省略	
省略	
まなび推進課	省略
観光国際課	観光戦略係
省略	
防災危機管理課	防災訓練係、防災情報係
消防防災安全課	消防係、保安係、交通安全推進係
省略	
経営支援課	金融係、地域産業係、商工団体係、商業振興係
省略	
省略	
省略	

別表第3(第23条の2関係)

地方局の部及び支局	課	係	
東予地方局	地域産業振興部	省略	
		地域政策課	省略
		商工観光課	
		省略	
		課税課	省略
	今治支局	商工観光室	
省略			
農林水産振興部	農業振興課	省略	
	省略		

う。)の業務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 省略

(6) 農林水産研究所と地方局産業経済部産業振興課との調整に関すること。

(7)～(38) 省略

2～4 省略

別表第1(第5条関係)

課	係
省略	
総合政策課	省略
省略	
省略	
統計課	人口統計係、統計分析係、経済統計係、生活統計係、統計普及係
省略	
まなび推進課	省略
省略	
省略	
消防防災安全課	消防係、保安係、交通安全推進係
防災危機管理課	防災訓練係、防災情報係
省略	
経営支援課	金融係、地域産業係、商工団体係、商業振興係、産業復興推進係
観光物産課	観光企画係、物産振興係
国際交流課	国際観光係、国際交流係、国際線振興係
省略	

別表第3(第23条の2関係)

地方局の部及び支局	課	係	
東予地方局	総務企画部	省略	
		地域政策課	省略
		省略	
		省略	
		課税課	省略
	省略		
産業経済部	産業振興課	省略	
		商工観光室	
	省略		



		省略	
	今治支局		
		省略	
	省略		
中予地方局	地域産業振興部	省略	
		地域政策課	省略
		商工観光課	商工観光・労政係
		省略	
	省略		
	農林水産振興部	農業振興課	省略
		省略	
	省略		
	建設部	省略	
鉄道高架課			
省略			
南予地方局	地域産業振興部	省略	
		地域政策課	省略
		商工観光課	
		税務課	省略
	八幡浜支局	商工観光室	
	省略		
	農林水産振興部	農業振興課	省略
		省略	
	省略		
八幡浜支局			
	省略		
	森林林業課	省略	
	肱川流域林業振興課		
	省略		
省略			
		省略	
	今治支局	商工観光室	
		省略	
	省略		
中予地方局	総務企画部	省略	
		地域政策課	省略
		省略	
	省略		
	産業經濟部	産業振興課	省略
		商工観光室	商工観光・労政係
		省略	
	省略		
	建設部	省略	
鉄道高架課		鉄道高架係、車両基地係	
省略			
南予地方局	総務企画部	省略	
		地域政策課	省略
		税務課	省略
	省略		
	産業經濟部	産業振興課	省略
		商工観光室	
		省略	
	省略		
	八幡浜支局	商工観光室	
省略			
森林林業課		省略	
省略			
省略			

別表第3の2（第23条の2関係）

名称	位置	所管区域
中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課	省略	
南予地方局農林水産振興部八幡浜支局肱川流域林業振興課	大洲市	大洲市及び喜多郡
南予地方局農林水産振興部愛南水産課	省略	

別表第3の2（第23条の2関係）

名称	位置	所管区域
中予地方局産業経済部久万高原森林林業課	省略	
南予地方局産業経済部愛南水産課	省略	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務若しくは兼務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務若しくは兼務を命ぜられたものとする。

企画振興部地域振興局地域政策課活力創出グループ担当係長	企画振興部政策企画局地域政策課活力創出グループ担当係長
企画振興部地域振興局地域政策課地域づくり支援グループ担当係長	企画振興部政策企画局地域政策課地域づくり支援グループ担当係長
企画振興部地域振興局地域政策課担当係長	企画振興部政策企画局地域政策課担当係長
企画振興部地域振興局地域政策課	企画振興部政策企画局地域政策課
企画振興部政策企画局統計課統計普及係長	企画振興部政策企画局企画統計課統計普及係長
企画振興部政策企画局統計課	企画振興部政策企画局企画統計課
スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課調整管理係長	観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課調整管理係長
スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課政策推進グループ担当係長	観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課政策推進グループ担当係長
スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課スポーツ振興グループ担当係長	観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課スポーツ振興グループ担当係長
スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課オリパラ・マスターズ推進室オリパラ・大会誘致グループ担当係長	観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課オリパラ推進室オリパラグループ担当係長
スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課担当係長	観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課担当係長
スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課	観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課
スポーツ・文化部スポーツ局競技スポーツ課競技力向上グループ担当係長	観光スポーツ文化部スポーツ局競技スポーツ課競技力向上グループ担当係長
スポーツ・文化部スポーツ局競技スポーツ課	観光スポーツ文化部スポーツ局競技スポーツ課
スポーツ・文化部文化局文化振興課文化振興グループ担当係長	観光スポーツ文化部文化局文化振興課文化振興グループ担当係長
スポーツ・文化部文化局文化振興課	観光スポーツ文化部文化局文化振興課
スポーツ・文化部文化局まなび推進課生涯学習係長	観光スポーツ文化部文化局まなび推進課生涯学習係長
スポーツ・文化部文化局まなび推進課研究科長	観光スポーツ文化部文化局まなび推進課研究科長
スポーツ・文化部文化局まなび推進課	観光スポーツ文化部文化局まなび推進課
企画振興部政策企画局自転車新文化推進課	観光スポーツ文化部観光交流局自転車新文化推進課
東予地方局総務企画部総務県民課担当係長	東予地方局地域産業振興部総務県民課担当係長
東予地方局総務企画部総務県民課総務係長	東予地方局地域産業振興部総務県民課総務係長
東予地方局総務企画部総務県民課県民生活係長	東予地方局地域産業振興部総務県民課県民生活係長
東予地方局総務企画部総務県民課防災対策室防災対策係長	東予地方局地域産業振興部総務県民課防災対策室防災対策係長
東予地方局総務企画部総務県民課防災対策室交通保安係長	東予地方局地域産業振興部総務県民課防災対策室交通保安係長
東予地方局総務企画部地域政策課企画調整係長	東予地方局地域産業振興部地域政策課企画調整係長
東予地方局総務企画部地域政策課地域振興係長	東予地方局地域産業振興部地域政策課地域振興係長

東予地方局総務企画部税務管理課納税室納税グループ担当係長	東予地方局地域産業振興部税務管理課納税室納税グループ担当係長
東予地方局総務企画部課税課不動産取得税グループ担当係長	東予地方局地域産業振興部課税課不動産取得税グループ担当係長
東予地方局総務企画部課税課自動車税係長	東予地方局地域産業振興部課税課自動車税係長
東予地方局総務企画部課税課軽油引取税係長	東予地方局地域産業振興部課税課軽油引取税係長
東予地方局産業経済部産業振興課農産物安全係長	東予地方局農林水産振興部農業振興課農産物安全係長
東予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室地域農業育成グループ担当係長	東予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室地域農業育成グループ担当係長
東予地方局産業経済部産業振興課産地戦略推進室産地戦略推進グループ担当係長	東予地方局農林水産振興部農業振興課産地戦略推進室産地戦略推進グループ担当係長
東予地方局産業経済部農村整備課用地事業グループ担当係長	東予地方局農林水産振興部農村整備課用地事業グループ担当係長
東予地方局産業経済部農村整備課農村整備グループ担当係長	東予地方局農林水産振興部農村整備課農村整備グループ担当係長
東予地方局産業経済部農村整備課企画調整室計画指導グループ担当係長	東予地方局農林水産振興部農村整備課企画調整室計画指導グループ担当係長
東予地方局産業経済部農村整備課企画調整室国営推進グループ担当係長	東予地方局農林水産振興部農村整備課企画調整室国営推進グループ担当係長
東予地方局産業経済部森林林業課森づくりグループ担当係長	東予地方局農林水産振興部森林林業課森づくりグループ担当係長
東予地方局産業経済部森林林業課治山林道係長	東予地方局農林水産振興部森林林業課治山林道係長
東予地方局産業経済部森林林業課治山林道グループ担当係長	東予地方局農林水産振興部森林林業課治山林道グループ担当係長
東予地方局産業経済部今治支局地域農業育成室地域農業育成グループ担当係長	東予地方局農林水産振興部今治支局地域農業育成室地域農業育成グループ担当係長
東予地方局産業経済部今治支局地域農業育成室技術普及グループ担当係長	東予地方局農林水産振興部今治支局地域農業育成室技術普及グループ担当係長
東予地方局産業経済部今治支局農村整備課用地事業グループ担当係長	東予地方局農林水産振興部今治支局農村整備課用地事業グループ担当係長
東予地方局産業経済部今治支局農村整備課農村整備グループ担当係長	東予地方局農林水産振興部今治支局農村整備課農村整備グループ担当係長
東予地方局産業経済部今治支局農村整備課団体指導グループ担当係長	東予地方局農林水産振興部今治支局農村整備課団体指導グループ担当係長
東予地方局産業経済部今治支局森林林業課森づくりグループ担当係長	東予地方局農林水産振興部今治支局森林林業課森づくりグループ担当係長
東予地方局産業経済部今治支局森林林業課治山林道係長	東予地方局農林水産振興部今治支局森林林業課治山林道係長
東予地方局産業経済部今治支局水産課水産係長	東予地方局農林水産振興部今治支局水産課水産係長
中予地方局総務企画部総務県民課防災対策室防災対策係長	中予地方局地域産業振興部総務県民課防災対策室防災対策係長
中予地方局総務企画部総務県民課担当係長	中予地方局地域産業振興部総務県民課担当係長
中予地方局総務企画部地域政策課企画調整係長	中予地方局地域産業振興部地域政策課企画調整係長
中予地方局総務企画部地域政策課市町支援係長	中予地方局地域産業振興部地域政策課市町支援係長
中予地方局総務企画部税務管理課収納管理グループ担当係長	中予地方局地域産業振興部税務管理課収納管理グループ担当係長
中予地方局総務企画部税務管理課納税室調査グループ担当係長	中予地方局地域産業振興部税務管理課納税室調査グループ担当係長
中予地方局総務企画部税務管理課納税室特別滞納整理グループ担当係長	中予地方局地域産業振興部税務管理課納税室特別滞納整理グループ担当係長
中予地方局総務企画部税務管理課納税室納税グループ担当係長	中予地方局地域産業振興部税務管理課納税室納税グループ担当係長
中予地方局総務企画部税務管理課納税室自動車税グループ担当係長	中予地方局地域産業振興部税務管理課納税室自動車税グループ担当係長
中予地方局総務企画部課税課事業税係長	中予地方局地域産業振興部課税課事業税係長

中予地方局総務企画部課税課資産課税グループ担当係長	中予地方局地域産業振興部課税課資産課税グループ担当係長
中予地方局産業経済部産業振興課企画調整係長	中予地方局農林水産振興部農業振興課企画調整係長
中予地方局産業経済部産業振興課農業振興係長	中予地方局農林水産振興部農業振興課農業振興係長
中予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室地域農業育成グループ担当係長	中予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室地域農業育成グループ担当係長
中予地方局産業経済部産業振興課産地戦略推進室産地戦略推進グループ担当係長	中予地方局農林水産振興部農業振興課産地戦略推進室産地戦略推進グループ担当係長
中予地方局産業経済部農村整備第一課用地事業グループ担当係長	中予地方局農林水産振興部農村整備第一課用地事業グループ担当係長
中予地方局産業経済部農村整備第一課農村整備グループ担当係長	中予地方局農林水産振興部農村整備第一課農村整備グループ担当係長
中予地方局産業経済部農村整備第一課企画調整室計画指導グループ担当係長	中予地方局農林水産振興部農村整備第一課企画調整室計画指導グループ担当係長
中予地方局産業経済部農村整備第二課総合整備グループ担当係長	中予地方局農林水産振興部農村整備第二課総合整備グループ担当係長
中予地方局産業経済部森林林業課森づくりグループ担当係長	中予地方局農林水産振興部森林林業課森づくりグループ担当係長
中予地方局産業経済部森林林業課治山林道係担当係長	中予地方局農林水産振興部森林林業課治山林道係担当係長
中予地方局産業経済部久万高原森林林業課森づくりグループ担当係長	中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課森づくりグループ担当係長
中予地方局産業経済部久万高原森林林業課治山林道係長	中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課治山林道係長
中予地方局産業経済部久万高原森林林業課治山林道係担当係長	中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課治山林道係担当係長
中予地方局産業経済部水産課水産係長	中予地方局農林水産振興部水産課水産係長
南予地方局総務企画部総務県民課担当係長	南予地方局地域産業振興部総務県民課担当係長
南予地方局総務企画部総務県民課総務係長	南予地方局地域産業振興部総務県民課総務係長
南予地方局総務企画部地域政策課企画調整係長	南予地方局地域産業振興部地域政策課企画調整係長
南予地方局総務企画部地域政策課市町支援係長	南予地方局地域産業振興部地域政策課市町支援係長
南予地方局総務企画部税務課収納管理係長	南予地方局地域産業振興部税務課収納管理係長
南予地方局総務企画部税務課不動産取得税グループ担当係長	南予地方局地域産業振興部税務課不動産取得税グループ担当係長
南予地方局総務企画部税務課軽油引取税係長	南予地方局地域産業振興部税務課軽油引取税係長
南予地方局産業経済部産業振興課企画調整係担当係長	南予地方局農林水産振興部農業振興課企画調整係担当係長
南予地方局産業経済部産業振興課農産物安全係長	南予地方局農林水産振興部農業振興課農産物安全係長
南予地方局産業経済部産業振興課農業振興係長	南予地方局農林水産振興部農業振興課農業振興係長
南予地方局産業経済部産業振興課農業振興係担当係長	南予地方局農林水産振興部農業振興課農業振興係担当係長
南予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室地域農業育成グループ担当係長	南予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室地域農業育成グループ担当係長
南予地方局産業経済部産業振興課産地戦略推進室産地戦略推進グループ担当係長	南予地方局農林水産振興部農業振興課産地戦略推進室産地戦略推進グループ担当係長
南予地方局産業経済部農村整備課農村整備グループ担当係長	南予地方局農林水産振興部農村整備課農村整備グループ担当係長
南予地方局産業経済部農村整備課復興グループ担当係長	南予地方局農林水産振興部農村整備課復興グループ担当係長
南予地方局産業経済部農村整備課企画調整室計画指導グループ担当係長	南予地方局農林水産振興部農村整備課企画調整室計画指導グループ担当係長
南予地方局産業経済部森林林業課森づくりグループ担当係長	南予地方局農林水産振興部森林林業課森づくりグループ担当係長
南予地方局産業経済部森林林業課治山林道係担当係長	南予地方局農林水産振興部森林林業課治山林道係担当係長
南予地方局産業経済部森林林業課山のみち整備係長	南予地方局農林水産振興部森林林業課山のみち整備係長
南予地方局産業経済部森林林業課治山林道グループ担当係長	南予地方局農林水産振興部森林林業課治山林道グループ担当係長

南予地方局産業経済部水産課漁港係長	南予地方局農林水産振興部水産課漁港係長
南予地方局産業経済部八幡浜支局地域農業育成室地域農業育成グループ担当係長	南予地方局農林水産振興部八幡浜支局地域農業育成室地域農業育成グループ担当係長
南予地方局産業経済部八幡浜支局産地戦略推進室産地戦略推進グループ担当係長	南予地方局農林水産振興部八幡浜支局産地戦略推進室産地戦略推進グループ担当係長
南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整備第一課用地事業グループ担当係長	南予地方局農林水産振興部八幡浜支局農村整備第一課用地事業グループ担当係長
南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整備第一課農村整備グループ担当係長	南予地方局農林水産振興部八幡浜支局農村整備第一課農村整備グループ担当係長
南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整備第二課総合整備グループ担当係長	南予地方局農林水産振興部八幡浜支局農村整備第二課総合整備グループ担当係長
南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整備第二課南予用水グループ担当係長	南予地方局農林水産振興部八幡浜支局農村整備第二課南予用水グループ担当係長
南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課森づくりグループ担当係長	南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課森づくりグループ担当係長
南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課治山林道係長	南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課治山林道係長
南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課治山林道係担当係長	南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課治山林道係担当係長
南予地方局産業経済部八幡浜支局水産課水産係長	南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課水産係長

○愛媛県規則第57号

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の職の設置規則（昭和48年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<p>（職の設置）</p> <p><b>第2条</b> 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。</p>		<p>（職の設置）</p> <p><b>第2条</b> 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。</p>	
区分	職	区分	職
知事の事務部局	<p>本庁</p> <p>部長、営業本部長、防災安全統括部長、<u>特命担当部長</u>、局長、部付、営業副本部長、秘書広報統括監、環境技術専門監、医療政策監、技術監、参事、課長、室長、営業本部マネージャー、副参事、技幹、医監、えひめ愛・野球博推進監、サイクリング普及調整監、危機管理監、原子力安全対策推進監、感染症対策調整監、水資源・ダム政策監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、課長補佐、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、廃棄物監視指導官、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付、専門員、専門学芸員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、すご味係長、すごモノ係長、主計係長、</p>	知事の事務部局	<p>本庁</p> <p>部長、営業本部長、防災安全統括部長、<u>_____</u>、局長、部付、営業副本部長、秘書広報統括監、環境技術専門監、医療政策監、技術監、参事、課長、室長、営業本部マネージャー、副参事、技幹、医監<u>_____</u>、サイクリング普及調整監、危機管理監、原子力安全対策推進監<u>_____</u>、水資源・ダム政策監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、課長補佐、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、廃棄物監視指導官、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付、専門員、専門学芸員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、すご味係長、すごモノ係長、主計係長、</p>

	科長、スゴ技係長、副隊長、隊員、主任、主任学芸員、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員		科長、スゴ技係長、副隊長、隊員、主任、主任学芸員、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
省略		省略	
省略		省略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第58号

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(愛媛県執務時間規則の一部改正)

第1条 愛媛県執務時間規則(平成元年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表(第3条関係)</p> <p>省略</p> <p>観光スポーツ文化局文化局まなび推進課</p> <p>省略</p> <p>経済労働部産業支援局産業人材課</p> <p>省略</p>	<p>別表(第3条関係)</p> <p>省略</p> <p>スポーツ・文化局文化局まなび推進課</p> <p>省略</p> <p>経済労働部産業雇用局政雇用課産業人材室</p> <p>省略</p>

(通訳案内士法施行細則の一部改正)

第2条 通訳案内士法施行細則(平成12年愛媛県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(全国通訳案内士登録簿の閲覧)</p> <p>第4条 法第27条の規定により全国通訳案内士登録簿(以下「登録簿」という。)を閲覧に供するため、愛媛県観光スポーツ文化局観光交流局観光国際課に全国通訳案内士登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を置く。</p> <p>2~7 省略</p>	<p>(全国通訳案内士登録簿の閲覧)</p> <p>第4条 法第27条の規定により全国通訳案内士登録簿(以下「登録簿」という。)を閲覧に供するため、愛媛県経済労働部観光交流局国際交流課に全国通訳案内士登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を置く。</p> <p>2~7 省略</p>

(愛媛県遊漁船業者登録簿閲覧規則の一部改正)

第3条 愛媛県遊漁船業者登録簿閲覧規則(平成15年愛媛県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表(第2条関係)</p> <p>1 西条市丹原町池田1611番地</p> <p>愛媛県東予地方局農林水産振興部水産課内</p>	<p>別表(第2条関係)</p> <p>1 西条市丹原町池田1161番地</p> <p>愛媛県東予地方局産業経済部水産課内</p>

2	今治市旭町一丁目4番地9 愛媛県東予地方局農林水産振興部今治支局水産課内
3	松山市北持田町132番地 愛媛県中予地方局農林水産振興部水産課内
4	八幡浜市北浜一丁目3番37号 愛媛県南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課内
5	宇和島市天神町7番1号 愛媛県南予地方局農林水産振興部水産課内
6	南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 愛媛県南予地方局農林水産振興部愛南水産課内

2	今治市旭町一丁目4番地9 愛媛県東予地方局産業経済部今治支局水産課 内
3	松山市北持田町132番地 愛媛県中予地方局産業経済部水産課 内
4	八幡浜市北浜一丁目3番37号 愛媛県南予地方局産業経済部八幡浜支局水産課 内
5	宇和島市天神町7番1号 愛媛県南予地方局産業経済部水産課 内
6	南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 愛媛県南予地方局産業経済部愛南水産課 内

(愛媛県スポーツ推進審議会規則の一部改正)

第4条 愛媛県スポーツ推進審議会規則(平成23年愛媛県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第5条 審議会の庶務は、 <u>観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課</u> において処理する。	(庶務) 第5条 審議会の庶務は、 <u>スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課</u> において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第59号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
(出納員以外の会計職員) 第5条 省略 2 省略 3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。	(出納員以外の会計職員) 第5条 省略 2 省略 3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。												
<table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>一 地方局地域産業振興部総務県民課の総務係長、東予地方局今治支局総務県民室の総務県民・防災対策グループ担当係長、南予地方局八幡浜支局総務県民室の総務県民グループ担当係長及び東予地方局農林水産振興部農業振興課の企画調整係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二 中予地方局建設部管理課貿易港管理係の職員並びに東予地方局農林水産振興部今治支局地域農業育成室、中予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室及び南予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室の技術普及グループ担当係長</td> <td></td> </tr> </table>	省略	省略	一 地方局地域産業振興部総務県民課の総務係長、東予地方局今治支局総務県民室の総務県民・防災対策グループ担当係長、南予地方局八幡浜支局総務県民室の総務県民グループ担当係長及び東予地方局農林水産振興部農業振興課の企画調整係長		二 中予地方局建設部管理課貿易港管理係の職員並びに東予地方局農林水産振興部今治支局地域農業育成室、中予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室及び南予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室の技術普及グループ担当係長		<table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>一 地方局総務企画部総務県民課 内の総務係長、東予地方局今治支局総務県民室の総務県民・防災対策グループ担当係長、南予地方局八幡浜支局総務県民室の総務県民グループ担当係長及び東予地方局産業経済部産業振興課 内の企画調整係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二 中予地方局建設部管理課貿易港管理係の職員並びに東予地方局産業経済部今治支局地域農業育成室、中予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室及び南予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室 内の技術普及グループ担当係長</td> <td></td> </tr> </table>	省略	省略	一 地方局総務企画部総務県民課 内の総務係長、東予地方局今治支局総務県民室の総務県民・防災対策グループ担当係長、南予地方局八幡浜支局総務県民室の総務県民グループ担当係長及び東予地方局産業経済部産業振興課 内の企画調整係長		二 中予地方局建設部管理課貿易港管理係の職員並びに東予地方局産業経済部今治支局地域農業育成室、中予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室及び南予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室 内の技術普及グループ担当係長	
省略	省略												
一 地方局地域産業振興部総務県民課の総務係長、東予地方局今治支局総務県民室の総務県民・防災対策グループ担当係長、南予地方局八幡浜支局総務県民室の総務県民グループ担当係長及び東予地方局農林水産振興部農業振興課の企画調整係長													
二 中予地方局建設部管理課貿易港管理係の職員並びに東予地方局農林水産振興部今治支局地域農業育成室、中予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室及び南予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室の技術普及グループ担当係長													
省略	省略												
一 地方局総務企画部総務県民課 内の総務係長、東予地方局今治支局総務県民室の総務県民・防災対策グループ担当係長、南予地方局八幡浜支局総務県民室の総務県民グループ担当係長及び東予地方局産業経済部産業振興課 内の企画調整係長													
二 中予地方局建設部管理課貿易港管理係の職員並びに東予地方局産業経済部今治支局地域農業育成室、中予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室及び南予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室 内の技術普及グループ担当係長													

三～六 省略	
省略	

(入札)

**第138条** 契約当事者は、一般競争入札の入札者に、1件ごとに入札金額、入札件名、提出年月日及び入札者の住所氏名を記載して押印をした入札書を、封書にして入札書であることを表記させ、指定の日時まで提出させなければならない。ただし、当該入札事務の担当者及び当該事務の責任者の職及び氏名並びにこれらの者の連絡先を当該入札書に記載させており、当該担当者又は当該責任者の本人確認を行った場合は、押印を省略させることができる。

2～4 省略

(入札の無効)

**第139条** 契約当事者は、一般競争入札において入札者が行なつた入札が次の各号のいずれかに該当するときは、その者がした入札を無効としなければならない。

(1)～(6) 省略

(7) 入札書の金額、記名、押印その他必要記載事項(前条第1項ただし書の場合にあつては入札書の金額、記名その他必要記載事項とし、電子入札の場合にあつては入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録、電子署名又は電子証明書とする。)を確認できないとき。

(8)・(9) 省略

(証拠書類の作成)

**第188条** 省略

2 支出の原因となる契約その他の行為の相手方から徴する証拠書類(契約書及び委任状を除く。)については、次に掲げる要件の全てを満たすときは、前項(印鑑の使用及び押印等に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、当該証拠書類への押印を省略することができる。

(1) 当該証拠書類を作成する事務を担当する者(以下この項において「担当者」という。)及び当該事務の責任者の職及び氏名並びにこれらの者の連絡先を当該証拠書類に記載していること。

(2) 担当者が当該証拠書類を電子メールにより県の複数の職員及び担当者の上司に送付する方法等により提出していること。

**様式第36号**(第68条、第69条、第81条、第101条、第198条、第208条、第211条、第216条、第217条、第219条、第220条の2関係)送金通知書

様式第36号(その1)

(表) 省略

(裏)

省略
代理人がお受け取りになる場合は、債権者が次の委任状に代理人の氏名を記入の上、署名又は記名押印をしてください。なお、その際、領収書欄には、代理人が署名又は記名押印をしてください。
省略

三～六 省略	
省略	

(入札)

**第138条** 契約当事者は、一般競争入札の入札者に、1件ごとに入札金額、入札件名、提出年月日及び入札者の住所氏名を記載して押印をした入札書を、封書にして入札書であることを表記させ、指定の日時まで提出させなければならない。

2～4 省略

(入札の無効)

**第139条** 契約当事者は、一般競争入札において入札者が行なつた入札が次の各号のいずれかに該当するときは、その者がした入札を無効としなければならない。

(1)～(6) 省略

(7) 入札書の金額、記名、押印その他必要記載事項(電子入札にあつては、  
\_\_\_\_\_入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録、電子署名又は電子証明書 \_\_\_\_\_)を確認できないとき。

(8)・(9) 省略

(証拠書類の作成)

**第188条** 省略

2 支出の原因となる契約その他の行為の相手方から徴する証拠書類(契約書及び委任状を除く。)については、次に掲げる要件の全てを満たすときは、前項(印鑑の使用及び押印等に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、当該証拠書類への押印を省略することができる。

(1) 当該証拠書類を作成する事務を担当する者(以下この項において「担当者」という。)及び当該事務の責任者の職及び氏名並びにこれらの者の連絡先を当該証拠書類に記載していること。

(2) 担当者が当該証拠書類を電子メールにより県の複数の職員及び担当者の上司に送付する方法等により提出していること。

**様式第36号**(第68条、第69条、第81条、第101条、第198条、第208条、第211条、第216条、第217条、第219条、第220条の2関係)送金通知書

様式第36号(その1)

(表) 省略

(裏)

省略
代理人がお受け取りになる場合は、債権者が次の委任状に代理人の氏名を記入の上、記名押印して_____ください。なお、その際、領収書欄には、代理人が記名押印して_____ください。
省略



注 省略

様式第36号(その2) 省略

様式第37号(第69条、第219条関係) 送金通知書再発行請求書

省略

注1・2 省略

3 債権者は、記名押印に代えて署名することができる。

様式第52号(第99条、第218条関係) 小切手再交付申請書

省略

注1 省略

2 所持人は、記名押印に代えて署名することができる。

様式第53号(第100条、第101条関係) 償還請求書

省略

注1・2 省略

3 記名押印に代えて署名することができる。

様式第71号(第125条関係) 保管書再交付申請書

省略

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

注 省略

様式第36号(その2) 省略

様式第37号(第69条、第219条関係) 送金通知書再発行請求書

省略

注1・2 省略

様式第52号(第99条、第218条関係) 小切手再交付申請書

省略

注 省略

様式第53号(第100条、第101条関係) 償還請求書

省略

注1・2 省略

様式第71号(第125条関係) 保管書再交付申請書

省略

注 省略

第2条 愛媛県会計規則の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第13号、様式第33号の3(その2)、様式第58号から様式第60号まで、様式第69号、様式第72号(その2)、様式第74号から様式第77号まで及び様式第79号中「㊦」を削る。

様式第82号の2中「金融機関名 ㊦」を「金融機関名」に改める。

様式第83号、様式第84号、様式第87号、様式第88号、様式第90号の2及び様式第91号中「㊦」を削る。

様式第92号中「㊦」を削る。

様式第93号、様式第94号及び様式第96号の2から様式第101号の2までの規定中「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則施行の際現にある第1条の規定による改正前の愛媛県会計規則様式第36号(その1)並びに第2条の規定による改正前の愛媛県会計規則様式第33号の3(その2)、様式第90号の2から様式第94号まで及び様式第96号の2から様式第101号の2までの規定による書類の用紙は、当分の間、これを使用することができる。

○愛媛県規則第60号

地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中村時広

地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

(地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則の一部改正)

第1条 地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則(昭和46年愛媛県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 and 改正前. Row 1: 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の規定により、知事が定める職は、次のとおりとする。(1) 局長 (2)-(4) 省略

(地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部改正)

第2条 地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則（昭和46年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Content includes '地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書に規定する主要な職員は、次のとおりとする。' and lists of staff positions like '局長' and '病院管理監'.

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

○愛媛県告示第445号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公衆の閲覧に供する方法（平成13年4月愛媛県告示第866号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Content includes '1 省略', '2 閲覧所の場所及び閲覧時間', and '3 省略'. It also contains sub-tables for '公表事項' and '閲覧所の場所'.

○愛媛県告示第446号

農業指導班及び普及指導員の駐在所の名称、位置及び担当区域の決定（平成17年4月愛媛県告示第805号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Content includes a table with columns '名称', '位置', and '担当区域', listing agricultural guidance classes and their locations.

2	東予地方局農林水産振興部今治支局地域農業育成室しまなみ農業指導班	省略	
3	中予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室久万高原農業指導班	省略	
4	中予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室伊予農業指導班	省略	
5	南予地方局農林水産振興部八幡浜支局地域農業育成室大洲農業指導班	省略	
6	南予地方局農林水産振興部八幡浜支局地域農業育成室西予農業指導班	省略	
7	南予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室鬼北農業指導班	省略	
8	南予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室愛南農業指導班	省略	
9	東予地方局農林水産振興部今治支局地域農業育成室普及指導員岩城駐在所	省略	
10	中予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室普及指導員中島駐在所	省略	

2	東予地方局産業経済部今治支局地域農業育成室しまなみ農業指導班	省略	
3	中予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室久万高原農業指導班	省略	
4	中予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室伊予農業指導班	省略	
5	南予地方局産業経済部八幡浜支局地域農業育成室大洲農業指導班	省略	
6	南予地方局産業経済部八幡浜支局地域農業育成室西予農業指導班	省略	
7	南予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室鬼北農業指導班	省略	
8	南予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室愛南農業指導班	省略	
9	東予地方局産業経済部今治支局地域農業育成室普及指導員岩城駐在所	省略	
10	中予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室普及指導員中島駐在所	省略	

○愛媛県告示第447号

愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成14年3月愛媛県告示第701号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所	口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
省略				省略			
狩猟免許試験	知識試験及び技能試験の得点並びに適性試験の結果	合格発表の日から1月間	地方局農林水産振興部森林林業課、久万高原森林林業課又は肱川流域林業振興課のうち、開示請求をする者が受験した試験場の所在地を管轄する課	狩猟免許試験	知識試験及び技能試験の得点並びに適性試験の結果	合格発表の日から1月間	地方局産業経済部森林林業課又は久万高原森林林業課____  のうち、開示請求をする者が受験した試験場の所在地を管轄する課
省略				省略			

○愛媛県告示第448号

愛媛県土木工事共通仕様書（平成18年6月愛媛県告示第986号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

（「次のように」は、省略し、改正後の愛媛県土木工事共通仕様

書は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課及び土木部土木管理土木管理課並びに各地方局農林水産振興部農業振興課及び建設部管理課並びに四国中央土木事務所用地管理課、今治土木事務所管理課、久万高原土木事務所用地管理課、大洲土木事務所事業管理課、八幡浜土木事務所管理課、西予土木事務所用地管理課及び愛南土木事務所用地管理課に備え置いて縦覧に供する。)

#### ○愛媛県告示第449号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、三島・川之江港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中村時広

種類	位置	数量及び能力
軌道走行式荷役機械（ガントリークレーン）	四国中央市三島宮川一丁目字神之元2342番	数量 1基 能力 吊り上げ荷重 47.8トン

#### ○愛媛県告示第451号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	松山港内宮線	松山市馬木町2149から 同市内宮町603番4まで	旧	メートル 95~16.1	キロメートル 0.291	一部廃止
			新	0	0	

### 訓令

#### ○愛媛県訓令第6号

庁中一般

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中村時広

#### 愛媛県処務細則の一部を改正する訓令

愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条の3 省略 (特命担当部長)</p> <p>第3条の4 特命担当部長は、知事の命を受け、特命事項を処理する。 (局長)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 行財政改革局長、デジタル戦略局長、文化局長、観光交流局長、防災局長、環境局長、健康衛生局長、生きがい推進局長、産業支援局長、農業振興局長、森林局長、水産局</p>	<p>第3条の3 省略</p> <p>(局長)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 行財政改革局長、地域振興局長、文化局長、防災局長、環境局長、健康衛生局長、生きがい推進局長、産業支援局長、観光交流局長、農業振興局長、森林局長、水産局</p>

長、河川港湾局長及び道路都市局長は、上司の命を受け、それぞれ行財政改革局、デジタル戦略局、文化局、観光交流局、防災局、環境局、健康衛生局、生きがい推進局、産業支援局、農業振興局、森林局、水産局、河川港湾局及び道路都市局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(課長等)

第10条 省略

2 えひめ愛・野球博推進監は、上司の命を受け、愛・野球博の推進に関する業務を行う。

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 感染症対策調整監は、上司の命を受け、新型コロナウイルス感染症対策に関する事務を調整し、整理するとともに、保健福祉課及び健康増進課に係る当該事務を掌理し、これらの課の当該事務を担当する職員を指揮監督する。

8 水資源・ダム政策監は、上司の命を受け、水資源及び河川管理施設であるダムに係る政策の推進等に関する事務を調整し、整理するとともに、河川課に係る当該事務を掌理し、同課の当該事務を担当する職員を指揮監督する。

9 省略

(決裁、専決及び代決)

第35条 省略

2 部長、局長、技術監、課長(室長を含む。)、原子力安全対策推進監、感染症対策調整監、水資源・ダム政策監、高速道路推進監及び特に指定された者は、別に定めるところにより、事務を専決し、又は代決することができる。

長、河川港湾局長及び道路都市局長は、上司の命を受け、それぞれ行財政改革局、地域振興局、文化局、防災局、環境局、健康衛生局、生きがい推進局、産業支援局、観光交流局、農業振興局、森林局、水産局、河川港湾局及び道路都市局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(課長等)

第10条 省略

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

6 水資源・ダム政策監は、上司の命を受け、水資源及び河川管理施設であるダムに係る政策の推進等に関する業務を行う

7 省略

(決裁、専決及び代決)

第35条 省略

2 部長、局長、技術監、課長(室長を含む。)、原子力安全対策推進監、高速道路推進監及び特に指定された者は、別に定めるところにより、事務を専決し、又は代決することができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第7号

庁中一般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table details the amendment of Article 2 regarding the interpretation of terms used in the ordinance. The 'After' column lists various positions such as 'Department Chief', 'Section Chief', and 'Chief of the Office of the Prefectural Office' with specific roles and responsibilities. The 'Before' column lists similar positions but with different phrasing and some missing details.

事務に限る。)（以下「主幹等」という。）が、常時、知事（出納員にあつては、会計管理者）に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。

(3) 省略

(代決者)

**第5条** 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者
知事の 権限に 属する 事務	省略		
	局長	省略	
	営業副 本部長	営業本部マネージャ 二	営業主幹
	省略		
	課長	原子力安全対策推進 監(担 任 事 務 に 限 る。)、感染症対策 調整監(担 任 事 務 に 限る。)、水資源・ ダム政策監(担 任 事 務に限る。)、高速 道路推進監(担 任 事 務に限る。)、主幹 等又は所長	省略
	省略		
	原子力 安全対 策推進 監、感 染症対 策調整 監、水 資源・ ダム政 策監及 び高速 道路推 進監	原子力安全対策推進 監、感染症対策調整 監、水資源・ダム政 策監又は高速道路推 進監が指定した職員	
省略			

2 省略

別表第1（第4条関係）

知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の 種 類	事 項	決裁区分			
		知 事	専決者		
			部 長	局 長	課 長
1～27					
省略					

備考 1～9 省略

事務に限る。)（以下「主幹等」という。）が、常時、知事（出納員にあつては、会計管理者）に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。

(3) 省略

(代決者)

**第5条** 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者
知事の 権限に 属する 事務	省略		
	局長	省略	
	省略		
	課長	原子力安全対策推進 監(担 任 事 務 に 限 る。) _____ _____ _____、高速 道路推進監(担 任 事 務に限る。)、主幹 等又は所長	省略
	省略		
	原子力 安全対 策推進 監_____	原子力安全対策推進 監_____	
省略			
	_____及 び高速 道路推 進監	_____又は高速道路推 進監が指定した職員	
省略			

2 省略

別表第1（第4条関係）

知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の 種 類	事 項	決裁区分			
		知 事	専決者		
			部 長	局 長	課 長
1～27					
省略					

備考 1～9 省略

10 感染症対策調整監の担任意務に係るこの表2の部9の項、12の項(1)及び15の項(1)、9の部2の項(2)、3の項(2)及び4の項(2)、24の部1の項(2)並びに27の部1の項(3)アの規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「感染症対策調整監」とする。

11 省略

12 省略

13 12の規定にかかわらず、営業本部長、営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長又はすごモノ係長の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「産業政策課長」とする。

14 12の規定にかかわらず、秘書広報統括監の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「総合政策課長」とする。

15 12の規定にかかわらず、防災安全統括部長の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「県民生活課長」とする。

16 省略

別表第2(第4条関係)

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
人事課	1・2 省略					
	3 分限、懲戒等に関する事務	1 分限処分に関すること(地公法第28条、教特法第10条、第30条)。				
		(1) 病気休職				
		ア 省略				
		イ ア及びウ以外のもの				
		ウ 会計年度任用職員に係るもの				—
	(2) 省略					
2 省略						
4~10 省略						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹

10 省略

11 省略

12 11の規定にかかわらず、営業本部長、営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長又はすごモノ係長の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「産業政策課長」とする。

13 11の規定にかかわらず、秘書広報統括監の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「総合政策課長」とする。

14 11の規定にかかわらず、防災安全統括部長の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「県民生活課長」とする。

15 省略

別表第2(第4条関係)

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
人事課	1・2 省略					
	3 分限、懲戒等に関する事務	1 分限処分に関すること(地公法第28条、教特法第10条、第30条)。				
		(1) 病気休職				
		ア 省略				
		イ ア_____以外のもの				
		(2) 省略				
	2 省略					
4~10 省略						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹

市 町 振 興 課	1～3 省略						
	4 省略						
	5 省略						
	6 省略						
	7 省略						
	8 省略						
	9 省略						
	10 省略						
	11 省略						
	12 省略						
	13 省略						
	14 省略						
	15 省略						
	16 省略						
	17 省略						

市 町 振 興 課	1～3 省略						
	4 行政 手続に おける 特定の 個人を 識別す るため の番号 の利用 等に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 特定個人情報保護評価に係 る評価書等の特定個人情報保 護委員会への提出並びに当該 評価書等の公表（特定個人情 報保護評価に関する規則第3 条、第5条、第6条、第7条 第5項、第6項、第14条）					
	5 省略						
	6 省略						
	7 省略						
	8 省略						
	9 省略						
	10 省略						
	11 省略						
	12 省略						
	13 省略						
	14 省略						
	15 省略						
	16 省略						
	17 省略						
	18 省略						

別表第3（第4条関係）

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
総 合 政 策 課	1～8 省略				

別表第3（第4条関係）

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
総 合 政 策 課	1～8 省略				

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長



地域政策課	1 地域振興に関する事務	1 地域振興の企画及び調整に関すること。	—		
	2 規制緩和に関する事務の総括に関する事務	1 規制緩和に関する事務の総括に関すること。		—	
	3 国立大学及び国立高等専門学校に関する事務	1 国立大学及び国立高等専門学校に関すること。	—		
	4 多極分散型国土形成促進法の施行に関する事務	1 振興拠点地域基本構想の作成及び協議（第7条第1項）	—		
		2 関係市町に対する協議（第7条第5項、第10条第2項）			—
		3 振興拠点地域基本構想の公表（第8条第3項、第10条第2項）		—	
		4 振興拠点地域基本構想の変更及び変更協議（第10条第1項）	—		
	5 地域再生法の施行に関する事務	1 新たな措置の提案（第4条の3第1項）	—		
		2 地域再生計画に関すること。			
		(1) 意見聴取（第5条第5項、第7条第2項）			—
(2) 内閣総理大臣に対する確認の要求（第5条第11項、第7条第2項）		—			
(3) 実施状況の報告（第8条）			—		
(4) 関係行政機関の事務の調整の要請（第10条の2第1項）			—		
(5) 地域再生に関する施策の改善の提案（第11条第1項）		—			
3 地域再生協議会に関すること。					
(1) 組織（第12条第1項）	—				

	(2) <u>組織要請への対応（第12条第6項）</u>	—		
	(3) <u>構成員に係る申出への対応（第12条第9項）</u>		—	
	4 <u>地方活力向上地域特定業務施設整備計画に関すること。</u>			
	(1) <u>認定及び変更の認定（第17条の2第1項、第4項）</u>		—	
	(2) <u>認定の取消し（第17条の2第6項）</u>		—	
	5 <u>地域再生土地利用計画に関すること。</u>			
	(1) <u>農地転用に係る記載についての同意（第17条の17第5項、第11項）</u>		—	
	(2) <u>開発行為及び建築行為等に係る記載についての同意（第17条の17第7項、第11項）</u>		—	
	6 <u>職員の派遣の要請及びあっせんの求め（第34条）</u>	—		
6 離島振興法の施行に関する事務	1 <u>離島振興計画の作成及び変更（第4条第1項、第5項、第8項、第12項）</u>	—		
	2 <u>離島振興計画案の提出の要求（第4条第3項、第12項）</u>			—
	3 <u>離島活性化交付金等事業計画の作成、変更等（第7条の2第1項、第6項、第7条の3第1項）</u>	—		
	4 <u>離島活性化交付金等事業計画の作成に係る意見聴取等（第7条の2第4項から第6項まで）</u>			—
7 過疎地域自立促進特別措置法の施行に関する事務	1 <u>過疎地域自立促進方針の作成（第5条）</u>	—		
	2 <u>過疎地域自立促進市町村計画の作成及び変更についての協議（第6条第4項、第7項）</u>		—	
	3 <u>過疎地域自立促進県計画の作成（第7条第1項、第4項）</u>	—		
	4 <u>過疎地域自立促進県計画の変更（第7条第4項、第5項）</u>	—		
8 半島振興法の施行	1 <u>関係市町長に対する協議（第2条第2項、第3条第3項、第5項）</u>			—

に関する事務	2 半島振興計画の作成及び協議（第3条第1項）	—		
	3 半島振興計画の変更及び変更協議（第3条第1項、第5項）		—	
9 防災のため の集団 移転促 進事業 に係る 国の財 政上の 特別措 置等に 関する 法律の 施行に 関する 事務	1 市町の集団移転促進事業計画に関する意見の申出等（第3条）			—
	2 市町の集団移転促進事業の実施に関する助言、指導等（第9条）			—
10 地方 拠点都 市地域 の整備 及び産 業業務 施設の 再配置 の促進 に関す る法律 の施行 に関す る事務	1 主務大臣に対する協議（第4条第2項、第5条第2項）		—	
	2 関係市町に対する協議（第4条第3項、第5条第2項）			—
	3 基本計画の同意及び変更の同意（第6条第1項、第8項、第7条）		—	
11 総合 交通対 策の総 合企 画、総 合調整 及び推 進に関 する事 務	1 総合交通対策の総合企画、総合調整及び推進	—		
	2 総合交通計画の策定	—		
12 太平 洋新国 土軸構 想の推 進に関 する事 務	1 太平洋新国土軸構想の推進	—		
	2 豊予海峡ルートの建設推進		—	

13 鉄道、海上交通運輸その他交通運輸に関する事務	1 新幹線鉄道の推進及び鉄道網の整備推進		—		
	2 海上交通運輸その他交通運輸に関すること。			—	

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
企画統計課	1 統計法の施行に関する事務	1 統計調査員の任免(第14条)			—	
		2 調査票情報等の利用(第27条第2項、第33条第1号)			—	
		3 統計調査実施に伴う関係機関との協調(第30条)			—	
		4 調査区の設定及び修正(統計法施行令第4条第1項)			—	
		5 調査票その他関係書類の提出(統計法施行令第4条第1項)			—	
		6 調査票の配布、収集、審査及び集計(統計法施行令第4条第1項)			—	
		7 統計事務の指導			—	
		8 統計調査員の指揮監督			—	
		9 一般統計調査の受託			—	
2 愛媛県統計調査条例の施行に関する事務	1 県基幹統計調査の指定及び解除(第2条第2項、第3条第1項)		—			
3 統計功労者の表彰に関する事務	1 統計功労者の表彰			—		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長

デ ジ タ ル 化 施 策 の 総 合 企 画、 総 合 調 整 及 び 推 進 に 関 する 事 務	1	1	デジタル化施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。					
		(1)	特に重要なもの	—				
		(2)	重要なもの		—			
		(3)	軽易なもの				—	
	2	1	放送法の施行に関する事務	小規模施設特定有線一般放送に関すること。				
		(1)	関係行政機関等に対する協力要請（第145条第2項）				—	
		(2)	報告の徴収及び立入検査（第145条第4項）			—		
	3	1	デジタルマーケティングの総合企画、総合調整及び推進に関する事務	デジタルマーケティングの総合企画、総合調整及び推進に関すること。				
		(1)	特に重要なもの	—				
	(2)	重要なもの		—				
	(3)	軽易なもの				—		

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分				
			知 事	専 決 者			
				部 長	局 長	課 長	
自 転 車 新 文 化 推 進 課	1	1	自転車施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。				
		(1)	特に重要なもの	—			
		(2)	重要なもの		—		
		(3)	軽易なもの				—
	2	1	自転車新文化の普及及び拡大に関する事務	自転車新文化の普及及び拡大に関すること。			
	(1)	特に重要なもの	—				
	(2)	重要なもの		—			
	(3)	軽易なもの				—	

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
統 計 課	1 統計 法の施 行に関 する事 務	1 調査区の設定及び修正（第16条、統計法施行令（以下この部において「政令」という。）第4条第1項）			—	
		2 統計調査員の任免（第14条、第16条、政令第4条第1項）			—	
		3 資料の提出の要求及び立入検査（第15条第1項、第16条、政令第4条第1項）			—	
		4 調査票その他関係書類の提出（第16条、政令第4条第1項）			—	
		5 統計調査実施に伴う関係機関との協調（第30条）			—	
		6 調査票情報等の利用（第27条第2項、第33条第1号）			—	
		7 届出を要する統計調査の進達（第24条第1項）			—	
		8 調査票の配布、収集、審査及び集計				—
		9 統計事務の指導				—
		10 統計調査員の指揮監督				—
		11 一般統計調査の受託			—	
2 愛媛 県統計 調査条 例の施 行に関 する事 務	1 県基幹統計調査の指定及び解除（第2条第2項、第3条第1項）		—			
3 統計 功労者 の表彰 に関す る事務	1 統計功労者の表彰			—		

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
ス マ	1 庁内 働き方	1 庁内働き方改革の推進に関すること。				

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
情 報						

二 ト 行 政 推 進 課	改革の 推進に 関する 事務	(1) 特に重要なもの	—				
		(2) 重要なもの		—			
		(3) 軽易なもの				—	
	2	省略					
	3	省略					
	4	省略					
	5	省略					
	6	省略					
	7	省略					
8	省略						

シ ス テ ム 課							
	1	省略					
	2	省略					
	3	省略					
	4	省略					
	5	省略					
6	省略						
7	省略						

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
総 務 事 務 改 革 室	1 総務 系事務 改革の 推進に 関する 事務	1 総務系事務改革の推進に関 すること。			
		(1) 特に重要なもの	—		
		(2) 重要なもの		—	
		(3) 軽易なもの			—

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
デ ジ タ ル シ フ ト 推 進 課	1 デジ タル化 施策の 総合企 画、総 合調整 及び推 進に関 する事 務	1 デジタル化施策の総合企 画、総合調整及び推進に関す ること。			
		(1) 特に重要なもの	—		
		(2) 重要なもの		—	
		(3) 軽易なもの			—
	2 放送 法の施 行に関 する事 務	1 小規模施設特定有線一般放 送に関すること。			
		(1) 関係行政機関等に対する 協力要請（第145条第2 項）			—
	(2) 報告の徴収及び立入検査 （第145条第4項）		—		
3 デジ タルマ ーケテ	1 デジタルマーケティングの 総合企画、総合調整及び推進 に関すること。				

イング の総合 企画、 総合調 整及び 推進に 関する 事務	(1) 特に重要なもの	—			
	(2) 重要なもの		—		
	(3) 軽易なもの				—

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
地 域 政 策 課	1 地域 振興に 関する 事務	1 地域振興の企画及び調整に 関すること。	—		
	2 規制 緩和に 関する 事務の 総括に 関する 事務	1 規制緩和に関する事務の総 括に関すること。		—	
	3 国立 大学及 び国立 高等専 門学校 に關す る事務	1 国立大学及び国立高等専門 学校に関すること。		—	
4 地域 総合整 備資金 の貸付 けに關 する事 務	1 地域振興民間能力活用事業 計画の策定及び貸付対象事業 の認定等（愛媛県地域総合整 備資金貸付要綱（平成元年10 月6日制定。以下この部にお いて「要綱」という。）第3 条、第10条第2項）		—		
	2 貸付金の繰上償還の決定 （要綱第13条）				—
	3 貸付けの決定及び取消し （要綱第15条第1項から第3 項まで、第5項、第6項）		—		
	4 事業内容の変更の承認（要 綱第15条第4項）		—		
	5 貸付対象事業の完了届の受 理（要綱第18条）				—
	6 貸付対象施設の状況等の調 査及び報告の徴収等（要綱第 19条）				—



		7 貸付対象施設の変更又は処 分の承認（要綱第20条）	—		
		8 貸付に係る支出事務、徴 収事務等の委託（要綱第22 条）			—
		9 市町の貸付に係る意見具 申（愛媛県地域総合整備資金 貸付制度取扱要領第10の3）		—	
5 多極 分散型 国土形 成促進 法の施 行に関 する事 務	1 振興拠点地域基本構想の作 成及び協議（第7条第1項）	—			
	2 関係市町に対する協議（第 7条第5項、第10条第2項）				—
	3 振興拠点地域基本構想の公 表（第8条第3項、第10条第 2項）			—	
	4 振興拠点地域基本構想の変 更及び変更協議（第10条第1 項）	—			
6 地域 再生法 の施行 に関す る事務	1 新たな措置の提案（第4条 の3第1項）		—		
	2 地域再生計画に関するこ と。				
	(1) 認定申請及び変更の認定 申請（第5条第1項、第7 条第1項）		—		
	(2) 意見聴取（第5条第5 項、第7条第2項）				—
	(3) 提案に対する処理（第5 条第8項、第7条第2項）		—		
	(4) 内閣総理大臣に対する確 認の要求（第5条第12項、 第7条第2項）		—		
	(5) 実施状況の報告（第8 条）			—	
	(6) 関係行政機関の事務の調 整の要請（第10条の2第1 項）			—	
	(7) 地域再生に関する施策の 改善の提案（第11条第1 項）		—		
	3 地域再生協議会に関するこ と。				
(1) 組織（第12条第1項）		—			
(2) 組織要請への対応（第12 条第6項）		—			
(3) 構成員に係る申出への対 応（第12条第9項）			—		
4 地方活力向上地域特定業務 施設整備計画に関すること。					

		(1) 認定及び変更の認定(第17条の2第3項、第5項)			—
		(2) 認定の取消し(第17条の2第6項)			—
		5 地域再生土地利用計画に関すること。			
		(1) 農地転用に係る記載についての同意(第17条の7第5項)			—
		(2) 開発行為及び建築行為等に係る記載についての同意(第17条の7第6項)			—
		6 地域再生推進法人に関すること。			
		(1) 指定(第19条第1項、第2項)		—	
		(2) 変更の届出の処理(第19条第3項、第4項)			—
		(3) 報告の徴収(第22条第1項)			—
		(4) 業務運営改善命令(第22条第2項)		—	
		(5) 指定の取消し(第22条第3項、第4項)		—	
		(6) 情報の提供等(第23条)			—
		7 職員の派遣の要請及びあっせんのため(第34条)		—	
	7 離島振興法の施行に関する事務	1 離島振興計画の作成及び変更(第4条第1項、第5項、第8項、第12項)	—		
		2 離島振興計画案の提出の要求(第4条第3項、第12項)			—
		3 離島活性化交付金等事業計画の作成、変更等(第7条の2第1項、第6項、第7条の3第1項)		—	
		4 離島活性化交付金等事業計画の作成に係る意見聴取等(第7条の2第4項から第6項まで)			—
	8 過疎地域自立促進特別措置法の施行に関する事務	1 過疎地域自立促進方針の作成(第5条)	—		
		2 過疎地域自立促進市町村計画の作成及び変更についての協議(第6条第4項、第7項)			—
		3 過疎地域自立促進県計画の作成(第7条第1項、第4項)	—		

		4 過疎地域自立促進県計画の変更（第7条第1項、第4項、第5項）	—		
9 半島振興法の施行に関する事務	1 半島振興対策実施地域の指定の申請（第2条第1項）	—			
	2 関係市町長に対する協議（第2条第2項、第3条第3項、第5項）				—
	3 半島振興計画の作成及び協議（第3条第1項）	—			
	4 半島振興計画の変更及び変更協議（第3条第1項、第5項）		—		
10 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の施行に関する事務	1 市町の集団移転促進事業計画に関する意見の申出等（第3条）				—
	2 市町の集団移転促進事業の実施に関する助言、指導等（第9条）				—
11 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の施行に関する事務	1 地方拠点都市地域の指定、変更及び解除（第4条第1項、第4項、第5条）	—			
	2 主務大臣に対する協議（第4条第2項、第5条第2項）		—		
	3 関係市町に対する協議（第4条第3項、第5条第2項）				—
	4 基本計画の同意及び変更の同意（第6条第1項、第8項、第7条）		—		

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			
			知 事	専 決 者		
				部 長	局 長	課 長
交 通	1 総合交通対	1 総合交通対策の総合企画、総合調整及び推進	—			

対策課	策の総合企画、総合調整及び推進に関する事務	2 総合交通計画の策定	—		
	2 太平洋新国土軸構想の推進に関する事務	1 太平洋新国土軸構想の推進	—		
		2 豊予海峡ルートの建設推進	—		
	3 航空に関する事務	1 航空網の整備充実に関すること。	—		
	4 空港及び空港周辺地域の整備推進に関する事務	1 空港の整備推進に関すること。			
		(1) 拡張整備の推進	—		
		2 空港周辺地域の整備推進に関すること。			—
	5 松山空港地域活性化構想の推進に関する事務	1 松山空港地域活性化構想に関すること。			
		(1) 実施計画の策定及び変更	—		
		(2) 実施計画に基づく施策の推進			—
	2 松山空港地域活性化推進協議会に関すること。	—			
6 鉄道、海上交通運輸その他交通運輸に関する事務	1 新幹線鉄道の推進及び鉄道網の整備推進	—			
	2 海上交通運輸その他交通運輸に関すること。			—	
7 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関	1 報告の徴収及び立入検査（第21条第2項）			—	

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属する観光スポーツ文化部関係事務に係る  
特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
地域スポーツ課	1～5 省略				
	6 スポーツ大会等の誘致に関する事務	1 スポーツ大会等の誘致に関すること。			
		(1) 国際規模及び全国規模のもの	—		
		(2) (1)以外のもの		—	

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
オリパラ推進室	1 省略				

する事務

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属するスポーツ・文化部関係事務に係る  
特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
地域スポーツ課	1～5 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
オリパラ・マスターズタニズ推進室	1 省略				
	2 スポーツ大会等の誘致に関する事務	1 スポーツ大会等の誘致に関すること。			
		(1) 国際規模及び全国規模のもの	—		
		(2) (1)以外のもの		—	
	3 日本スポーツマスターズ2020愛媛大会に関する事務	1 日本スポーツマスターズ2020愛媛大会の開催準備に関すること。			
		(1) 特に重要なもの	—		
		(2) 重要なもの		—	
		(3) 軽易なもの			—

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
まなび推進課	1・2 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
まなび推進課	1・2 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
観光国際課	1 えひめお接待の心 観光振興条例の施行に関する事務	1 観光振興基本計画の策定及び変更（第10条第1項、第3項、第4項）	—			
	2 広域文化交流に関する事務	1 愛媛広域文化交流基盤整備の推進に関すること。	—			
	3 観光施設の整備に関する事務	1 市町の観光施設の整備指導	—			
		2 観光標識の設置	—			
	4 観光宣伝事業に関する事務	1 観光資料等の作成				—
		2 四国4県共同事業の実施				—
3 観光キャンペーン事業の実施					—	
5 観光客誘致事業の実施に関する事務	1 観光展及び観光懇談会の実施				—	
	2 広域観光推進事業の実施				—	
	3 観光ルートの設定		—			
6 旅行業法の施行に関する事務	1 旅行者（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。以下この項において					

		同じ。)、旅行者代理業者及び旅行サービス手配業者(以下この項において「旅行者等」という。)に関する <u>こと。</u>				
		(1) 旅行者等の登録(第3条、第5条第2項、第6条第2項、第23条、第25条第2項、第26条第2項)			—	
		(2) 旅行者の登録の有効期間の更新の登録(第5条第2項、第6条第2項、第6条の3第1項、第2項)			—	
		(3) 旅行者の業務の変更登録(第5条第2項、第6条第2項、第6条の4第1項、第2項)			—	
		(4) 旅行者等に対する必要な措置の勧告(第11条の2第8項、第28条第7項)			—	
		(5) 旅行者等に対する勧告に係る措置命令(第11条の2第9項、第28条第8項)			—	
		(6) 旅行者の定める旅行業約款の認可及び変更の認可(第12条の2第1項)			—	
		(7) 登録、有効期間の更新の登録及び変更登録の拒否をしようとする場合の意見の聴取(第64条第1項、第2項)			—	
7	国際交流に関する事務	1 都道府県国際交流推進協議会に関する <u>こと。</u>			—	
		2 海外友好親善事業に関する <u>こと。</u>			—	
		3 国際交流員に関する <u>こと。</u>			—	
		(1) 受入方針に関する <u>こと。</u>			—	
		(2) その他国際交流員に関する <u>こと。</u>			—	
		4 在県留学生に関する <u>こと。</u>			—	
8	国際協力に関する事務	1 海外技術研修員の受入れに関する <u>こと。</u>			—	
		(1) 受入方針に関する <u>こと。</u>			—	
		(2) その他海外技術研修員に関する <u>こと。</u>			—	
		2 青年海外協力隊の募集・啓発事業の実施			—	
9	国際観光振	1 国際観光振興事業の実施			—	

興事業 の実施 に関する 事務						
10 国際 観光ホ テル整 備法の 施行に 関する 事務	1 必要な措置の指示（第12条 第2項、第13条第2項、第18 条第2項）			—		
11 海外 移住に 関する 事務	1 海外移住に関すること。				—	

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	室 長
航 空 政 策 室	1 航空 に関する 事務	1 航空網の整備充実に関する こと。		—		
	2 空港 及び空 港周辺 地域の 整備推 進に関 する事 務	1 空港の整備推進に関するこ と。				
		(1) 拡張整備の推進	—			
		2 空港周辺地域の整備推進に 関すること。				—
	3 松山 空港地 域活性 化構想 の推進 に関す る事務	1 松山空港地域活性化構想に 関すること。				
		(1) 実施計画の策定及び変更	—			
(2) 実施計画に基づく施策の 推進				—		
	2 松山空港地域活性化推進協 議会に関すること。		—			

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
自 転 車 新 文	1 自転 車施策 の総合 企画、 総合調	1 自転車施策の総合企画、総 合調整及び推進に関するこ と。				
	(1) 特に重要なもの	—				
	(2) 重要なもの		—			



化 推 進 課	整及び 推進に 関する 事務	(3) 軽易なもの				—
	2 自転 車新文 化の普 及及び 拡大に 関する 事務	1 自転車新文化の普及及び拡大に関すること。				
		(1) 特に重要なもの	—			
		(2) 重要なもの		—		
		(3) 軽易なもの				—
	3 サイ クルツ ーリズムの推 進に関 する事 務	1 サイクルツーリズムの推進に関すること。				
		(1) 特に重要なもの	—			
		(2) 重要なもの		—		
		(3) 軽易なもの				—

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
人 権 対 策 課	1～7 省略				

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
人 権 対 策 課	1～7 省略				

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				防 災 安 全 統 括 部 長	局 長
防 災 危 機 管 理 課	1 災害 対策基 本法の 施行に 関する 事務 (他の 主管に 属する	1 指定地方公共機関の指定 (第2条第6号)	—		
		2 市町防災会議を設置しない こととした旨の報告に係る愛 媛県防災会議の意見の聴取 (第16条第5項)	—		
		3 都道府県防災会議の協議会 の設置(第17条、災害対策基 本法施行令(以下この部にお	—		

ものを除く。)	いて「政令」という。)第11条)				
	4 災害対策本部の設置(第23条第1項、第3項、原子力災害対策特別措置法第22条)	—			
	5 現地災害対策本部の設置(第23条第5項)	—			
	6 指定行政機関等の職員の派遣要請(第29条第1項)	—			
	7 指定行政機関等の職員の派遣要請に係る協議(第29条第3項)	—			
	8 内閣総理大臣に対する指定行政機関等の職員の派遣のあつせんの要求に係る協議(第29条第3項、第30条第3項)	—			
	9 内閣総理大臣に対する指定行政機関等の職員の派遣のあつせんの要求(第30条第1項、第2項)	—			
	10 市町長等に対する指定地方行政機関等の職員の派遣のあつせん(第30条第1項、第2項)	—			
	11 市町地域防災計画等の作成及び修正に係る愛媛県防災会議の意見の聴取(第42条第6項、第44条第3項)	—			
	12 防災訓練の実施(第48条第1項、第4項)	—			
	13 防災に必要な物資等の備蓄等の決定(第49条)	—			
	14 災害情報の収集及び伝達(第51条第1項)				—
	15 災害に関する警報に係る要請(第55条)				—
	16 通信設備の優先利用要求等(第57条、第61条の3、第79条)	—			
	17 市町長が行うべき避難の指示の代行等(第60条第6項、第7項、政令第23条の2)	—			
	18 避難の指示等に関する助言(第61条の2、第63条第4項)	—			
	19 市町長等の要請による応援等の決定(第68条、第80条第2項)	—			

20	災害時における市町の事務の受託等（第69条、政令第28条）	—		
21	災害に対する応急措置の実施（第70条第1項）	—		
22	指定行政機関の長に対する応急措置の要請等（第70条第3項）	—		
23	市町長に対する応急措置等の指示等（第72条第1項、第2項、第93条第2項）	—		
24	市町長が実施すべき措置の代行等（第73条第1項、第2項、政令第30条）	—		
25	他の都道府県知事等に対する応援の要求（第74条第1項、第74条の2第1項、第92条第2項）	—		
26	市町長に対する災害発生市町村長の応援の要求（第74条の2第2項、第74条の3第4項）	—		
27	内閣総理大臣による応援の要求の要求（第74条の3第1項）	—		
28	指定行政機関の長等に対する応援の要求等（第74条の4）	—		
29	災害時における事務の他の都道府県に対する委託等（第75条、政令第31条）	—		
30	従事命令等に係る損失補償等の決定（第82条第1項、第3項、第84条第2項）	—		
31	都道府県外広域一時滞在の協議（第86条の9第2項、第86条の11）	—		
32	関係市町長との協議（第86条の9第4項）	—		
33	市町長が実施すべき広域一時滞在の協議の代行等（第86条の10第1項、第2項、政令第36条の3）	—		
34	市町長に対する広域一時滞在の助言（第86条の12第1項）	—		
35	内閣総理大臣に対する広域一時滞在の助言の要求（第86条の12第2項）	—		

	36	指定公共機関等に対する被災者の運送の要請（第86条の14第1項）	—		
	37	指定公共機関等に対する被災者の運送の指示（第86条の14第2項）	—		
	38	被災者に関する情報の提供の要求（第86条の15第4項）			—
	39	指定行政機関の長等に対する物資又は資材の供給の要請等（第86条の16第1項）	—		
	40	必要な物資又は資材の供給の措置の実施（第86条の16第2項）	—		
	41	指定公共機関等に対する災害応急対策必要物資の運送の要請（第86条の18第1項）	—		
	42	災害応急対策必要物資の運送の指示（第86条の18第2項）	—		
	43	都道府県防災会議の協議会の規約変更及び廃止（政令第11条、第12条）	—		
	44	通信設備の優先利用等の要求の手續の協議（政令第22条）	—		
2 自衛隊法の施行に関する事務（他の主管に属するものを除く。）	1	自衛隊の災害派遣要請（第83条第1項）	—		
	2	自衛隊の防衛出動時における物資の収用等（第103条第1項から第4項まで、第6項、第7項、第103条の2第1項から第3項まで、自衛隊法施行令（以下この部において「政令」という。）第133条から第135条まで、第144条）	—		
	3	物資の収用等に係る損失補償等の決定（第103条第10項から第12項まで、第103条の2第3項、政令第137条第2項、第139条第2項、第141条第2項、第144条）	—		
	4	自衛隊の防衛出動等に係る意見の具申（第115条の6第2項、第115条の8第3項、第115条の10第4項、115条の11第5項、第115条の13第2項、第115条の14第2項、第115条の15第2項、第115条の	—		

		17第2項、第115条の21第2項、政令第161条第2項)				
3 防災 のため の集団 移転促 進事業 に係る 国の財 政上の 特別措 置等に 関する 法律の 施行に 関する 事務	1	市町の集団移転促進事業計画に対する国土交通大臣への意見の申出(第3条第4項、第6項)	—			
	2	市町の申出に基づく集団移転促進事業の実施(第6条第2項)	—			
	3	市町の集団移転促進事業計画等に対する指導、助言等の措置(第9条)	—			
4 武力 攻撃事 態等に おける 国民の 保護の ための 措置に 関する 法律の 施行に 関する 事務	1	国民の保護のための措置の実施に關すること。				
	(1)	措置の実施				
		ア 重要なもの		—		
		イ 軽易なもの				—
	(2)	指定行政機関の長等に対する措置の実施に關する要請(第11条第4項)	—			
	(3)	他の都道府県知事等に対する応援の要求等(第12条第1項)	—			
	(4)	他の都道府県に対する事務の委託(第13条)	—			
	(5)	市町長が実施すべき措置の代行(第14条第1項、第2項)		—		
	(6)	防衛大臣に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請(第15条第1項)	—			
	(7)	市町長等の要求による応援の決定(第18条第1項)		—		
	(8)	指定公共機関等の要求による応援の決定(第21条第2項)		—		
(9)	指定公共機関等に対する措置の実施に關する要請(第21条第3項)		—			
(10)	訓練の実施等(第42条第1項、第3項)		—			
(11)	県警察本部長等に対する避難住民の誘導の要請等(第63条第2項、第3項)	—				

(12) 対策本部長に対する武力 攻撃災害の防除及び軽減の 措置の要請（第97条第4 項）	—			
(13) 応急の復旧に関する支援 の要求（第140条）	—			
(14) 指定行政機関の長等に対 する職員の派遣の要請（第 151条第1項、第2項）	—			
(15) 総務大臣に対する職員の 派遣のあつせんの要請（第 151条第2項、第152条）	—			
2 都道府県国民保護対策本部 に関すること。				
(1) 内閣総理大臣に対する指 定の要請（第26条第1項）	—			
3 国民の保護に関する計画に 関すること。				
(1) 県の計画の作成及び変更 に係る協議等（第33条第6 項、第34条第4項、第5 項、第7項、第8項）	—			
(2) 県の計画の作成及び変更 （第34条第1項、第6項、 第8項）	—			
(3) 市町の計画の作成及び変 更に係る協議等（第35条第 5項、第8項）	—			
4 緊急対処保護措置の実施に 関すること。				
(1) 措置の実施				
ア 重要なもの	—			
イ 軽易なもの				—
(2) 指定行政機関の長等に対 する措置の実施に関する要 請（第11条第4項、第177 条第3項）	—			
(3) 他の都道府県知事等に対 する応援の要求等（第12条 第1項、第183条）	—			
(4) 他の都道府県に対する事 務の委託（第13条、第183 条）	—			
(5) 市町長が実施すべき措置 の代行（第14条第1項、第 2項、第183条）	—			
(6) 防衛大臣に対する自衛隊 の部隊等の派遣の要請（第 15条第1項、第183条）	—			

(7) 市町長等の要求による応援の決定（第18条第1項、第183条）	—		
(8) 指定公共機関等の要求による応援の決定（第21条第2項、第179条第2項）	—		
(9) 指定公共機関等に対する措置の実施に関する要請（第21条第3項、第179条第2項）	—		
(10) 訓練の実施等（第42条第1項、第3項、第183条）	—		
(11) 県警察本部長等に対する避難住民の誘導の要請等（第63条第2項、第3項、第183条）	—		
(12) 対策本部長に対する武力攻撃災害の防除及び軽減の措置の要請（第97条第4項、第183条）	—		
(13) 応急の復旧に関する支援の要求（第140条、第183条）	—		
(14) 指定行政機関の長等に対する職員の派遣の要請（第151条第1項、第2項、第183条）	—		
(15) 総務大臣に対する職員の派遣のあつせんの要請（第151条第2項、第152条、第183条）	—		
5 都道府県緊急対処事態対策本部に關すること。			
(1) 内閣総理大臣に対する指定の要請（第26条第1項、第183条）	—		

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				防 災 安 全 統 括 部 長	局 長
防 災	1 災害 対策基	1 指定地方公共機関の指定 （第2条第6号）	—		

危機管理課

本法の施行に関する事務（他の主管に属するものを除く。）

2	市町防災会議を設置しないこととした旨の報告に係る愛媛県防災会議の意見の聴取（第16条第5項）	—		
3	市町防災会議を設置しないこととした旨の報告に係る助言及び勧告（第16条第5項）	—		
4	都道府県防災会議の協議会の設置（第17条、災害対策基本法施行令（以下この部において「政令」という。）第11条）	—		
5	災害対策本部の設置（第23条第1項、原子力災害対策特別措置法第22条）	—		
6	現地災害対策本部の設置（第23条第5項）	—		
7	指定行政機関等の職員の派遣要請（第29条第1項）	—		
8	指定行政機関等の職員の派遣要請に係る協議（第29条第3項）	—		
9	内閣総理大臣に対する指定行政機関等の職員の派遣のあつせんの要求（第30条第1項、第2項）	—		
10	市町長等に対する指定地方行政機関等の職員の派遣のあつせん（第30条第1項、第2項）	—		
11	内閣総理大臣に対する指定行政機関等の職員の派遣のあつせんの要求に係る協議（第29条第3項、第30条第3項）	—		
12	市町地域防災計画等の作成及び修正に係る愛媛県防災会議の意見の聴取（第42条第6項、第44条第3項）	—		
13	市町地域防災計画等の作成及び修正に係る助言及び勧告（第42条第6項、第44条第3項）	—		
14	防災訓練の実施（第48条第1項、第4項）	—		
15	防災に必要な物資等の備蓄等の決定（第49条）	—		
16	災害情報の収集及び伝達（第51条第1項）			—
17	災害に関する警報に係る要請（第55条）			—



18 通信設備の優先利用要求等 (第57条、第61条の3、第79条)	—		
19 市町長が行うべき避難の指示の代行等(第60条第6項、第7項、政令第23条の2)	—		
20 避難の指示等に関する助言 (第61条の2、第63条第4項)	—		
21 市町長等の要請による応援等の決定(第68条、第80条第2項)	—		
22 災害時における市町の事務の受託等(第69条、政令第28条)	—		
23 災害に対する応急措置の実施(第70条第1項)	—		
24 指定行政機関の長に対する応急措置の要請等(第70条第3項)	—		
25 従事命令等の決定(第71条第1項、第81条第1項、政令第29条、第34条第1項)	—		
26 市町長に対する応急措置等の指示等(第72条第1項、第2項、第93条第2項)	—		
27 市町長が実施すべき措置の代行等(第73条第1項、第2項、政令第30条)	—		
28 他の都道府県知事等に対する応援の要求(第74条第1項、第74条の2第1項、第92条第2項)	—		
29 内閣総理大臣による応援の要求の要求(第74条の3第1項)	—		
30 市町長に対する災害発生市町村長の応援の要求(第74条の2第2項、第74条の3第4項)	—		
31 指定行政機関の長等に対する応援の要求等(第74条の4)	—		
32 災害時における事務の他の都道府県に対する委託等(第75条、政令第31条)	—		
33 従事命令等に係る損失補償等の決定(第82条第1項、第3項、第84条第2項)	—		

		34 都道府県外広域一時滞在の協議（第86条の9第2項、第86条の11）	—		
		35 関係市町長との協議（第86条の9第4項）	—		
		36 市町長が実施すべき広域一時滞在の協議の代行等（第86条の10第1項、第2項、政令第36条の3）	—		
		37 市町長に対する広域一時滞在の助言（第86条の12第1項）	—		
		38 内閣総理大臣に対する広域一時滞在の助言の要求（第86条の12第2項）	—		
		39 指定公共機関等に対する被災者の運送の要請（第86条の14第1項）	—		
		40 指定公共機関等に対する被災者の運送の指示（第86条の14第2項）	—		
		41 被災者に関する情報の提供の要求（第86条の15第4項）			—
		42 指定行政機関の長等に対する物資又は資材の供給の要請等（第86条の16第1項）	—		
		43 必要な物資又は資材の供給の措置の実施（第86条の16第2項）	—		
		44 指定公共機関等に対する災害応急対策必要物資の運送の要請（第86条の18第1項）	—		
		45 災害応急対策必要物資の運送の指示（第86条の18第2項）	—		
		46 都道府県防災会議の協議会の規約変更及び廃止（政令第11条、第12条）	—		
		47 通信設備の優先利用等の要求の手續の協議（政令第22条）	—		
		48 緊急通行車両（緊急自動車を除く。）の確認（政令第33条第1項、第2項）			—
2	自衛隊法の施行に関する事務（他の	1 自衛隊の防衛出動等に係る意見の具申（第115条の6第2項、第115条の8第3項、第115条の10第4項、115条の11第5項、第115条の13第2項、第115条の14第2項、第	—		

	主管に属するものを除く。)	115条の15第2項、第115条の17第2項、第115条の21第2項、自衛隊法施行令(以下この部において「政令」という。)第161条第2項)			
	2 自衛隊の災害派遣要請(第83条第1項)		—		
	3 自衛隊の防衛出動時における物資の収用等(第103条第1項から第4項まで、第6項、第7項、第103条の2第1項から第3項まで、政令第133条から第135条まで、第144条)		—		
	4 物資の収用等に係る損失補償等の決定(第103条第10項から第12項まで、第103条の2第3項、政令第137条第2項、第139条第2項、第141条第2項、第144条)		—		
	5 報告の徴収及び立入検査(第103条第13項から第15項まで、第103条の2第3項)		—		
3 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の施行に関する事務	1 市町の集団移転促進事業計画に対する国土交通大臣への意見の申出(第3条)		—		
	2 市町の申出に基づく集団移転促進事業の実施(第6条)		—		
	3 市町の集団移転促進事業計画等に対する指導、助言等の措置(第9条)		—		
4 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に関する	1 国民の保護のための措置の実施に關すること。				
	(1) 措置の実施				
	ア 重要なもの		—		
	イ 軽易なもの				—
	(2) 指定行政機関の長等に対する措置の実施に關する要請(第11条第4項)		—		
(3) 他の都道府県知事等に対する応援の要求等(第12条第1項)		—			

事務	(4) <u>他の都道府県に対する事務の委託（第13条）</u>	—		
	(5) <u>市町長が実施すべき措置の代行（第14条第1項、第2項）</u>	—		
	(6) <u>防衛大臣に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請（第15条第1項）</u>	—		
	(7) <u>市町長等の要求による応援の決定（第18条第1項）</u>	—		
	(8) <u>指定公共機関等の要求による応援の決定（第21条第2項）</u>	—		
	(9) <u>指定公共機関等に対する措置の実施に関する要請（第21条第3項）</u>	—		
	(10) <u>訓練の実施等（第42条第1項、第3項）</u>	—		
	(11) <u>県警察本部長等に対する避難住民の誘導の要請等（第63条第2項、第3項）</u>	—		
	(12) <u>対策本部長に対する武力攻撃災害の防除及び軽減の措置の要請（第97条第4項）</u>	—		
	(13) <u>応急の復旧に関する支援の要求（第140条）</u>	—		
	(14) <u>指定行政機関の長等に対する職員の派遣の要請（第151条）</u>	—		
	(15) <u>総務大臣に対する職員の派遣のあつせんの要請（第152条第1項、第2項）</u>	—		
	2 <u>都道府県国民保護対策本部に関すること。</u>			
	(1) <u>内閣総理大臣に対する指定の要請（第26条第1項）</u>	—		
	3 <u>国民の保護に関する計画に関すること。</u>			
(1) <u>県の計画の作成及び変更（第34条第1項、第6項、第8項）</u>	—			
(2) <u>県の計画の作成及び変更に係る協議等（第33条第6項、第34条第4項、第5項、第7項、第8項）</u>	—			
(3) <u>市町の計画の作成及び変更に係る協議等（第35条第5項、第8項）</u>	—			

4 緊急対処保護措置の実施に関すること。				
(1) 措置の実施				
ア 重要なもの		—		
イ 軽易なもの				—
(2) 指定行政機関の長等に対する措置の実施に関する要請（第11条 第4項、第177条第3項）	—			
(3) 他の都道府県知事等に対する応援の要求等（第12条 第1項、第183条）	—			
(4) 他の都道府県に対する事務の委託（第13条、第183条）	—			
(5) 市町長が実施すべき措置の代行（第14条第1項、第2項、第183条）		—		
(6) 防衛大臣に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請（第15条第1項、第183条）	—			
(7) 市町長等の要求による応援の決定（第18条第1項、第183条）		—		
(8) 指定公共機関等の要求による応援の決定（第21条第2項、第179条第2項）		—		
(9) 指定公共機関等に対する措置の実施に関する要請（第21条第3項、第179条第2項）		—		
(10) 訓練の実施等（第42条第1項、第3項、第183条）		—		
(11) 県警察本部長等に対する避難住民の誘導の要請等（第63条第2項、第3項、第183条）	—			
(12) 対策本部長に対する武力攻撃災害の防除及び軽減の措置の要請（第97条第4項、第183条）	—			
(13) 応急の復旧に関する支援の要求（第140条、第183条）	—			
(14) 指定行政機関の長等に対する職員の派遣の要請（第151条、第183条）	—			

(15) 総務大臣に対する職員の派遣のあつせんの要請（第152条第1項、第2項、第183条）	—			
5 都道府県緊急処理事態対策本部に関すること。				
(1) 内閣総理大臣に対する指定制の要請（第26条第1項、第183条）	—			

別表第6（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
保健福祉課	1～20 省略					
	21 新型コロナウイルス感染症対策に関する事務（他の主管に属するものを除く。）	1 新型コロナウイルス感染症対策に関すること。				
		(1) 特に重要なもの	—			
		(2) 重要なもの		—		
	(3) 軽易なもの				—	

備考 この表21の部の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「感染症対策調整監」とする。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
健康増進課	1～3 省略					
	4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する	1 予防計画に関すること。				
		(1)・(2) 省略				
		2 感染症に関する情報の収集及び公表に関すること。				

別表第6（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
保健福祉課	1～20 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
健康増進課	1～3 省略					
	4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する	1 予防計画に関すること。				
		(1)・(2) 省略				
		(3) 厚生労働大臣への提出（第10条第6項）				—
	2 感染症に関する情報の収集及び公表に関すること。					
	(1) 厚生労働大臣への報告等（第12条第2項、第3項、				—	

<p>る法律 の施行 に關す る事務</p>					<p>る法律 の施行 に關す る事務</p>	<p>第5項、第6項、第13条第3項、第4項、第14条第3項、第14条の2第4項、第5項、第15条第8項、第9項、第15条の2第2項、第15条の3第2項、第3項、第16条の3第8項、第9項、第26条の3第6項、第7項、第26条の4第6項、第7項、第44条の7第6項、第7項、第50条第2項、第3項)</p>
						(2) 指定届出機関及び指定提出機関の指定並びに指定の取消し(第14条第1項、第5項、第14条の2第1項、第7項)
	(1) 他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対する協力要請(第15条第17項、第16条の3第10項、第26条の3第8項、第26条の4第8項、第44条の7第8項、第50条第2項、第3項)					(3) 他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対する協力要請(第15条第10項、第16条の3第10項、第26条の3第8項、第26条の4第8項、第44条の7第8項、第50条第2項、第3項)
	(2) 省略					(4) 省略
	(3) 感染症の発生の予防等のための必要な措置の決定又は医療関係者等に対する協力の要請(第16条の2第1項)		—			
	(4) 必要な措置の勧告(第16条の2第2項)		—			
	(5) 勧告に従わない旨の公表(第16条の2第3項)		—			
	3 入院の措置に係る審査請求の厚生労働大臣への移送(第25条第4項、第26条)		—			3 入院の措置に関すること。
						(1) 苦情の申出の処理(第24条の2、第26条)
						(2) 審査請求の厚生労働大臣への移送(第25条第4項)
	4 省略					4 省略
	5 医療に関すること。					5 医療に関すること。
						(1) 第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関の指定及び指定の取消し(第38条第2項、第9項)
						(2) 第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療

	(1) 省略								
	(2) 省略								
	(3) 省略								
	(4) 省略								
	(5) 省略								
	6 省略								
	7 新感染症に関すること。								
	(1) 省略								
	(2) 省略								
	(3) 省略								
5 ~ 20 省略									

		機関及び結核指定医療機関 に対する指導（第38条第5 項から第7項まで）							
	(3) 第一種感染症指定医療機 関からの指定の辞退の届出 の受理（第38条第8項）								
	(4) 省略								
	(5) 省略								
	(6) 省略								
	(7) 省略								
	(8) 省略								
	6 省略								
	7 新感染症に関すること。								
	(1) 苦情の申出の処理（第24 条の2、第49条の2）								
	(2) 省略								
	(3) 省略								
	(4) 省略								
	8 動物検疫所からの通知を受 けた場合の厚生労働大臣への 報告（第56条第2項）								
5 ~ 20 省略									

備考 新型コロナウイルス感染症に関する事務に係るこの表4  
の部の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課  
長」とあるのは、「感染症対策調整監」とする。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分							
			知事	専決者						
				部長	局長	課長	主幹			
薬務衛生課	1 ~ 26 省略									
	27 第58 回献血運動推進全国大会に関する事務	1 第58回献血運動推進全国大会の開催準備に関すること。								
		(1) 特に重要なもの	—							
		(2) 重要なもの		—						
		(3) 軽易なもの							—	

組織名	事務の種類	事項	決裁区分							
			知事	専決者						
				部長	局長	課長	主幹			
薬務衛生課	1 ~ 26 省略									

組織名	事務の種類	事項	決裁区分							
			知事	専決者						
				部長	局長	課長	主幹			
長	1 省略									

組織名	事務の種類	事項	決裁区分							
			知事	専決者						
				部長	局長	課長	主幹			
長	1 省略									



寿介課	2 老人福祉法の施行に関する事務	1 省略					
		2 省略					
		3 老人福祉計画に関すること。					
		(1) 省略					
		(2) 省略					
		(3) 省略					
		4 省略					
		3～26 省略					

寿介課	2 老人福祉法の施行に関する事務	1 省略					
		2 有料老人ホームに関すること。					
		(1) 公表（第29条第10項）					—
		(2) 公示（第29条第15項）					—
		3 省略					
		4 老人福祉計画に関すること。					
		(1) 市町村老人福祉計画に対する意見の通知（第20条の8第9項）					—
		(2) 省略					
		(3) 省略					
	(4) 省略						
5 省略							
3～26 省略							

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
産業政策課	1～9 省略				
	10 物産の販路拡大その他物産に関する事務	1 物産の販路拡大			—
		2 香川県・愛媛県共同アンテナショップ運営協議会に関すること。			—
	11 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の施行に関する事務	1 伝統的工芸品の指定及び指定の変更の申出書の進達（第2条第3項、第7項）			—
		2 認定申請書の進達（第4条、第7条、第9条、第11条、第13条）			—
3 変更認定申請書の進達（第4条第2項、第5条第2項、第4項、第8条第2項、第4項、第10条第2項、第4項、第12条第2項、第4項、第14条第2項、第4項）				—	
	4 報告の徴収（第22条）			—	
12 省略					

備考 1 この表10の部の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「営業本部マネージャ

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
産業政策課	1～9 省略				
	10 省略				

一」とする。

2 この表11の部の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「局長」とあるのは、「営業副本部長」とする。

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
産 業 人 材 室	1 高年 齢者等 の雇用 の安定 等に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 地域高齢者就業機会確保 計画に関する <u>こと</u> 。			
		(1) 策定及び変更並びに厚生 労働大臣への協議（第34条 第1項、第4項）	—		
		(2) 協議会の設置（第35条第 1項）		—	
		2 シルバー人材センターに関 すること。			
		(1) 指定（第37条第1項、第 3項）		—	
		(2) 名称等の変更の届出の受 理（第37条第4項、第5 項）			—
		(3) 業務拡大に係る業種及び 職種の指定並びに厚生労働 大臣への協議（第39条第1 項、第3項、第4項）		—	
		(4) 業務拡大に係る業種及び 職種の指定についての関係 市町長等の意見の聴取（第 39条第2項）			—
		(5) 業務拡大に係る業種及び 職種の指定の取消し（第39 条第4項、第40条）		—	
		(6) 事業計画書、収支予算 書、事業報告書及び収支決 算書の受理（第41条）			—
		(7) 監督命令（第42条）		—	
		(8) 指定の取消し（第43条）		—	
		3 シルバー人材センター連合 に関する <u>こと</u> 。			
		(1) 指定（第37条第3項、第 44条第1項、第45条）		—	
		(2) 会員の追加の届出の受理 （第44条第2項、第4項）		—	
(3) 名称等の変更の届出の受 理（第37条第4項、第5 項、第45条）			—		

		(4) 事業計画書、収支予算書、事業報告書及び収支決算書の受理（第41条、第45条）				—
		(5) 監督命令（第42条、第45条）		—		
		(6) 指定の取消し（第43条、第45条）		—		
2 障害者の雇用の促進等に関する法律の施行に関する事務	1 障害者雇用対策基本方針の策定及び変更に係る厚生労働大臣への意見の具申（第7条第3項、第5項）			—		
	2 障害者就業・生活支援センターに関すること。					
	(1) 指定（第27条第1項、第2項）			—		
	(2) 名称等の変更の届出の受理（第27条第3項、第4項）					—
	(3) 事業計画書、収支予算書、事業報告書及び収支決算書の受理（第30条）					—
	(4) 監督命令（第31条）			—		
3 地域雇用開発促進法の施行に関する事務	1 地域雇用開発計画及び地域雇用創造計画に関すること。					
	(1) 策定及び厚生労働大臣への協議（第5条第1項、第6条第1項）			—		
	(2) 関係市町長等の意見の聴取（第5条第4項、第9項、第6条第4項、第9項）					—
	(3) 公表（第5条第7項、第9項、第6条第7項、第9項）					—
	(4) 厚生労働大臣への変更の協議（第5条第8項、第6条第8項）			—		
4 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のため	1 改善計画に関すること。					
	(1) 認定及び変更の認定（第4条第1項、第5条第1項）					—
	(2) 認定の取消し（第5条第2項）			—		
	(3) 指導及び助言（第15条）					—
	(4) 報告の徴収（第17条）					—

めの雇 用管理 の改善 の促進 に關す る法律 の施行 に關す る事務					
5 介護 労働者 の雇用 管理の 改善等 に關す る法律 の施行 に關す る事務	1 改善計画に關すること。				
	(1) 認定及び変更の認定(第 8条 第1項、第9条 第1 項)			—	
	(2) 認定の取消し(第9条第 2項)		—		
	(3) 指導及び助言(第11条)				—
	(4) 報告の徴収(第12条)				—

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
産業 創出課	1~3 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
産業 創出課	1~3 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
産業 人材課	1 高年 齢者等 の雇用 の安定 等に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 地域高年齢者就業機会確保 計画に關すること。			
		(1) 策定及び変更並びに厚生 労働大臣への協議(第34条 第1項、第4項)	—		
		(2) 協議会の設置(第35条第 1項)		—	
		2 シルバー人材センターに関 すること。			
		(1) 業務拡大に係る業種及び 職種の指定についての関係 市町長等の意見の聴取(第 39条第2項)			—

<p>2 障害者の雇用の促進等に関する法律の施行に関する事務</p>	<p>1 障害者雇用対策基本方針の策定及び変更に係る厚生労働大臣への意見の具申（第7条第3項、第5項）</p>		—		
<p>3 地域雇用開発促進法の施行に関する事務</p>	<p>1 地域雇用開発計画及び地域雇用創造計画に関すること。</p>				
	<p>(1) 策定及び厚生労働大臣への協議（第5条第1項、第6条第1項）</p>	—			
	<p>(2) 関係市町長等の意見の聴取（第5条第4項、第9項、第6条第4項、第9項）</p>			—	
	<p>(3) 厚生労働大臣への変更の協議（第5条第8項、第6条第8項）</p>	—			
<p>4 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の施行に関する事務</p>	<p>1 改善計画に関すること。</p>				
	<p>(1) 認定及び変更の認定（第4条第1項、第5条第1項）</p>			—	
<p>5 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行に関する事務</p>	<p>1 改善計画に関すること。</p>				
	<p>(1) 認定及び変更の認定（第8条第1項、第9条第1項）</p>			—	

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
経営支援課	1～5 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
経営支援課	1～5 省略					
	6 小規模企業者等設備導入資金助成法の施行に関する事務	1 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる設備近代化資金貸付事業に関すること。				
		(1) 貸付企業の巡回指導（愛媛県中小企業近代化資金貸付規則の一部を改正する規則（平成12年愛媛県規則第19号）による改正前の愛媛県中小企業近代化資金貸付規則（以下この部において「規則」という。）第19条の2）				—
		(2) 貸付対象物件の処分等に関する承認（規則第7条）				—
		(3) 貸付金の期限前償還（規則第8条）				—
		(4) 貸付条件の変更承認（規則第8条の2）				—
		(5) 違約金の徴収（規則第9条）				—
		2 設備導入資金に係る業務に関すること。				
		(1) 貸付けの決定（財団法人えひめ産業振興財団に対する設備導入資金貸付金取扱要領（昭和42年10月18日制定。以下この部において「要領」という。）第8条）			—	
		(2) 貸付金の期限前償還（要領第3条）				—
(3) 違約金の徴収（要領第6条）					—	
(4) 事業計画及び収支予算の承認（小規模企業者等設備導入資金助成法施行規則（(5)において「省令」という。）第1条）			—			

6	省略					
7	省略					
8	省略					
9	省略					
10	省略					
11	省略					
12	省略					
13	省略					
14	省略					
15	省略					
16	省略					
17	省略					
18	省略					
19	省略					
20	省略					
21	省略					

	(5) <u>業務方法書等の承認（省令第2条）</u>							
7	中小企業機械類貸与事業に関する事務	1	中小企業機械類貸与事業に関すること。					
		(1)	貸付けの決定（財団法人えひめ産業振興財団に対する中小企業機械類貸与資金貸付金取扱要綱（昭和53年4月1日制定。以下この部において「要綱」という。）第10条）					
		(2)	貸付金の繰上償還（要綱第13条）					—
		(3)	違約金の徴収（要綱第14条）					—
		(4)	業務方法書等の承認（小規模企業者等設備導入資金助成法施行規則第2条）					—
8	省略							
9	省略							
10	省略							
11	省略							
12	省略							
13	省略							
14	省略							
15	省略							
16	省略							
17	省略							
18	省略							
19	省略							
20	省略							
21	省略							
22	省略							
23	省略							

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
観光物産課	1 えひめお接待の心観光振興条例の施行に関する事務	1 観光振興基本計画の策定及び変更（第10条第1項、第3項、第4項）	—				
		2 観光振興基本計画に基づき講じた施策の実施状況の公表（第10条第5項）		—			

2 広域文化交流に関する事務	1 愛媛広域文化交流基盤整備の推進に関する <u>こと</u> 。	—			
3 観光施設の整備に関する事務	1 市町の観光施設の整備指導	—			
	2 観光標識の設置	—			
4 観光宣伝事業に関する事務	1 観光資料等の作成			—	
	2 四国4県共同事業の実施			—	
	3 観光キャンペーン事業の実施			—	
5 観光客誘致事業の実施に関する事務	1 観光展及び観光懇談会の実施			—	
	2 広域観光推進事業の実施			—	
	3 観光ルートの設定	—			
6 観光団体の指導に関する事務	1 社団法人愛媛県観光物産協会（平成4年7月29日に社団法人愛媛県観光協会という名称で設立された法人をいう。）の指導育成			—	
	2 愛媛県旅行業協会の指導育成			—	
7 旅行業法の施行に関する事務	1 旅行業者（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。以下この項において同じ。） <u>、旅行業者代理業者及び旅行サービス手配業者（以下この項において「旅行業者等」という。）に関すること。</u>				
	(1) 旅行業者等の登録（第3条、第5条第2項、第6条第2項、第23条、第25条第2項、第26条第2項）			—	
	(2) 旅行業者の登録の有効期間の更新の登録（第5条第2項、第6条第2項、第6条の3第1項、第2項）			—	
	(3) 旅行業者の業務の変更登録（第5条第2項、第6条第2項、第6条の4第1項、第2項）			—	



(4) <u>旅行者等に対する業務停止命令及び登録の取消し</u> (第6条第2項、第19条、第26条第2項、第37条)		—		
(5) <u>旅行者等の登録事項の変更の届出の処理</u> (第6条の4第3項、第4項、第27条)			—	
(6) <u>旅行者の営業保証金に係る届出の受理及び催告</u> (第7条第2項、第4項、第8条第3項、第9条第2項、第6項、第18条第2項、第18条の2第3項、第54条第4項、第61条第2項)			—	
(7) <u>旅行者に対する登録の取消し</u> (第7条第5項、第8条第3項、第9条第2項)	—			
(8) <u>旅行者及び旅行者代理業者の取引額の報告の受理</u> (第10条、旅行業法施行規則第10条の4)			—	
(9) <u>旅行者等に対する必要な措置の勧告</u> (第11条の2第8項、第28条第7項)		—		
(10) <u>旅行者等に対する勧告に係る措置命令</u> (第11条の2第9項、第28条第8項)		—		
(11) <u>旅行者の定める旅行業約款の認可及び変更の認可</u> (第12条の2第1項)		—		
(12) <u>旅行者等の事業の廃止等の届出の受理</u> (第15条第1項から第3項まで、第35条)			—	
(13) <u>旅行者等に対する業務改善命令</u> (第18条の3第1項、第36条)	—			
(14) <u>旅行者等の登録の抹消</u> (第20条第1項、第2項、第38条)			—	
(15) <u>登録、有効期間の更新の登録及び変更登録の拒否をしようとする場合の意見の聴取</u> (第64条第1項、第2項)		—		
(16) <u>報告の徴収及び立入検査</u> (第70条第1項、第3項)			—	

	2 <u>旅行業協会に関すること。</u>	(1) <u>旧協会に対する保証社員であつた旅行者の登録の抹消の通知</u> (第62条第1項)				—		
		3 <u>旅行者等が組織する団体に関すること。</u>	(1) <u>設立の届出の受理</u> (第68条)				—	
		(2) <u>報告の徴収</u> (第70条第1項)					—	
		8 <u>住宅宿泊事業法の施行に関する事務</u>	1 <u>住宅宿泊事業に関すること。</u>	(1) <u>営業の届出の処理</u> (第3条第1項、第7項、住宅宿泊事業法施行規則第4条第7項)				—
		(2) <u>変更の届出の処理</u> (第3条第4項、第7項)					—	
		(3) <u>廃業等の届出の処理</u> (第3条第6項、第7項)					—	
	(4) <u>宿泊者名簿の提出の要求</u> (第8条第1項)					—		
	(5) <u>定期報告の受理</u> (第14条)					—		
	(6) <u>業務改善命令</u> (第15条)	—						
	(7) <u>業務停止命令</u> (第16条第1項、第3項)	—						
	(8) <u>廃止命令</u> (第16条第2項、第3項)	—						
	(9) <u>報告の徴収及び立入検査</u> (第17条第1項)					—		
	(10) <u>情報の提供</u> (第20条第2項)					—		
	2 <u>住宅宿泊管理業に関すること。</u>	(1) <u>宿泊者名簿の提出の要求</u> (第8条第1項、第36条)				—		
	(2) <u>登録等の通知の受理</u> (第24条第2項、第26条第3項、第43条第2項)					—		
	(3) <u>業務改善命令等の通知の受理</u> (第41条第1項、第42条第3項)					—		
	(4) <u>業務改善命令</u> (第41条第2項)	—						
	(5) <u>処分の要請</u> (第42条第2項)	—						

		(6) 報告の徴収及び立入検査 (第45条第2項)				—
9 物産 の販路 拡大そ の他物 産に関 する事 務	1	物産の販路拡大				—
	2	香川県・愛媛県共同アンテナショップ運営協議会に関すること。				—
10 伝統 的工芸 品産業 の振興 に関す る法律 の施行 に関す る事務	1	伝統的工芸品の指定及び指定の変更の申出書の進達(第2条第3項、第7項)				—
	2	認定申請書の進達(第4条、第7条、第9条、第11条、第13条)				—
	3	変更認定申請書の進達(第4条第2項、第5条第2項、第4項、第8条第2項、第4項、第10条第2項、第4項、第12条第2項、第4項、第14条第2項、第4項)				—
	4	報告の徴収(第22条)				—
11 えひ め伝統 工芸士 等に関 する事 務	1	えひめ伝統工芸士等の認定及び認定の取消し(えひめ伝統工芸士等認定規程(昭和56年10月愛媛県告示第1254号)第2条第1項、第6条)	—			

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分		
			知 事	専 決 者	
				部 長	局 長
国 際 交 流 課	1 国際 交流に 関する 事務	1 都道府県国際交流推進協議会に関すること。			—
		2 海外友好親善事業に関すること。			—
		3 国際交流員に関すること。			
		(1) 受入方針に関すること。			—
	(2) その他国際交流員に関すること。			—	
	4 在県留学生に関すること。			—	
	2 国際 協力に 関する 事務	1 海外技術研修員の受入れに関すること。			
(1) 受入方針に関すること。				—	
(2) その他海外技術研修員に関すること。				—	
2 青年海外協力隊の募集・啓発事業の実施				—	

3 国際観光振興事業の実施に関する事務	1 国際観光振興事業の実施				—
4 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の施行に関する事務	1 外客来訪促進計画に関すること。				
	(1) 策定(第4条第1項)	—			
	(2) 変更(第4条第6項)		—		
	(3) 観光庁長官への同意申請(第4条第2項、第6項)				—
	(4) 関係市町との協議(第4条第4項、第6項)				—
	(5) 公表(第4条第5項、第6項)				—
	2 事業者に対する助言、指導等(第12条第1項)				—
5 通訳案内士法の施行に関する事務	1 登録(第18条、第22条)				—
	2 変更の届出に係る登録証の訂正(第23条)				—
	3 登録証の再交付(第24条)				—
	4 登録の取消し等及び消除(第25条、第26条)				—
	5 登録簿の閲覧(第27条)				—
	6 報告の徴収(第34条)				—
	7 登録証の返納の受理(通訳案内士法施行規則第20条第2項)				—
6 国際観光ホテル整備法の施行に関する事務	1 必要な措置の指示(第12条第2項、第13条第2項、第18条第2項)				—
	2 報告の徴収及び立入検査(第44条第1項、第3項)				—
7 海外移住に関する事務	1 海外移住に関すること。				—
8 旅券法の施行に関する事務	1 一般旅券に係る申請を外務省で行う必要性の認定(第3条第1項ただし書、第9条第3項、第12条第3項)				—
	2 一般旅券の作成(第5条、第7条)				—

	3	一般旅券の交付（第8条第1項、第2項、第9条第3項、第10条第4項、第12条第3項、旅券法施行規則（以下この部において「省令」という。）第7条第3項、第5項）				—	
	4	一般旅券への渡航先の追加記載（第9条第1項）				—	
	5	一般旅券の職権による作成（第10条第3項）				—	
	6	一般旅券の査証欄の増補（第12条第1項、省令第3条第1項、第2項、第5項）				—	
	7	一般旅券の紛失又は焼失に係る届出を外務省で行う必要性の認定（第17条第1項ただし書）				—	
	8	返納された一般旅券の還付（第19条第6項）				—	
	9 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律の施行に関する事務	1	震災特例旅券の作成（第2条第1項、第2項、旅券法第7条）				—
		2	震災特例旅券の交付（第3条第1項、旅券法第8条第1項、第2項、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律施行規則本則、旅券法施行規則第7条第3項、第5項）				—

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
畜産課	1～21 省略					
	22 家畜保健衛生所手数料条例の施行に関する事務	1 _____手数料の減免（第4条）				

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
畜産課	1～21 省略					
	22 家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の施行に関する事務	1 使用料及び手数料の減免（第5条）				

23 省略						
24 愛媛 県家畜 種付手 数料条 例の施 行に関 する事 務	1 手数料の免除（第5条）					
25・26 省略						

23 省略						
24 愛媛 県家畜 種付手 数料条 例の施 行に関 する事 務	1 手数料の免除（第6条）					
25・26 省略						

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分				
			知 事	専 決 者			
				部 長	局 長	課 長	主 幹
林 業 政 策 課	1～6 省略						
	7 森林 組合法 の施行 に関する 事務	1 森林組合に関すること。					
		(1) 認可に関する証明（第80条第2項、第5項、第83条第3項、第84条第3項、第88条の3第3項）					
		2 生産森林組合に関すること。					
	(1) 省略						

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分				
			知 事	専 決 者			
				部 長	局 長	課 長	主 幹
林 業 政 策 課	1～6 省略						
	7 森林 組合法 の施行 に関する 事務	1 森林組合に関すること。					
		(1) 森林組合の設立、解散の決議及び合併の認可（第78条第1項、第80条第1項、第83条第2項、第3項、第84条第2項、第3項）		—			
		(2) 報告の要求（第78条第2項、第83条第3項、第84条第3項）				—	
		(3) 認可に関する証明（第80条第2項、第5項、第83条第3項、第84条第3項_____）					
		(4) 解散の届出の受理（第83条第5項）				—	
		2 生産森林組合に関すること。					
	(1) 生産森林組合の設立、解散の決議、合併及び組織変更の認可（第80条第1項、第83条第2項、第3項、第84条第2項、第3項、第100条第3項、第4項、第100条の8、第100条の16、第100条の18、第100条の22第1項、第3項、第100条の24）		—				
(2) 報告の要求（第78条第2項、第100条の8第2項、第100条の18、第100条の24）					—		
(3) 省略							

	(2) 省略					
	3 森林組合連合会に関する こと。					
	(1) 認可に関する証明(第80 条第2項、第5項、第84条 第3項、第108条の2第3 項、第108条の5第3項、 第108条の13第3項、第109 条第4項、第5項)					
	4 組合 の業務又は会計の検査(第 111条第1項から第5項ま で)					
8~17 省略						

別表第9(第4条関係)

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
河川課	1~10 省略					

備考 この表1の部24の項、4の部、7の部、8の部及び10の部の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「水資源・ダム政策監」とする。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
都市計画課	1~6 省略				
	7 都市計画法	1~5 省略			

	(4) 省略					
	3 森林組合及び生産森林組合 の業務又は会計の検査(第 111条 )					
	4 森林組合及び生産森林組合 の業務又は会計の法令等の違 反に対する措置命令(第113 条第1項、第2項)					
	5 森林組合の信託規程、共済 規程、林地処分事業実施規程 及び森林経営規程の承認の取 消し(第113条第3項)					
	6 解散命令(第114条)					
	7 森林組合及び生産森林組合 が行った議決又は選挙若しく は当選及び専用契約の取消し (第115条、第116条)					
8~17 省略						

別表第9(第4条関係)

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
河川課	1~10 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
都市計画課	1~6 省略				
	7 都市計画法	1~5 省略			
		6 基礎調査の結果の通知(第6 条第4項)			

の施行に関する事務

6	省略				
7	省略				
8	省略				
9	省略				
10	省略				
11	市町が定める都市計画の協議 _____（第19条第3項、第21条第2項）				
12	省略				
13	都市計画の図書の縦覧（第20条第2項、第21条第2項）				
14	省略				
15	省略				
16	市街化調整区域に係る開発区域の面積が5ヘクタール未満の第34条第14号に規定する開発行為の許可に関すること（第29条第1項）。			—	
17	都市計画法施行令_____第19条による規模の決定（第29条第1項第1号）				
18	省略				
19	省略				
20	省略				
21	省略				
22	省略				
23	省略				
24	都市計画事業の認可に関する関係地方公共団体の長の意見の聴取（第59条第5項）				
25	省略				
8 ~ 15	省略				

の施行に関する事務

7	省略				
8	省略				
9	省略				
10	省略				
11	省略				
12	市町が定める都市計画の協議及び同意（第19条第3項、第21条第2項）				
13	省略				
14	都市計画の告示等（第20条第1項、第2項、第21条第2項）				
15	省略				
16	省略				
17	調査のための土地立入り及び土地の試掘等の許可（第25条、第26条）				—
18	市街化調整区域に係る_____第34条第14号に規定する開発行為の許可に関すること（第29条第1項）。				
	(1) 開発区域の面積が5ヘクタール以上のもの			—	
	(2) (1)以外のもの				—
19	都市計画法施行令（以下この部において「政令」という。）第19条による規模の決定（第29条第1項第1号）				
20	省略				
21	省略				
22	省略				
23	省略				
24	省略				
25	省略				
26	都市計画事業の認可（第59条第1項、第4項、第5項_____）				
27	省略				
28	事業計画変更の認可に関すること（第63条第1項）。				
	(1) 事業施行についての周知措置を伴うもの			—	
	(2) (1)以外のもの				—
8 ~ 15	省略				



附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第8号

庁 中 一 般  
地 方 局

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 地域産業振興部各課室の所掌事務 )</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 商工観光課及び商工観光室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 商工業及び観光事業の振興に関すること。</p> <p>(2) 地域経済の振興に関すること。</p> <p>(3) 商工会議所、商工会その他商工団体に関すること。</p> <p>(4) 大規模小売店舗の立地に関すること。</p> <p>(5) 中小企業振興資金に関すること。</p> <p>(6) 中小企業情報に関すること。</p> <p>(7) 貸金業に関すること。</p> <p>(8) 住宅宿泊事業に関すること。</p> <p>(9) 観光まちづくり事業の実施に関すること（住民グループの育成支援に限る。）。</p> <p>(10) 国際交流及び国際協力に関すること。</p> <p>(11) 愛媛広域文化交流基盤整備の推進に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(12) エネルギーの需給動向に関すること。</p> <p>(13) 伝統的特産品産業の振興に関すること。</p> <p>(14) 労働組合に関すること。</p> <p>(15) 労働教育に関すること。</p> <p>(16) 労働福祉に関すること。</p> <p>(17) 中小企業労働相談所に関すること。</p> <p>(18) 雇用対策に関すること。</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 東予地方局税務管理課においては、第4項第1号から第6号までに掲げる事務を所掌し、中予地方局税務管理課においては、同項第1号から第6号まで及び第9号に掲げる事務を所掌する。</p> <p>8 東予地方局課税課においては、第4項第7号から第9号までに掲げる事務を所掌し、中予地方局課税課においては、同項第7号から第9号までに掲げる事務及び不動産取得税に係る家屋の評価に関する事務を所掌する。</p> <p>( 農林水産振興部各課室の所掌事務 )</p> <p><b>第4条 農業振興課の所掌事務は、次のとおりとする。</b></p> <p>(1)～(25) 省略</p>	<p>( 総務企画部各課 _____ の所掌事務 )</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 東予地方局税務管理課においては、第3項第1号から第6号までの _____ 事務を所掌し、中予地方局税務管理課においては、同項第1号から第6号まで及び第9号に掲げる事務を所掌する。</p> <p>7 東予地方局課税課においては、第3項第7号から第9号までに掲げる事務を所掌し、中予地方局課税課においては、同項第7号から第9号までに掲げる事務及び不動産取得税に係る家屋の評価に関する事務を所掌する。</p> <p>( 産業経済部 _____ 各課室の所掌事務 )</p> <p><b>第4条 産業振興課の所掌事務は、次のとおりとする。</b></p> <p>(1)～(25) 省略</p> <p>2 商工観光室の所掌事務は、次のとおりとする。</p>

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

7 農村整備第一課及び農村整備第二課においては、第4項に規定する農村整備課の事務を、地方局長が知事の承認を得て定める区分に従って分掌する。ただし、同項第11号及び第12号に規定する事務は、農村整備第一課において分掌する。

8 第6項の規定にかかわらず、南予地方局八幡浜支局においては、西予市（三瓶町を除く。）の区域について、水産課の分掌事務を所掌しないものとする。

9 省略

10 第2項の規定にかかわらず、支局の地域農業育成室においては、第1項第1号、第3号、第10号から第13号まで及び第2項に規定する事務を所掌する。

11 第4項及び第7項の規定にかかわらず、支局の農村整備課、農村整備第一課及び農村整備第二課においては、第4項第1号から第10号までに規定する事務を所掌する。

12 第5項の規定にかかわらず、支局の森林林業課においては、同項第1号から第3号まで、第5号から第11号まで及び第13号から第26号までに規定する事務を所掌する。

13 肱川流域林業振興課においては、第5項第1号から第3号まで、第5号から第11号まで及び第13号から第26号までに規定する事務を所掌する。

（支局の所掌事務）

**第7条 省略**

2 税務室においては、第2条第4項第2号及び第4号から第6号までに掲げる事務並びに同項第7号に掲げる事務のうち次に掲げるものを所掌する。

- (1)～(4) 省略

（地方局長に対する事務の委任）

- (1) 商工業及び観光事業の振興に関すること。
- (2) 地域経済の振興に関すること。
- (3) 商工会議所、商工会その他商工団体に関すること。
- (4) 大規模小売店舗の立地に関すること。
- (5) 中小企業振興貸付資金に関すること。
- (6) 中小企業振興資金に関すること。
- (7) 中小企業情報に関すること。
- (7)の2 住宅宿泊事業に関すること。
- (8) 伝統的特産品産業の振興に関すること。
- (9) 観光まちづくり事業の実施に関すること（住民グループの育成支援に限る。）。
- (10) 国際交流及び国際協力に関すること。
- (11) 貸金業に関すること。
- (12) 愛媛広域文化交流基盤整備の推進に係る連絡調整に関すること。
- (13) エネルギーの需給動向に関すること。
- (14) 労働組合に関すること。
- (15) 労働教育に関すること。
- (16) 労働福祉に関すること。
- (17) 中小企業労働相談所に関すること。
- (18) 雇用対策に関すること。

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略

8 農村整備第一課及び農村整備第二課においては、第5項に規定する農村整備課の事務を、地方局長が知事の承認を得て定める区分に従って分掌する。ただし、同項第11号及び第12号に規定する事務は、農村整備第一課において分掌する。

9 第7項の規定にかかわらず、南予地方局八幡浜支局においては、西予市（三瓶町を除く。）の区域について、水産課の分掌事務を所掌しないものとする。

10 省略

11 第3項の規定にかかわらず、支局の地域農業育成室においては、第1項第1号、第3号、第10号から第13号まで及び第3項に規定する事務を所掌する。

12 第5項及び第8項の規定にかかわらず、支局の農村整備課、農村整備第一課及び農村整備第二課においては、第5項第1号から第10号までに規定する事務を所掌する。

13 第6項の規定にかかわらず、支局の森林林業課においては、同項第1号から第3号まで、第5号から第11号まで及び第13号から第26号までに規定する事務を所掌する。

（支局の所掌事務）

**第7条 省略**

2 税務室においては、第2条第3項第2号及び第4号から第6号までに掲げる事務並びに同項第7号に掲げる事務のうち次に掲げるものを所掌する。

- (1)～(4) 省略

（地方局長に対する事務の委任）

## 第13条 省略

2 地方局長に委任する事務のうち、地域産業振興部及び支局に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(17) 省略

118 中小企業振興資金の融資対象者の認定に関すること。

119 貸金業法第3条第1項の規定に基づく登録に関すること。

120 貸金業法第3条第2項の規定に基づく登録の更新に関すること。

121 貸金業法施行規則第6条第1項の規定に基づく登録換えの申請の処理に関すること。

122 貸金業法第8条第1項の規定に基づく変更の届出の処理に関すること。

123 貸金業法第10条第1項の規定に基づく廃業等の届出の受理に関すること。

124 貸金業法第24条の6の2の規定に基づく開始等の届出の受理に関すること。

125 貸金業法第24条の6の3第1項の規定に基づく業務改善命令に関すること。

126 貸金業法第24条の6の4第1項及び第2項の規定に基づく監督処分に関すること。

127 貸金業法第24条の6の5第1項の規定に基づく登録の取消しに関すること。

128 貸金業法第24条の6の6第1項の規定に基づく所在不明者等の登録の取消しに関すること。

129 貸金業法第24条の6の6第1項第1号の規定に基づく貸金業者の営業所等を確認できない事実の公告に関すること。

130 貸金業法第24条の6の7の規定に基づく登録の抹消に関すること。

131 貸金業法第24条の6の9の規定に基づく事業報告書の受理に関すること。

132 貸金業法第24条の6の10第1項から第5項まで(これらの規定を同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

133 貸金業法第24条の6の12第2項の規定に基づく社内規則の作成又は変更の命令に関すること。

134 貸金業法第24条の6の12第3項の規定に基づく社内規則の作成又は変更の承認に関すること。

135 貸金業法第24条の6の12第4項の規定に基づく承認を受けた社内規則の変更又は廃止の承認に関すること。

136 貸金業法第44条の2第1項及び第3項の規定に基づく登録等に関する意見聴取に関すること。

137 貸金業苦情相談コーナーの運営に関すること。

138 中小企業等経営強化法第14条第1項の規定に基づく経営革新計画の承認に関すること。

139 中小企業等経営強化法第15条第1項の規定に基づく経営革新計画の変更の承認に関すること。

140 中小企業等経営強化法第15条第2項の規定に基づく経営革新計画の承認の取消しに関すること。

141 中小企業等経営強化法第64条第2項の規定に基づく調査に関すること。

## 第13条 省略

2 地方局長に委任する事務のうち、総務企画部及び支局に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(17) 省略

- ⑭② 中小企業等経営強化法第64条第7項の規定に基づく指導及び助言に関すること。
- ⑭③ 中小企業等経営強化法第65条第2項の規定に基づく報告の徴収に関すること。
- ⑭④ 中小企業等協同組合法第9条の2第7項の規定に基づく特定共済組合の他の事業の承認に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合（火災等共済組合を除く。次号から第170号までにおいて同じ。）、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- ⑭⑤ 中小企業等協同組合法第9条の2の2（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく団体協約に係るあつせん及び調停に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- ⑭⑥ 中小企業等協同組合法第9条の2の3第1項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく組合員以外の者の事業の利用の認可に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- ⑭⑦ 中小企業等協同組合法第9条の2の3第2項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく組合員以外の者の事業の利用の認可の取消しに関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- ⑭⑧ 中小企業等協同組合法第9条の6の2第1項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく共済規程の認可に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- ⑭⑨ 中小企業等協同組合法第9条の6の2第4項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく共済規程の変更及び廃止の認可に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- ⑭⑩ 中小企業等協同組合法第9条の9第4項の規定に基づく特定共済組合連合会の他の事業の承認に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- ⑭⑪ 中小企業等協同組合法第27条の2第1項の規定に基づく設立の認可に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- ⑭⑫ 中小企業等協同組合法第35条の2の規定に基づく役員の変更の届出の受理に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- ⑭⑬ 中小企業等協同組合法第48条（同法第55条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく総会又は総代会の招集の承認に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- ⑭⑭ 中小企業等協同組合法第51条第2項（同法第55条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく定款の変更の認可

- に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- 159 中小企業等協同組合法第57条の5の規定に基づく共済事業を行う組合等の余裕金の運用方法の認可に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- 150 中小企業等協同組合法施行規則第169条第2項の規定に基づく説明書類の縦覧開始の延期の承認に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- 157 中小企業等協同組合法第62条第2項の規定に基づく解散の届出の受理に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- 158 中小企業等協同組合法第62条第4項の規定に基づく責任共済等の事業を行う組合の解散決議の認可に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- 159 中小企業等協同組合法第66条第1項の規定に基づく合併の認可に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- 160 中小企業等協同組合法第96条第5項の規定に基づく解散命令に伴う登記の嘱託に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- 161 中小企業等協同組合法第104条の規定に基づく業務等に関する不服の申出に対する措置に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- 162 中小企業等協同組合法第105条第1項の規定に基づく業務等の検査請求に基づく検査に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- 163 中小企業等協同組合法第105条の2第1項及び第2項の規定に基づく決算関係書類の受理に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- 164 中小企業等協同組合法施行規則第187条第3項の規定に基づく決算関係書類の提出の延期の承認に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- 165 中小企業等協同組合法第105条の3第1項から第4項まで及び第105条の4第1項から第4項までの規定に基づく業務又は会計に関する報告の徴収及び検査に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- 166 中小企業等協同組合法第106条第1項の規定に基づく業務改善命令に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- 167 中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づく解散命

令に関する事（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。

0169 中小企業等協同組合法第106条第3項の規定に基づく解散命令に代わる官報掲載に関する事（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。

0169 中小企業等協同組合法第106条の2の規定に基づく共済事業に係る監督上の処分に関する事（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。

0170 中小企業等協同組合法第106条の3の規定に基づく共済事業に係る届出の受理に関する事（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。

0171 中小企業団体の組織に関する法律第5条の7第2項の規定に基づく事業の転換の認可に関する事（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。

0172 中小企業団体の組織に関する法律第5条の17第1項の規定に基づく設立の認可に関する事（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。

0173 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第35条の2の規定に基づく役員の変更届出の受理に関する事（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。

0174 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第48条の規定に基づく総会の招集の承認に関する事（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。

0175 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第51条第2項の規定に基づく定款の変更の認可に関する事（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。

0176 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第57条の5の規定に基づく余裕金の運用方法の認可に関する事（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。

0177 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項において準用する中小企業等協同組合法第62条第2項の規定に基づく解散の届出の受理に関する事（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。

0178 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項において準用する中小企業等協同組合法第66条第1項の規定に基づく合併の認可に関する事（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。

0179 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第5項において準用する中小企業等協同組合法第96条第5項の規定に基づく解散命令に伴う登記の嘱託に関する事（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。

0180 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第104条第2項の規定に基づく業務等に関する不服の申出に対する措置に関する事（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。

- る。 )。
- 081 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条第2項の規定に基づく業務等の検査請求に基づく検査にすること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。 )。
- 082 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条の2第1項の規定に基づく決算関係書類の受理にすること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。 )。
- 083 中小企業団体の組織に関する法律施行規則第90条第2項の規定に基づく決算書類の提出の延期の承認にすること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。 )。
- 084 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条の3第1項及び第2項並びに第105条の4第1項の規定に基づく業務又は会計に関する報告の徴収及び検査にすること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。 )。
- 085 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第106条第1項の規定に基づく業務改善命令にすること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。 )。
- 086 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づく解散命令にすること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。 )。
- 087 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第106条第3項の規定に基づく解散命令に代わる官報掲載にすること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。 )。
- 088 中小企業団体の組織に関する法律第95条第4項の規定に基づく協業組合への組織変更の認可にすること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。 )。
- 089 中小企業団体の組織に関する法律第95条第7項の規定に基づく協業組合への組織変更の届出の受理にすること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。 )。
- 090 中小企業団体の組織に関する法律第100条の11の規定に基づく株式会社への組織変更の届出の受理にすること。
- 091 商工会法第23条第1項の規定に基づく設立の認可にすること。
- 092 商工会法第23条第3項(同法第44条第4項(同法第48条第5項において準用する場合を含む。 )及び第52条の2第5項において準用する場合を含む。 )の規定に基づく関係都道府県知事等への意見聴取にすること。
- 093 商工会法第42条第5項(同法第48条第5項において準用する場合を含む。 )の規定に基づく総会及び総代会の招集の承認にすること。
- 094 商工会法第44条第2項(同法第48条第5項において準用する場合を含む。 )の規定に基づく定款変更の認可にすること。
- 095 商工会法第49条の規定に基づく事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の受理にすること。
- 096 商工会法第50条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検

査に関すること。

197 商工会法第51条第1項から第4項までの規定に基づく警告又は解散の勧告及び設立の認可の取消し等に関すること。

198 商工会法第51条第5項の規定に基づく警告又は解散の勧告及び設立の認可の取消し等に関する関係都道府県知事等への意見の聴取に関すること。

199 商工会法第52条第2項の規定に基づく解散の届出の受理に関すること。

200 商工会法第52条の2第2項の規定に基づく合併の認可に関すること。

201 商工会法第53条の規定に基づく清算人の選任に関すること。

202 商工会法第54条第1項及び第2項の規定に基づく財産処分の方法の認可に関すること。

203 商工会法第54条の3の規定に基づく清算終了の届出の受理に関すること。

204 商工会議所法第7条第2項の規定に基づく特定商工業者の該当基準の許可に関すること。

205 商工会議所法第10条第2項の規定に基づく法定台帳の作成の期間の延長に関すること。

206 商工会議所法第12条第1項の規定に基づく負担金の賦課の許可に関すること。

207 商工会議所法第27条第3項（同法第46条第4項及び第60条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく経済産業大臣への意見具申に関すること。

208 商工会議所法第46条第5項の規定に基づく定款変更の届出の受理に関すること。

209 商工会議所法第57条の規定に基づく収支決算等の報告の受理に関すること。

210 商工会議所法第58条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

211 商工会議所法第59条第1項及び第4項の規定に基づく警告及び業務の一部停止命令に関すること。

212 商工会議所法第59条第4項の規定に基づく商工会議所に対する業務の一部停止若しくは設立の認可の取消処分又は地区変更若しくは解散の勧告についての意見の具申に関すること。

213 商工会議所法施行令第7条第2項の規定に基づく報告の徴収及び検査並びに業務の一部停止命令に係る経済産業大臣への報告に関すること。

214 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づく事業継続力強化支援計画の認定の申請の受理に関すること。

215 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第1項の規定に基づく事業継続力強化支援計画の変更の申請の受理に関すること。

216 休廃止鉱山鉱害防止事業費補助金に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条、第22条並びに第24条第1項の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。

3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するもの

3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するもの



は、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(74) 省略

(75) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第12項（同条第18項、同法第15条の2第3項及び第15条の3第4項において準用する場合を含む。）及び第35条第2項（同法第50条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく当該職員の証の交付に関すること。

(76)～(101) 省略

4 地方局長に委任する事務のうち、農林水産振興部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)から(3)まで 削除

は、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(74) 省略

(75) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第4項（同条第7項、第15条の2第3項及び第15条の3第4項において準用する場合を含む。）及び第35条第2項（同法第50条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく当該職員の証の交付に関すること。

(76)～(101) 省略

4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 中小企業振興資金の融資対象者の認定に関すること。

(1)の2 貸金業法第3条第1項の規定に基づく登録に関すること。

(1)の3 貸金業法第3条第2項の規定に基づく登録の更新に関すること。

(1)の4 貸金業法施行規則第6条第1項の規定に基づく登録換えの申請の処理に関すること。

(1)の5 貸金業法第8条第1項の規定に基づく変更の届出の処理に関すること。

(1)の6 貸金業法第10条第1項の規定に基づく廃業等の届出の受理に関すること。

(1)の7 貸金業法第24条の6の2の規定に基づく開始等の届出の受理に関すること。

(1)の8 貸金業法第24条の6の3第1項の規定に基づく業務改善命令に関すること。

(1)の9 貸金業法第24条の6の4第1項及び第2項の規定に基づく監督処分に関すること。

(1)の10 貸金業法第24条の6の5第1項の規定に基づく登録の取消しに関すること。

(1)の11 貸金業法第24条の6の6第1項の規定に基づく所在不明者等の登録の取消しに関すること。

(1)の12 貸金業法第24条の6の6第1項第1号の規定に基づく貸金業者の営業所等を確知できない事実の公告に関すること。

(1)の13 貸金業法第24条の6の7の規定に基づく登録の抹消に関すること。

(1)の14 貸金業法第24条の6の9の規定に基づく事業報告書の受理に関すること。

(1)の15 貸金業法第24条の6の10第1項から第5項まで（これらの規定を同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

(1)の16 貸金業法第24条の6の12第2項の規定に基づく社内規則の作成又は変更の命令に関すること。

(1)の17 貸金業法第24条の6の12第3項の規定に基づく社内規則の作成又は変更の承認に関すること。

(1)の18 貸金業法第24条の6の12第4項の規定に基づく承認を受けた社内規則の変更又は廃止の承認に関すること。

(1)の19 貸金業法第44条の2第1項及び第3項の規定に基づく登録等に関する意見聴取に関すること。

(1)の20 貸金業苦情相談コーナーの運営に関すること。

(1)の21 中小企業等経営強化法第14条第1項の規定に基づく経営革新計画の承認に関すること。

- (1)の22 中小企業等経営強化法第15条第1項の規定に基づく経営革新計画の変更の承認に関すること。
- (1)の23 中小企業等経営強化法第15条第2項の規定に基づく経営革新計画の承認の取消しに関すること。
- (1)の24 中小企業等経営強化法第70条第2項の規定に基づく調査に関すること。
- (1)の25 中小企業等経営強化法第70条第7項の規定に基づく指導及び助言に関すること。
- (1)の26 中小企業等経営強化法第71条第2項の規定に基づく報告の徴収に関すること。
- (1)の27 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第4条第1項、第5条第1項（同法第20条第2項において準用する場合を含む。）、第20条第1項の規定に基づく事業計画の承認及び変更承認に関すること。
- (1)の28 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第5条第2項（同法第20条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく事業計画の承認の取消しに関すること。
- (1)の29 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第28条の規定に基づく承認事業計画又は中小企業承認事業計画の実施状況の報告の徴収に関すること。
- (2) 中小企業等協同組合法第9条の2第7項の規定に基づく特定共済組合の他の事業の承認に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合（火災等共済組合を除く。次号から第2号の27までにおいて同じ。）、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- (2)の2 中小企業等協同組合法第9条の2の2（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく団体協約に係るあつせん及び調停に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- (2)の3 中小企業等協同組合法第9条の2の3第1項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく組合員以外の者の事業の利用の認可に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- (2)の4 中小企業等協同組合法第9条の2の3第2項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく組合員以外の者の事業の利用の認可の取消しに関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- (2)の5 中小企業等協同組合法第9条の6の2第1項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく共済規程の認可に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- (2)の6 中小企業等協同組合法第9条の6の2第4項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく共済規程の変更及び廃止の認可に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、

- 協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。)
- (2)の7 中小企業等協同組合法第9条の9第4項の規定に基づく特定共済組合連合会の他の事業の承認に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。))。
- (2)の8 中小企業等協同組合法第27条の2第1項の規定に基づく設立の認可に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。))。
- (2)の9 中小企業等協同組合法第35条の2の規定に基づく役員の変更の届出の受理に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。))。
- (2)の10 中小企業等協同組合法第48条(同法第55条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく総会又は総代会の招集の承認に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。))。
- (2)の11 中小企業等協同組合法第51条第2項(同法第55条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく定款の変更の認可に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。))。
- (2)の12 中小企業等協同組合法第57条の5の規定に基づく共済事業を行う組合等の余裕金の運用方法の認可に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。))。
- (2)の13 中小企業等協同組合法施行規則第169条第2項の規定に基づく説明書類の縦覧開始の延期の承認に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。))。
- (2)の14 中小企業等協同組合法第62条第2項の規定に基づく解散の届出の受理に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。))。
- (2)の15 中小企業等協同組合法第62条第4項の規定に基づく責任共済等の事業を行う組合の解散決議の認可に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。))。
- (2)の16 中小企業等協同組合法第66条第1項の規定に基づく合併の認可に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。))。
- (2)の17 中小企業等協同組合法第96条第5項の規定に基づく解散命令に伴う登記の囑託に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。))。
- (2)の18 中小企業等協同組合法第104条の規定に基づく業務等に関する不服の申出に対する措置に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。))。

- (2)の19 中小企業等協同組合法第105条第1項の規定に基づく業務等の検査請求に基づく検査に關すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- (2)の20 中小企業等協同組合法第105条の2第1項及び第2項の規定に基づく決算関係書類の受理に關すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- (2)の21 中小企業等協同組合法施行規則第187条第3項の規定に基づく決算関係書類の提出の延期の承認に關すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- (2)の22 中小企業等協同組合法第105条の3第1項から第4項まで及び第105条の4第1項から第4項までの規定に基づく業務又は会計に關する報告の徴収及び検査に關すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- (2)の23 中小企業等協同組合法第106条第1項の規定に基づく業務改善命令に關すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- (2)の24 中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づく解散命令に關すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- (2)の25 中小企業等協同組合法第106条第3項の規定に基づく解散命令に代わる官報掲載に關すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- (2)の26 中小企業等協同組合法第106条の2の規定に基づく共済事業に係る監督上の処分に關すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- (2)の27 中小企業等協同組合法第106条の3の規定に基づく共済事業に係る届出の受理に關すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- (2)の28 中小企業団体の組織に關する法律第5条の7第2項の規定に基づく事業の転換の認可に關すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の29 中小企業団体の組織に關する法律第5条の17第1項の規定に基づく設立の認可に關すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の30 中小企業団体の組織に關する法律第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第35条の2の規定に基づく役員の変更届出の受理に關すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の31 中小企業団体の組織に關する法律第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第48条の規定に基づく總會の招集の承認に關すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の32 中小企業団体の組織に關する法律第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第51条第2項の規定に基づ

- く定款の変更の認可に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の33 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第57条の5の規定に基づく余裕金の運用方法の認可に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の34 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項において準用する中小企業等協同組合法第62条第2項の規定に基づく解散の届出の受理に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の35 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項において準用する中小企業等協同組合法第66条第1項の規定に基づく合併の認可に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の36 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第5項において準用する中小企業等協同組合法第96条第5項の規定に基づく解散命令に伴う登記の嘱託に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の37 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第104条第2項の規定に基づく業務等に関する不服の申出に対する措置に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の38 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条第2項の規定に基づく業務等の検査請求に基づく検査に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の39 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条の2第1項の規定に基づく決算関係書類の受理に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の40 中小企業団体の組織に関する法律施行規則第90条第2項の規定に基づく決算書類の提出の延期の承認に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の41 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条の3第1項及び第2項並びに第105条の4第1項の規定に基づく業務又は会計に関する報告の徴収及び検査に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の42 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第106条第1項の規定に基づく業務改善命令に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の43 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づく解散命令に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の44 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第106条第3項の規定に基づく解散命令に代わる官報掲載に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。

- (2)の45 中小企業団体の組織に関する法律第95条第4項の規定に基づく協業組合への組織変更の認可に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の46 中小企業団体の組織に関する法律第95条第7項の規定に基づく協業組合への組織変更の届出の受理に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の47 中小企業団体の組織に関する法律第100条の11の規定に基づく株式会社への組織変更の届出の受理に関すること。
- (2)の48 商工会法第23条第1項の規定に基づく設立の認可に関すること。
- (2)の49 商工会法第23条第3項（同法第44条第4項（同法第48条第5項において準用する場合を含む。）及び第52条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく関係都道府県知事等への意見聴取に関すること。
- (2)の50 商工会法第42条第5項（同法第48条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく総会及び総代会の招集の承認に関すること。
- (2)の51 商工会法第44条第2項（同法第48条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく定款変更の認可に関すること。
- (2)の52 商工会法第49条の規定に基づく事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の受理に関すること。
- (2)の53 商工会法第50条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (2)の54 商工会法第51条第1項から第4項までの規定に基づく警告又は解散の勧告及び設立の認可の取消し等に関すること。
- (2)の55 商工会法第51条第5項の規定に基づく警告又は解散の勧告及び設立の認可の取消し等に関する関係都道府県知事等への意見の聴取に関すること。
- (2)の56 商工会法第52条第2項の規定に基づく解散の届出の受理に関すること。
- (2)の57 商工会法第52条の2第2項の規定に基づく合併の認可に関すること。
- (2)の58 商工会法第53条の規定に基づく清算人の選任に関すること。
- (2)の59 商工会法第54条第1項及び第2項の規定に基づく財産処分の方法の認可に関すること。
- (2)の60 商工会法第54条の3の規定に基づく清算終了の届出の受理に関すること。
- (2)の61 商工会議所法第7条第2項の規定に基づく特定商工業者の該当基準の許可に関すること。
- (2)の62 商工会議所法第10条第2項の規定に基づく法定台帳の作成の期間の延長に関すること。
- (2)の63 商工会議所法第12条第1項の規定に基づく負担金の賦課の許可に関すること。
- (2)の64 商工会議所法第27条第3項（同法第46条第4項及び第60条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく経済産業大臣への意見具申に関すること。
- (2)の65 商工会議所法第46条第5項の規定に基づく定款変更の届出の受理に関すること。
- (2)の66 商工会議所法第57条の規定に基づく収支決算等の報告の

受理に関すること。

(2)の67 商工会議所法第58条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

(2)の68 商工会議所法第59条第1項及び第4項の規定に基づく警告及び業務の一部停止命令に関すること。

(2)の69 商工会議所法第59条第4項の規定に基づく商工会議所に対する業務の一部停止若しくは設立の認可の取消処分又は地区変更若しくは解散の勧告についての意見の具申に関すること。

(2)の70 商工会議所法施行令第7条第2項の規定に基づく報告の徴収及び検査並びに業務の一部停止命令に係る経済産業大臣への報告に関すること。

(2)の71 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づく事業継続力強化支援計画の認定の申請の受理に関すること。

(2)の72 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第1項の規定に基づく事業継続力強化支援計画の変更の申請の受理に関すること。

(3) 自転車競技法第2条の規定に基づく競輪の開催の届出及び変更の届出の経済産業局長への進達に関すること。

(3)の2 営農活動支援交付金に係る生産計画及び実施状況の確認に関すること。

(3)の3 休廃止鉱山鉱害防止事業費補助金に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条、第22条並びに第24条第1項の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。

(4)～(32)の2 省略

(32)の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。

ア～コ 省略

サ 知事の承認を得た次世代につなぐ果樹産地づくり推進事業費補助金

シ・ス 省略

セ 知事の承認を得た新規就農者拡大促進事業費補助金

ソ 知事の承認を得た認定農業者経営発展支援事業費補助金

タ 省略

チ 省略

ツ 知事の承認を得た加工用野菜生産流通体制整備事業費補助金

テ 知事の承認を得た薬用作物生産流通体制支援事業費補助金

(33)～(66) 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1) 省略

(4)～(32)の2 省略

(32)の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。

ア～コ 省略

サ 知事の承認を得た未来型果樹産地強化支援事業費補助金

シ・ス 省略

セ 省略

ソ 省略

タ 知事の承認を得た新規就農総合支援事業費補助金

(33)～(66) 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1) 省略

(1)の2 省略

(1)の3 浄化槽法第12条の5第4項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく浄化槽の設置に関する計画の協議及び同意に関すること。

(1)の4~(7) 省略

6 省略

(地方局長の専決事項)

第14条 省略

2 地方局長の専決処理すべき事項のうち、地域産業振興部及び支局に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)~(2) 省略

(2) 住宅宿泊事業法第17条第1項及び第45条第2項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

(23) 貸金業法施行規則第6条第1項の規定に基づく登録換えの申請の経由に関すること。

(24)から(30)まで 削除

(31)~(36) 省略

3・4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、農林水産振興部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 削除

(2)~(52) 省略

6~9 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)~(11)の2 省略

(11)の2の2 浄化槽法第12条の5第4項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく浄化槽の設置に関する計画の協議及び同意に関すること。

(11)の3~(26)の16 省略

2~4 省略

(1)の2 削除

(1)の3 省略

(1)の4~(7) 省略

6 省略

(地方局長の専決事項)

第14条 省略

2 地方局長の専決処理すべき事項のうち、総務企画部及び支局に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)~(2) 省略

(22)から(30)まで 削除

(31)~(36) 省略

3・4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 住宅宿泊事業法第17条第1項及び第45条第2項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

(1)の2 貸金業法施行規則第6条第1項の規定に基づく登録換えの申請の経由に関すること。

(2)~(52) 省略

6~9 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)~(11)の2 省略

(11)の3~(26)の16 省略

2~4 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第9号

地 方 局

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。



改正後

別表第1(第4条関係)

局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事項	決裁区分		
		局長	専決者	
			部長	課長
1~12 省略				

- 備考 1 省略
- 2 この表4の部1の項(5)及び(7)イ並びに3の項の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「地域産業振興部長」とする。
- 3・4 省略
- 5 防災対策室(中予地方局を除く。)、商工観光室\_\_\_\_、地域農業育成室、産地戦略推進室、企画調整室、支局地域農業育成室又は支局産地戦略推進室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。
- (1)~(6) 省略
- 6 省略
- 7 商工観光室\_\_\_\_に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」とし、支局地域農業育成室及び支局産地戦略推進室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「支局地域農業育成室長」とする。
- (1)~(4) 省略
- 8 省略
- 9 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_支局地域農業育成室及び支局産地戦略推進室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのは「支局地域農業育成室主幹」とし、主幹を置かない課又は室(\_\_\_\_支局産地戦略推進室を除く。)に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのはそれぞれ「課長」又は「室長」とする。
- (1)~(5) 省略
- 10・11 省略

別表第2(第4条関係)

局長の権限に属する地域産業振興部関係事務及び支局関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長

改正前

別表第1(第4条関係)

局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事項	決裁区分		
		局長	専決者	
			部長	課長
1~12 省略				

- 備考 1 省略
- 2 この表4の部1の項(5)及び(7)イ並びに3の項の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「総務企画部長」とする。
- 3・4 省略
- 5 防災対策室(中予地方局を除く。)、商工観光室、支局商工観光室、地域農業育成室、産地戦略推進室、企画調整室、支局地域農業育成室又は支局産地戦略推進室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。
- (1)~(6) 省略
- 6 省略
- 7 商工観光室(中予地方局を除く。)又は支局商工観光室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」とし、支局地域農業育成室及び支局産地戦略推進室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「支局地域農業育成室長」とする。
- (1)~(4) 省略
- 8 省略
- 9 中予地方局商工観光室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのは「産業振興課主幹」とし、支局地域農業育成室及び支局産地戦略推進室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのは「支局地域農業育成室主幹」とし、主幹を置かない課又は室(中予地方局商工観光室及び支局産地戦略推進室を除く。)に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのはそれぞれ「課長」又は「室長」とする。
- (1)~(5) 省略
- 10・11 省略

別表第2(第4条関係)

局長の権限に属する総務企画部関係事務及び支局関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長

地域政策課	1～11 省略					
-------	------------	--	--	--	--	--

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
商工観光課	1 商工業及び観光事業の振興に関する事務	1 中小企業対策相談窓口に関すること。			—
		2 地域産業の振興に関すること。	—		
		3 地域経済情勢の調査に関する事務			—
		4 伝統的特産品産業の振興に関すること。		—	
		5 愛媛広域文化交流基盤整備の推進に係る連絡調整に関すること。	—		
	2 商工会議所法の施行に関する事務	1 設立の認可に係る経済産業大臣への意見具申（第27条第3項）	—		
		2 定款変更の認可に係る経済産業大臣への意見具申（第27条第3項、第46条第4項）			—
		3 合併の認可に係る経済産業大臣への意見具申（第27条第3項、第60条の2第5項）	—		
		4 商工会議所に対する業務の一部停止若しくは設立認可の取消処分又は地区変更若しくは解散の勧告についての意見の具申（第59条第4項）	—		
	3 商工会法の施行に関する事務	1 商工会に関すること。 (1) 警告又は解散の勧告及び設立の認可の取消し等に関する関係都道府県知事等への意見の聴取（第51条第5項）	—		
	4 中小企業等経営強化法の施行に関する事務	1 経営革新計画の承認及び変更の承認（第14条第1項、第15条第1項、第66条第2項）		—	
		2 経営革新計画の承認の取消し（第15条第2項）		—	
	5 貸金	1 貸金業者に関すること。			

地域政策課	1～11 省略					
-------	------------	--	--	--	--	--

備考 省略

業法の施行に関する事務	(1) 登録(第3条第1項、第5条、第6条第2項)		—	
	(2) 登録の更新(第3条第2項)		—	
	(3) 報告の徴収及び立入検査(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項、第24条の6の10第1項から第5項まで)		—	
	(4) 社内規則の作成又は変更の命令(第24条の6の12第2項)		—	
	(5) 社内規則の作成又は変更の承認(第24条の6の12第3項)		—	
	(6) 承認を受けた社内規則の変更又は廃止の承認(第24条の6の12第4項)		—	
	(7) 登録等に関する意見聴取(第44条の2第1項、第3項)			—
6 労働組合に関する事務	1 労働組合基本調査に関すること。			—
	2 労働情勢の調査に関すること。			—
7 労働教育に関する事務	1 独立行政法人労働政策研究・研修機構に関すること。			—
	2 中小企業労働セミナーに関すること。			—
8 労働福祉に関する事務	1 勤労青少年リーダーの育成指導に関すること。			—
	2 労働福祉法人の指導に関すること。			—

備考 商工観光室においては、この表1の部及び6の部から8の部までに掲げる事務については、同表組織名の欄中「商工観光課」とあるのは「商工観光室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。

別表第3(第4条関係)

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
地域福	1~10 省略				
11 老人	1・2 省略				

別表第3(第4条関係)

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
地域福	1~10 省略				
11 老人	1・2 省略				

社 課	福祉法 の施行 に 関 す る 事 務	3 在宅老人福祉に関するこ と。					
		(1) 省略					
		4 老人福祉施設に関するこ と。					
		(1) 老人福祉施設の設置の認 可(第15条第4項 _____ )					
		(2) 老人福祉施設の廃止、休 止若しくは入所定員の減少 又は入所定員の増加の認可 (第16条第3項 _____ )					
		5 当該職員の証明書の交付 (第18条第3項、第29条第14 項)					
		6 有料老人ホームに関するこ と。					
		(1) 改善命令(第29条第15 項)					
		社 課	福祉法 の施行 に 関 す る 事 務	3 在宅老人福祉に関するこ と。			
(1) 老人居宅生活支援事業の 開始の届出の受理(第14 条)							—
(2) 老人居宅生活支援事業の 変更の届出の受理(第14条 の2)							—
(3) 老人居宅生活支援事業の 廃止及び休止の届出の受理 (第14条の3)							—
(4) 報告の徴収及び立入検査 (第18条第1項)							—
(5) 省略							
(6) 事業の停止等の命令(第 18条の2第2項)							—
4 老人福祉施設に関するこ と。							
(1) 老人福祉施設の設置の認 可(及び届出の受理(第15条 第2項から第4項まで)							
(2) 老人福祉施設の変更の届 出の受理(第15条の2)							—
(3) 老人福祉施設の廃止、休 止若しくは入所定員の減少 又は入所定員の増加の認可 及び届出の受理(第16条第 1項から第3項まで)							—
(4) 報告の徴収及び立入検査 (第18条第1項、第2項)							—
(5) 事業の停止等の命令(第 18条の2第2項)							—
(6) 改善等の命令及び設置認 可の取消し(第19条第1 項)					—		
5 当該職員の証明書の交付 (第18条第3項、第29条第12 項)							
6 有料老人ホームに関するこ と。							
(1) 設置、変更、廃止又は休 止の届出の受理(第29条第 1項から第3項まで)					—		
(2) 報告の受理(第29条第9 項)					—		
(3) 報告の徴収及び立入検査 (第29条第11項)					—		
(4) 改善命令(第29条第13 項)							

	12~31 省略				

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
健康増進課	1~4 省略				
	5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事務	1 当該職員の証の交付（第15条第12項、第18項、第15条の2第3項、第15条の3第4項、第35条第2項、第50条第4項）			
	6 省略				

別表第4（第4条関係）

局長の権限に属する農林水産振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
農業振興課	1~19 省略				

備考 東予地方局今治支局及び南予地方局八幡浜支局においては、この表9の部1の項、16の部1の項及び2の項並びに19の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「農業振興課」とあるのは「地域農業育成室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。

		(5) 事業の停止等の命令（第29条第14項、第16項）			
	12~31 省略				

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
健康増進課	1~4 省略				
	5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事務	1 当該職員の証の交付（第15条第4項、第7項、第15条の2第3項、第15条の3第4項、第35条第2項、第50条第2項）			
	6 省略				

別表第4（第4条関係）

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
産業振興課	1~19 省略				

備考 東予地方局今治支局及び南予地方局八幡浜支局においては、この表9の部1の項、16の部1の項及び2の項並びに19の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「産業振興課」とあるのは「地域農業育成室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	室長
商工観光室	1 商工業及び観光事業の振興に関する事務	1 工場立地法に基づく諸報告に関すること。		—	
		2 中小企業対策相談窓口に関すること。		—	
		3 大規模小売店舗立地法に係る届出書等の縦覧に関すること。（第5条第3項、第6条第3項、第8条第3項、第6項、第9条第5項）		—	

		4 地域産業の振興に関する <u>こと。</u>	—		
		5 地域経済情勢の調査に関する <u>事務</u>			—
		6 伝統的特産品産業の振興に関する <u>こと。</u>		—	
		7 愛媛広域文化交流基盤整備の <u>推進に係る連絡調整に関すること。</u>	—		
2 中小 企業等 協同組 合法の 施行に 関する 事務	1 事業協同組合（火災等共済組 合を除く。）、事業協同小組 合、協同組合連合会及び企業組 合に関する <u>こと。</u>				
	(1) 特定共済組合の他の事業の 承認（第9条の2第7項、第 9条の9第5項）	—			
	(2) 団体協約に係るあつせん及 び調停（第9条の2の2、第 9条の9第5項）	—			
	(3) 組合員以外の者の事業の利 用の認可（第9条の2の3第 1項、第9条の9第5項）	—			
	(4) 組合員以外の者の事業の利 用の認可の取消し（第9条の 2の3第2項、第9条の9第 5項）	—			
	(5) 共済規程の認可（第9条の 6の2第1項、第9条の9第 5項）				—
	(6) 共済規程の変更及び廃止の 認可（第9条の6の2第4 項、第9条の9第5項）				—
	(7) 特定共済組合連合会の他の 事業の承認（第9条の9第4 項、第5項）	—			
	(8) 設立の認可（第27条の2第 1項）	—			
	(9) 役員の変更の届出の受理 （第35条の2）				—
	(10) 総会又は総代会の招集の承 認（第48条、第55条第6項）				—
	(11) 定款の変更の認可（第51条 第2項、第55条第6項）				—
(12) 共済事業を行う組合等の余 裕金の運用方法の認可（第57 条の5）	—				

		(13) <u>説明書類の縦覧開始の延期の承認（中小企業等協同組合法施行規則（以下この部において「省令」という。）第169条第2項）</u>			—
		(14) <u>解散の届出の受理（第62条第2項）</u>			—
		(15) <u>責任共済等の事業を行う組合の解散決議の認可（第62条第4項）</u>			—
		(16) <u>合併の認可（第66条第1項）</u>			—
		(17) <u>解散命令に伴う登記の囑託（第96条第5項）</u>			—
		(18) <u>業務等に関する不服の申出に対する措置（第104条）</u>	—		
		(19) <u>業務等の検査請求に基づく検査（第105条第1項）</u>	—		
		(20) <u>決算関係書類の受理（第105条の2第1項、第2項）</u>			—
		(21) <u>決算関係書類の提出の延期の承認（第105条の2、省令第187条第3項）</u>			—
		(22) <u>業務又は会計に関する報告の徴収及び検査（第105条の3第1項から第4項まで、第105条の4第1項から第4項まで）</u>			—
		(23) <u>業務改善命令（第106条第1項）</u>	—		
		(24) <u>解散命令（第106条第2項）</u>	—		
		(25) <u>解散命令に代わる官報掲載（第106条第3項）</u>	—		
		(26) <u>共済事業に係る監督上の処分（第106条の2）</u>	—		
		(27) <u>共済事業に係る届出の受理（第106条の3）</u>			—
	3 中小	1 <u>協業組合に関すること。</u>			
	企業団	(1) <u>事業の転換の認可（第5条の7第2項、第101条の3、中小企業団体の組織に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第11条第1項）</u>			—
	体の組	(2) <u>設立の認可（第5条の17第1項、第101条の3、政令第11条第1項）</u>	—		
	織に関				
	する法				
	律の施				
	行に関				
	する事				
	務				

(3) 役員の変更の届出の受理 (第5条の23第3項、第101条の3、中小企業等協同組合法(以下この部において「協同組合法」という。)第35条の2、政令第11条第1項)			—
(4) 総会の招集の承認(第5条の23第3項、第101条の3、協同組合法第48条、政令第11条第1項)			—
(5) 定款の変更の認可(第5条の23第3項、第101条の3、協同組合法第51条第2項、政令第11条第1項)			—
(6) 余裕金の運用方法の認可 (第5条の23第3項、第101条の3、協同組合法第57条の5、政令第11条第1項)	—		
(7) 解散の届出の受理(第5条の23第4項、第101条の3、協同組合法第62条第2項、政令第11条第1項)			—
(8) 合併の認可(第5条の23第4項、第101条の3、協同組合法第66条第1項、政令第11条第1項)			—
(9) 解散命令に伴う登記の囑託 (第5条の23第5項、第101条の3、協同組合法第96条第5項、政令第11条第1項)			—
(10) 業務等に関する不服の申出に対する措置(第5条の23第6項、第101条の3、協同組合法第104条第2項、政令第11条第1項)	—		
(11) 業務等の検査請求に基づく検査(第5条の23第6項、第101条の3、協同組合法第105条第2項、政令第11条第1項)	—		
(12) 決算関係書類の受理(第5条の23第6項、第101条の3、協同組合法第105条の2第1項、政令第11条第1項)			—
(13) 決算関係書類の提出の延期の承認(中小企業団体の組織に関する法律施行規則第90条第2項)			—



		(14) <u>業務又は会計に関する報告の徴収及び検査（第5条の23第6項、第101条の3、協同組合法第105条の3第1項、第2項、第105条の4第1項、政令第11条第1項）</u>			—
		(15) <u>業務改善命令（第5条の23第6項、第101条の3、協同組合法第106条第1項、政令第11条第1項）</u>	—		
		(16) <u>解散命令（第5条の23第6項、第101条の3、協同組合法第106条第2項、政令第11条第1項）</u>	—		
		(17) <u>解散命令に代わる官報掲載（第5条の23第6項、第101条の3、協同組合法第106条第3項、政令第11条第1項）</u>	—		
		(18) <u>協業組合への組織変更の認可（第95条第4項、第101条の3、政令第11条第1項）</u>			—
		(19) <u>協業組合への組織変更の届出の受理（第95条第7項）</u>			—
		2 <u>株式会社への組織変更の届出の受理（第100条の11、第101条の3、政令第11条第1項）</u>			—
	4 商工	1 <u>商工会に関すること。</u>			
	会法の施行に関する事務	(1) <u>設立の認可又は不認可（第23条第1項、第3項、第24条、第60条、商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（以下この部において「政令」という。）第1号、第2号）</u>	—		
		(2) <u>總會及び総代会の招集の承認（第42条第5項、第48条第5項、第60条、政令第3号）</u>			—
		(3) <u>定款変更の認可又は不認可（第23条第3項、第24条、第44条第2項、第4項、第48条第5項、第60条、政令第2号、第4号）</u>			—
		(4) <u>事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の受理（第49条、第60条、政令第5号）</u>			—
		(5) <u>報告の徴収及び立入検査（第50条第1項、第60条、政令第6号）</u>			—

		(6) <u>警告又は解散の勧告及び設立の認可の取消し等（第51条第1項から第4項まで、第60条、政令第7号）</u>	—		
		(7) <u>警告又は解散の勧告及び設立の認可の取消し等に関する関係都道府県知事等への意見の聴取（第51条第5項、第60条、政令第7号）</u>	—		
		(8) <u>解散の届出の受理（第52条第2項、第60条、政令第8号）</u>			—
		(9) <u>合併の認可又は不認可（第23条第3項、第24条、第52条の2第2項、第5項、第60条、政令第2号、第9号）</u>	—		
		(10) <u>清算人の選任（第53条、第60条、政令第10号）</u>			—
		(11) <u>財産処分の方法の認可又は不認可（第24条、第54条第1項、第2項、第4項、第60条、政令第2号、第11号）</u>	—		
		(12) <u>清算結了の届出の受理（第54条の3、第60条、政令第12号）</u>			—
	5 商工	1 <u>特定商工業者の該当基準の許可（第7条第2項、第84条、商工会議所法施行令（以下この部において「政令」という。）第7条第1項第1号）</u>			—
	会議所	2 <u>法定台帳の作成の期間の延長（第10条第2項、第3項、第84条、政令第7条第1項第2号）</u>			—
	法の施	3 <u>負担金の賦課の許可（第12条第1項、第84条、政令第7条第1項第3号）</u>			—
	行に関	4 <u>設立の認可に係る経済産業大臣への意見具申（第27条第3項）</u>	—		
	する事	5 <u>定款変更の認可に係る経済産業大臣への意見具申（第27条第3項、第46条第4項）</u>			—
	務	6 <u>合併の認可に係る経済産業大臣への意見具申（第27条第3項、第60条の2第5項）</u>	—		
		7 <u>定款変更の届出の受理（第46条第5項、第84条、政令第7条第1項第4号）</u>			—

		8 収支決算等の報告の受理（第57条、第84条、政令第7条第1項第5号）			—
		9 報告の徴収及び立入検査（第58条第1項、第84条、政令第7条第1項第6号）			—
		10 警告及び業務の一部停止命令（第59条第1項第1号、第4項、第84条、政令第7条第1項第7号）	—		
		11 商工会議所に対する業務の一部停止若しくは設立認可の取消処分又は地区変更若しくは解散の勧告についての意見の具申（第59条第4項）	—		
		12 報告の徴収及び検査並びに業務の一部停止命令に係る経済産業大臣への報告（政令第7条第2項）			—
	6 小規模事業経営支援事業費補助金の交付申請に関する事務	1 小規模事業経営支援事業費補助金の交付申請に関すること。		—	
	7 中小企業振興貸付資金に関する事務	1 愛媛県中小企業近代化資金貸付規則の一部を改正する規則（平成12年愛媛県規則第19号）による改正前の愛媛県中小企業近代化資金貸付規則による貸付企業の巡回指導及び債権管理に関すること。			—
	8 中小企業振興資金に関する事務	1 中小企業振興資金の融資対象者の認定			—
	9 住宅宿泊事業法の施行に関する事務	1 報告の徴収及び立入検査（第17条第1項、第45条第2項）			—
	10 労働教育に関する事務	1 独立行政法人労働政策研究・研修機構に関すること。			—
		2 中小企業労働セミナーに関すること。			—

11 労働 福祉に 関する 事務	1 勤労青少年リーダーの育成指 導に関する <u>こと。</u>			—
	2 労働福祉法人の指導に関する <u>こと。</u>			—
12 貸金 業法の 施行に 関する 事務	1 貸金業者に関する <u>こと。</u>			
	(1) 登録（第3条第1項、第5 条、第6条第2項）		—	
	(2) 登録の更新（第3条第2 項）		—	
	(3) 登録換えの申請の処理（貸 金業法施行規則第6条）			—
	(4) 変更の届出の処理（第8 条）		—	
	(5) 廃業等の届出の受理（法第 10条第1項）			—
	(6) 開始等の届出の受理（第24 条の6の2）			—
	(7) 業務改善命令（第24条の6 の3第1項）	—		
	(8) 監督処分（第24条の6の4 第1項、第2項、第24条の6 の8）	—		
	(9) 登録の取消し（第5条第2 項、第24条の6の5、第24条 の6の8）	—		
	(10) 所在不明者等の登録の取消 し（第24条の6の6第1項、 第24条の6の8）	—		
	(11) 貸金業者の営業所等を確認 できない事実の公告（第24条 の6の6第1項第1号）	—		
	(12) 登録の抹消（第24条の6の 7）			—
	(13) 事業報告書の受理（第24条 の6の9）			—
	(14) 報告の徴収及び立入検査 （第24条第2項、第24条の2 第2項、第24条の3第2項、 第24条の4第2項、第24条の 5第2項、第24条の6の10第 1項から第5項まで）		—	
	(15) 社内規則の作成又は変更の 命令（第24条の6の12第2 項）		—	
(16) 社内規則の作成又は変更の 承認（第24条の6の12第3 項）		—		

		(17) 承認を受けた社内規則の変更又は廃止の承認（第24条の6の12第4項）	—	
		(18) 登録等に関する意見聴取（第44条の2第1項、第3項）		—
13 中小企業等経営強化法の施行に関する事務	1	経営革新計画の承認及び変更の承認（第14条第1項、第15条第1項、第72条第2項）	—	
	2	経営革新計画の承認の取消し（第15条第2項）	—	
14 労働組合に関する事務	1	労働組合基本調査に関すること。		—
	2	労働情勢の調査に関すること。		—
15 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の施行に関する事務	1	事業計画の承認及び変更承認（第4条第1項、第5条第1項、第20条第1項、第2項、第29条第2項、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法施行令（以下この部において「政令」という。）第16条第2項）	—	
	2	事業計画の承認の取消し（第5条第2項、第20条第2項、第29条第2項、政令第16条第2項）	—	
	3	承認事業計画又は中小企業承認事業計画の実施状況の報告の徴収（第28条、第29条第2項、政令第16条第2項）		—
16 自転車競技法の施行に関する事務	1	競輪の開催の届出及び変更の届出の経済産業局長への進達（第2条、自転車競技法施行規則第6条第2項）		—

備考 東予地方局今治支局及び南予地方局八幡浜支局においては、この表1の部1の項から3の項まで及び5の項、4の部1の項(5)、5の部9の項、8の部、9の部並びに12の部1の項(5)、(6)及び(13)の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長

森林 林業 課	1～20 省略					
---------------	------------	--	--	--	--	--

備考 1 省略

2 肱川流域林業振興課においては、この表2の部から11の部まで、15の部、16の部及び18の部から20の部までに掲げる事務については、同表組織名の欄中「森林林業課」とあるのは、「肱川流域林業振興課」として、同表の規定を適用する。

3 省略

別表第5（第4条関係）

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
管理課	1 省略				
	2 浄化槽法の施行に関する事務	1 浄化槽工事業者の登録に関すること。			
		(1) 省略			
3～37 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
建築指	1～8 省略				
	9 浄化	1 浄化槽の設置に関すること。			

森林 林業 課	1～20 省略					
---------------	------------	--	--	--	--	--

備考 1 省略

2 省略

別表第5（第4条関係）

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
管理課	1 省略				
	2 浄化槽法の施行に関する事務	1 浄化槽工事業者の登録に関すること。			
		(1) 登録（第21条第1項、第23条第2項、第24条第2項）			—
		(2) 登録の更新（第21条第3項、第23条第2項、第24条第2項）			—
		(3) 省略			
		(4) 変更の届出の処理（第23条第2項、第25条）			—
		(5) 廃業等の届出の処理（第24条第2項、第26条、第27条第2項）			—
		2 特例浄化槽工事業者の届出に関すること。			
		(1) 浄化槽工事の開始、変更又は廃止の届出の受理（第33条第3項）			—
		3 省略			
3～37 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
建築指	1～8 省略				
	9 浄化	1 浄化槽の設置に関すること。			

導 課	槽法の 施行に 関する 事務	(1) 省略			
		(2) 設置計画に関する協議及び 同意（第12条の5第4項、第 5項）		—	
		2 浄化槽工事業者に対する指導 監督に関すること。			
		(1) 省略			
		3 省略			
	10～17 省略				

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			所 長	専決者	
				課 長	主 幹
用 地 管 理 課	1～3 省略				
	4 浄化 槽法の 施行に 関する 事務	1 浄化槽の設置に関すること。			
		(1) 省略			
		(2) 設置計画に関する協議及び 同意（第12条の5第4項、第 5項）	—		
		2 浄化槽工事業者の登録に関す ること。			
		(1) 省略			

導 課	槽法の 施行に 関する 事務	(1) 省略			
		2 浄化槽工事業者に対する指導 監督に関すること。			
		(1) 浄化槽工事の施工の差止め 命令（第28条第2項）	—		
		(2) 省略			
		3 省略			
	10～17 省略				

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			所 長	専決者	
				課 長	主 幹
用 地 管 理 課	1～3 省略				
	4 浄化 槽法の 施行に 関する 事務	1 浄化槽の設置に関すること。			
		(1) 省略			
		2 浄化槽工事業者の登録に関す ること。			
		(1) 登録（第21条第1項、第23 条第2項、第24条第2項）		—	
		(2) 登録の更新（第21条第3 項、第23条第2項、第24条第 2項）		—	
		(3) 省略			
		(4) 変更の届出の処理（第23条 第2項、第25条）		—	
		(5) 廃業等の届出の処理（第24 条第2項、第26条、第27条第 2項）		—	
		(6) 指示（第32条第1項）	—		
		3 特例浄化槽工事業者の届出に 関すること。			
		(1) 浄化槽工事の開始、変更 又は廃止の届出の受理（第33 条第3項）		—	

5～52 省略					

- 備考 1 東予地方局今治土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から3の部まで、4の部2の項\_\_\_\_\_、5の部から8の部まで、11の部から37の部まで、39の部、40の部、43の部1の項及び52の部に掲げる事務については「管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。
- 2 南予地方局大洲土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から3の部まで、4の部2の項\_\_\_\_\_、5の部から8の部まで、11の部から37の部まで、43の部1の項及び52の部1の項に掲げる事務については「事業管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。
- 3 省略

	4 浄化槽工事業者及び特例浄化槽工事業者に対する報告徴収及び立入検査に関すること(第33条第2項、第53条第1項第3号、第2項)。				
5～52 省略					

- 備考 1 東予地方局今治土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から3の部まで、4の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、5の部から8の部まで、11の部から37の部まで、39の部、40の部、43の部1の項並びに52の部に掲げる事務については「管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。
- 2 南予地方局大洲土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から3の部まで、4の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、5の部から8の部まで、11の部から37の部まで、43の部1の項並びに52の部1の項に掲げる事務については「事業管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。
- 3 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第10号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表(第4条、第8条関係) 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					別表(第4条、第8条関係) 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項				
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長				所長	課長
健康増進課	1～3 省略				健康増進課	1～3 省略			
	4 感染症の予防及び感染症	1 感染症に関する情報の収集及び公表に関すること。 (1) 患者等の診断の届出の受理 (第12条第1項_____、第				4 感染症の予防及び感染症	1 感染症に関する情報の収集及び公表に関すること。 (1) 患者等の診断の届出の受理 (第12条第1項、第4項、第		



の患者 に対す る医療 に関す る法律 (平成 10年法 律 第 114号) の施行 に関す る事務	6 項、第 8 項、第 13 条第 1 項、 <u>第 7 項</u> )			の患者 に対す る医療 に関す る法律 (平成 10年法 律 第 114号) の施行 に関す る事務	6 項_____、第 13 条第 1 項、 <u>第 5 項</u> )		
	(2) 省略				(2) 省略		
	(3) 指定届出機関及び指定提出 機関の指定の辞退の申出の受 理(第 14 条第 5 項、第 14 条の <u>2 第 7 項</u> )	—			(3) 指定届出機関及び指定提出 機関の指定の辞退の申出の受 理(第 14 条第 4 項、第 14 条の <u>2 第 6 項</u> )		
	(4) 検体等の検査の実施(第 14 条の 2 第 3 項、 <u>第 15 条第 5</u> <u>項</u> 、第 16 条の 3 第 7 項、第 26 条の 3 第 5 項、第 26 条の 4 第 5 項、第 44 条の 7 第 5 項、第 50 条第 2 項、第 3 項)				(4) 検体等の検査の実施(第 14 条の 2 第 3 項、 <u>第 15 条第 4</u> <u>項</u> 、第 16 条の 3 第 7 項、第 26 条の 3 第 5 項、第 26 条の 4 第 5 項、第 44 条の 7 第 5 項、第 50 条第 2 項、第 3 項)		
	(5) 質問及び調査の実施(第 15 条 第 1 項、第 3 項、 <u>第 8 項</u> 、第 15 条の 2 第 1 項、第 15 条の 3 第 2 項)				(5) 質問及び調査の実施(第 15 条 第 1 項、第 3 項_____、第 15 条の 2 第 1 項、第 15 条の 3 第 2 項)		
	(6) 省略				(6) 省略		
	2 ~ 6 省略				2 ~ 6 省略		
	7 消毒その他の措置に関するこ と。				7 消毒その他の措置に関するこ と。		
	(1) 検体等の提出命令(第 26 条 の 3 第 1 項、 <u>第 50 条第 1 項</u> )				(1) 検体等の提出命令(第 26 条 の 3 第 1 項_____)		
	(2) 検体等の収去(第 26 条の 3 第 3 項、 <u>第 50 条第 1 項</u> )				(2) 検体等の収去(第 26 条の 3 第 3 項_____)		
	(3) 検体の提出等の命令(第 26 条の 4 第 1 項、 <u>第 50 条第 1</u> <u>項</u> )				(3) 検体の提出等の命令(第 26 条の 4 第 1 項_____)		
	(4) 検体の採取(第 26 条の 4 第 3 項、 <u>第 50 条第 1 項</u> )				(4) 検体の採取(第 26 条の 4 第 3 項_____)		
	(5) ~ (11) 省略				(5) ~ (11) 省略		
	(12) 措置を実施する旨の通知等 (第 36 条第 1 項、第 44 条の 4 第 1 項、 <u>第 50 条第 5 項</u> )				(12) 措置を実施する旨の通知等 (第 36 条第 1 項、第 44 条の 4 第 1 項、 <u>第 50 条第 1 項</u> )		
	(13) 建物への立入制限等の措置 の実施に係る掲示( <u>第 36 条第</u> <u>4 項</u> 、第 44 条の 4 第 1 項、 <u>第</u> <u>50 条第 6 項</u> )				(13) 建物への立入制限等の措置 の実施に係る掲示( <u>第 36 条第</u> <u>3 項</u> 、第 44 条の 4 第 1 項、 <u>第</u> <u>50 条第 4 項</u> )		
	8 省略				8 省略		
	9 新型インフルエンザ等感染症 に関すること。				9 新型インフルエンザ等感染症 に関すること。		
	(1) 感染症にかかっていると疑 うに足りる正当な理由のある 者に対する報告の徴収又は協 力の要請(第 44 条の 3 第 1 項)				(1) 感染症にかかっていると疑 うに足りる正当な理由のある 者に対する報告の徴収_____ _____(第 44 条の 3 第 1 項)		
	(2) 感染症の患者に対する報告 の徴収又は協力の要請(第 44 条の 3 第 2 項)				(2) 報告を求めた者に対する _____協力の要請(第 44 条の 3 第 2 項)		

	(3)・(4) 省略		
	10 新感染症に関すること。		
	(1)～(8) 省略		
	(9) 感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対する報告の徴収又は協力の要請（第50条の2第1項）		
	(10) 感染症の所見がある者に対する報告の徴収又は協力の要請（第50条の2第2項）		
	(11)・(12) 省略		
	11 省略		
5～7 省略			

備考 省略

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			所長	課長
環境保全課	1 省略			
	2 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の施行に関する事務	1～4 省略		
		5 特定粉じん排出等作業に関すること。		
		(1) 実施の届出の受理（第18条の17第1項、第2項）		
		(2) 計画の変更の命令（第18条の18）		
		(3) 作業基準適合命令等（第18条の21）		
		6 水銀排出施設に関すること。		
		(1) 設置の届出の受理（第18条の28第1項、省令第10条の6）		
		(2) 使用の届出の受理（第18条の29第1項、省令第10条の6）		
		(3) 構造等の変更の届出の受理（第18条の30第1項、省令第10条の6）		
		(4) 計画の変更又は廃止の命令（第18条の31）		
	(5) 改善勧告等（第18条の34第1項）			
	(6) 改善命令等（第18条の34第2項）			
	(7) 実施の制限期間の短縮の承認（第10条第2項、第18条の36第1項）			

	(3)・(4) 省略		
	10 新感染症に関すること。		
	(1)～(8) 省略		
	(9) 感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対する報告の徴収_____（第50条の2第1項）		
	(10) 報告を求めた者に対する_____協力の要請（第50条の2第2項）		
	(11)・(12) 省略		
	11 省略		
5～7 省略			

備考 省略

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			所長	課長
環境保全課	1 省略			
	2 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の施行に関する事務	1～4 省略		
		5 特定粉じん排出等作業に関すること。		
		(1) 実施の届出の受理（第18条の15第1項、第2項）		
		(2) 計画の変更の命令（第18条の16）		
		(3) 作業基準適合命令等（第18条の19）		
		6 水銀排出施設に関すること。		
		(1) 設置の届出の受理（第18条の23第1項、省令第10条の6）		
		(2) 使用の届出の受理（第18条の24第1項、省令第10条の6）		
		(3) 構造等の変更の届出の受理（第18条の25第1項、省令第10条の6）		
		(4) 計画の変更又は廃止の命令（第18条の26）		
	(5) 改善勧告等（第18条の29第1項）			
	(6) 改善命令等（第18条の29第2項）			
	(7) 実施の制限期間の短縮の承認（第10条第2項、第18条の31第1項）			

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の施行に関する事務	(8) 氏名等の変更又は使用の廃止の届出の受理（第11条、第18条の36第2項）			3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の施行に関する事務	(8) 氏名等の変更又は使用の廃止の届出の受理（第11条、第18条の31第2項）		
	(9) 地位の承継の届出の受理（第12条第3項、第18条の36第2項）				(9) 地位の承継の届出の受理（第12条第3項、第18条の31第2項）		
	7・8 省略				7・8 省略		
	1～5 省略				1～5 省略		
	6 産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に関すること。				6 産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に関すること。		
	(1)・(2) 省略				(1)・(2) 省略		
	(3) 災害時等緊急収集運搬業者の指定（省令第9条第14号、第10条の11第6号）	—					
	(4) 能力及び実績の基準適合性の認定（省令第9条の2第6項、第10条の9第2項、第10条の12第2項、第10条の22第2項）				(3) 能力及び実績の基準適合性の認定（省令第9条の2第4項、第10条の9第2項、第10条の12第2項、第10条の22第2項）		
	(5) 省略				(4) 省略		
	(6) 省略				(5) 省略		
	(7) 省略				(6) 省略		
	(8) 省略				(7) 省略		
	(9) 省略				(8) 省略		
(10) 省略			(9) 省略				
(11) 省略			(10) 省略				
(12) 省略			(11) 省略				
(13) 省略			(12) 省略				
7 産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可に関すること。			7 産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可に関すること。				
(1)・(2) 省略			(1)・(2) 省略				
(3) 災害時等緊急処分業者の指定（省令第10条の3第10号、第10条の15第4号）	—						
(4) 能力及び実績の基準適合性の認定（省令第10条の4第5項、第10条の9第3項、第10条の16第2項、第10条の22第3項）			(3) 能力及び実績の基準適合性の認定（省令第10条の4第3項、第10条の9第3項、第10条の16第2項、第10条の22第3項）				
(5) 省略			(4) 省略				
(6) 省略			(5) 省略				
(7) 省略			(6) 省略				
(8) 省略			(7) 省略				
(9) 省略			(8) 省略				
(10) 省略			(9) 省略				

	(11) 省略				(10) 省略		
	(12) 省略				(11) 省略		
	(13) 省略				(12) 省略		
	8～17 省略				8～17 省略		
4～11 省略					4～11 省略		
12 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）の施行に関する事務	1～10 省略				12 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）の施行に関する事務	1～10 省略	
	11 <u>高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管場所等の変更の届出の受理（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号。以下この部において「省令」という。）第10条第2項、第11条、第21条、第28条）</u>			—			
	12 <u>事業を承継すべき相続人であることを証する書類の提出要求（省令第25条第2項、第35条第2項）</u>			—			
	13 <u>ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の譲受けの届出の受理（省令第26条第2項、第36条）</u>			—			
13～17 省略					13～17 省略		
備考	省略				備考	省略	

（愛媛県農林水産研究所処務規程の一部改正）

第2条 愛媛県農林水産研究所処務規程（昭和50年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（分掌事務）</p> <p><b>第2条</b> 研究所の部、センター及び所並びに課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>企画戦略部</p> <p>研究企画室</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>研究所と地方局農林水産振興部農業振興課との調整に関すること。</u></p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p>	<p>（分掌事務）</p> <p><b>第2条</b> 研究所の部、センター及び所並びに課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>企画戦略部</p> <p>研究企画室</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>研究所と地方局産業経済部産業振興課</u>との調整に関すること。</p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p>

（愛媛県青少年対策本部規程の一部改正）

第3条 愛媛県青少年対策本部規程（昭和54年愛媛県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p><b>別表（第3条関係）</b></p> <table border="1"> <tr><td>1 観光スポーツ文化部長</td></tr> <tr><td>2～5 省略</td></tr> </table>	1 観光スポーツ文化部長	2～5 省略	<p><b>別表（第3条関係）</b></p> <table border="1"> <tr><td>1 スポーツ・文化部長</td></tr> <tr><td>2～5 省略</td></tr> </table>	1 スポーツ・文化部長	2～5 省略
1 観光スポーツ文化部長					
2～5 省略					
1 スポーツ・文化部長					
2～5 省略					

（愛媛県長寿社会対策本部規程の一部改正）

**第4条** 愛媛県長寿社会対策本部規程（昭和59年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p><b>別表（第3条関係）</b></p> <table border="1"> <tr><td>1・2 省略</td></tr> <tr><td><u>3 観光スポーツ文化部長</u></td></tr> <tr><td>4～9 省略</td></tr> </table>	1・2 省略	<u>3 観光スポーツ文化部長</u>	4～9 省略	<p><b>別表（第3条関係）</b></p> <table border="1"> <tr><td>1・2 省略</td></tr> <tr><td><u>3 スポーツ・文化部長</u></td></tr> <tr><td>4～9 省略</td></tr> </table>	1・2 省略	<u>3 スポーツ・文化部長</u>	4～9 省略
1・2 省略							
<u>3 観光スポーツ文化部長</u>							
4～9 省略							
1・2 省略							
<u>3 スポーツ・文化部長</u>							
4～9 省略							

（愛媛県地方局男女共同参画推進班規程の一部改正）

**第5条** 愛媛県地方局男女共同参画推進班規程（昭和59年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
<p>（職制）</p> <p><b>第3条</b> 班に班長を置き、<u>地方局地域産業振興部長</u>の職にある者をもつて充てる。</p> <p>2 班に副班長を置き、<u>地方局地域産業振興部総務県民課長</u>の職にある者をもつて充てる。</p> <p>3 省略</p> <p>（庶務）</p> <p><b>第5条</b> 班の庶務は、<u>地方局地域産業振興部総務県民課</u>において処理する。</p> <p><b>別表（第3条関係）</b></p> <table border="1"> <tr><td>1 <u>地方局地域産業振興部総務県民課防災対策室長</u></td></tr> <tr><td><u>2 地方局地域産業振興部地域政策課長</u></td></tr> <tr><td><u>3 地方局地域産業振興部商工観光課長</u></td></tr> <tr><td>4 省略</td></tr> <tr><td>5 省略</td></tr> <tr><td><u>6 地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室長</u></td></tr> <tr><td><u>7 地方局農林水産振興部森林林業課長</u></td></tr> <tr><td><u>8 地方局農林水産振興部水産課長</u></td></tr> <tr><td>9・10 省略</td></tr> <tr><td><u>11 地方局地域産業振興部支局商工観光室長</u></td></tr> <tr><td>12 省略</td></tr> <tr><td>13 省略</td></tr> <tr><td><u>14 地方局農林水産振興部支局地域農業育成室長</u></td></tr> <tr><td><u>15 地方局農林水産振興部支局森林林業課長</u></td></tr> <tr><td><u>16 地方局農林水産振興部支局水産課長</u></td></tr> <tr><td>17～19 省略</td></tr> </table>	1 <u>地方局地域産業振興部総務県民課防災対策室長</u>	<u>2 地方局地域産業振興部地域政策課長</u>	<u>3 地方局地域産業振興部商工観光課長</u>	4 省略	5 省略	<u>6 地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室長</u>	<u>7 地方局農林水産振興部森林林業課長</u>	<u>8 地方局農林水産振興部水産課長</u>	9・10 省略	<u>11 地方局地域産業振興部支局商工観光室長</u>	12 省略	13 省略	<u>14 地方局農林水産振興部支局地域農業育成室長</u>	<u>15 地方局農林水産振興部支局森林林業課長</u>	<u>16 地方局農林水産振興部支局水産課長</u>	17～19 省略	<p>（職制）</p> <p><b>第3条</b> 班に班長を置き、<u>地方局総務企画部長</u>の職にある者をもつて充てる。</p> <p>2 班に副班長を置き、<u>地方局総務企画部総務県民課長</u>の職にある者をもつて充てる。</p> <p>3 省略</p> <p>（庶務）</p> <p><b>第5条</b> 班の庶務は、<u>地方局総務企画部総務県民課</u>において処理する。</p> <p><b>別表（第3条関係）</b></p> <table border="1"> <tr><td>1 <u>地方局総務企画部総務県民課防災対策室長</u></td></tr> <tr><td><u>2 地方局総務企画部地域政策課長</u></td></tr> <tr><td>3 省略</td></tr> <tr><td>4 省略</td></tr> <tr><td><u>5 地方局産業経済部産業振興課商工観光室長</u></td></tr> <tr><td><u>6 地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室長</u></td></tr> <tr><td><u>7 地方局産業経済部森林林業課長</u></td></tr> <tr><td><u>8 地方局産業経済部水産課長</u></td></tr> <tr><td>9・10 省略</td></tr> <tr><td>11 省略</td></tr> <tr><td>12 省略</td></tr> <tr><td><u>13 地方局産業経済部支局商工観光室長</u></td></tr> <tr><td><u>14 地方局産業経済部支局地域農業育成室長</u></td></tr> <tr><td><u>15 地方局産業経済部支局森林林業課長</u></td></tr> <tr><td><u>16 地方局産業経済部支局水産課長</u></td></tr> <tr><td>17～19 省略</td></tr> </table>	1 <u>地方局総務企画部総務県民課防災対策室長</u>	<u>2 地方局総務企画部地域政策課長</u>	3 省略	4 省略	<u>5 地方局産業経済部産業振興課商工観光室長</u>	<u>6 地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室長</u>	<u>7 地方局産業経済部森林林業課長</u>	<u>8 地方局産業経済部水産課長</u>	9・10 省略	11 省略	12 省略	<u>13 地方局産業経済部支局商工観光室長</u>	<u>14 地方局産業経済部支局地域農業育成室長</u>	<u>15 地方局産業経済部支局森林林業課長</u>	<u>16 地方局産業経済部支局水産課長</u>	17～19 省略
1 <u>地方局地域産業振興部総務県民課防災対策室長</u>																																	
<u>2 地方局地域産業振興部地域政策課長</u>																																	
<u>3 地方局地域産業振興部商工観光課長</u>																																	
4 省略																																	
5 省略																																	
<u>6 地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室長</u>																																	
<u>7 地方局農林水産振興部森林林業課長</u>																																	
<u>8 地方局農林水産振興部水産課長</u>																																	
9・10 省略																																	
<u>11 地方局地域産業振興部支局商工観光室長</u>																																	
12 省略																																	
13 省略																																	
<u>14 地方局農林水産振興部支局地域農業育成室長</u>																																	
<u>15 地方局農林水産振興部支局森林林業課長</u>																																	
<u>16 地方局農林水産振興部支局水産課長</u>																																	
17～19 省略																																	
1 <u>地方局総務企画部総務県民課防災対策室長</u>																																	
<u>2 地方局総務企画部地域政策課長</u>																																	
3 省略																																	
4 省略																																	
<u>5 地方局産業経済部産業振興課商工観光室長</u>																																	
<u>6 地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室長</u>																																	
<u>7 地方局産業経済部森林林業課長</u>																																	
<u>8 地方局産業経済部水産課長</u>																																	
9・10 省略																																	
11 省略																																	
12 省略																																	
<u>13 地方局産業経済部支局商工観光室長</u>																																	
<u>14 地方局産業経済部支局地域農業育成室長</u>																																	
<u>15 地方局産業経済部支局森林林業課長</u>																																	
<u>16 地方局産業経済部支局水産課長</u>																																	
17～19 省略																																	

(愛媛県男女共同参画推進本部規程の一部改正)

**第6条** 愛媛県男女共同参画推進本部規程(平成2年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表1</b>(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～3 省略</p> <p>4 <u>観光スポーツ文化部長</u></p> <p>5～12 省略</p> </div> <p><b>別表2</b>(第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1・2 省略</p> <p>3 <u>観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課長</u></p> <p>4～12 省略</p> </div>	<p><b>別表1</b>(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～3 省略</p> <p>4 <u>スポーツ・文化部長</u></p> <p>5～12 省略</p> </div> <p><b>別表2</b>(第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1・2 省略</p> <p>3 <u>スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課長</u></p> <p>4～12 省略</p> </div>

(愛媛県県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程の一部改正)

**第7条** 愛媛県県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程(平成3年愛媛県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p><b>第1条</b> 親切行政を推進するとともに、県民の声を県政に反映させることにより、開かれた県政の推進に資するため、企画振興部政策企画局広報広聴課に県民総合相談プラザを、<u>地方局地域産業振興部地域政策課</u>及び支局総務県民室に県民相談プラザを設置する。</p> <p>(任務)</p> <p><b>第2条</b> 県民総合相談プラザは、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>2 県民相談プラザは、当該地方局管内(支局にあっては、当該支局管内)における前項第1号から<u>第3号</u>までに掲げる事務を処理する。</p> <p><b>別表</b>(第4条関係)</p> <p>1 省略</p> <p>2 県民相談プラザ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>室長 <u>地方局地域産業振興部地域政策課長</u>及び支局総務県民室長の職にある者</p> <p>室長補佐 <u>地方局地域産業振興部地域政策課主幹</u>の職にある者(地方局長が指定する者に限る。)及び支局総務県民室地域政策班長の職にある者</p> <p>室員 <u>地方局地域産業振興部地域政策課地域振興係</u>及び支局総務県民室地域政策係に属する職員</p> </div>	<p>(設置)</p> <p><b>第1条</b> 親切行政を推進するとともに、県民の声を県政に反映させることにより、開かれた県政の推進に資するため、企画振興部政策企画局広報広聴課に県民総合相談プラザを、<u>地方局総務企画部地域政策課</u>及び支局総務県民室に県民相談プラザを設置する。</p> <p>(任務)</p> <p><b>第2条</b> 県民総合相談プラザは、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>県政広報ビデオライブラリーの運営に関すること。</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>2 県民相談プラザは、当該地方局管内(支局にあっては、当該支局管内)における前項第1号から<u>第4号</u>までに掲げる事務を処理する。</p> <p><b>別表</b>(第4条関係)</p> <p>1 省略</p> <p>2 県民相談プラザ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>室長 <u>地方局総務企画部地域政策課長</u>及び支局総務県民室長の職にある者</p> <p>室長補佐 <u>地方局総務企画部地域政策課主幹</u>の職にある者(地方局長が指定する者に限る。)及び支局総務県民室地域政策班長の職にある者</p> <p>室員 <u>地方局総務企画部地域政策課地域振興係</u>及び支局総務県民室地域政策係に属する職員</p> </div>

(愛媛県地方局県民情報室規程の一部改正)

**第8条** 愛媛県地方局県民情報室規程(平成5年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(設置)</p> <p><b>第1条</b> 情報公開制度及び個人情報保護制度の円滑な実施を図るとともに、行政資料の有償頒布を行うため、<u>地方局地域産業振興部総務県民課</u>及び支局総務県民室並びに四国中央庁舎、西条第二庁舎、久万高原庁舎、大洲庁舎、西予庁舎及び愛南庁舎(以下「出先庁舎」という。)の地方局長が定める課所に、情報公開窓口及び個人情報保護窓口並びに行政資料有償頒布窓口として地方局県民情報室を設置する。</p> <p><b>別表第2</b>(第5条関係)</p> <p>1 <u>地方局地域産業振興部総務県民課</u>及び支局総務県民室に設置する地方局県民情報室</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">室長</td> <td>地方局地域産業振興部総務県民課長及び支局総務県民室長の職にある者</td> </tr> <tr> <td>室員</td> <td>地方局地域産業振興部総務県民課長補佐及び支局総務県民室主幹の職にある者 地方局地域産業振興部総務県民課総務係並びに支局総務県民室の総務県民防災グループ及び総務県民グループに属する職員</td> </tr> </table> <p>2 省略</p>	室長	地方局地域産業振興部総務県民課長及び支局総務県民室長の職にある者	室員	地方局地域産業振興部総務県民課長補佐及び支局総務県民室主幹の職にある者 地方局地域産業振興部総務県民課総務係並びに支局総務県民室の総務県民防災グループ及び総務県民グループに属する職員	<p>(設置)</p> <p><b>第1条</b> 情報公開制度及び個人情報保護制度の円滑な実施を図るとともに、行政資料の有償頒布を行うため、<u>地方局総務企画部総務県民課</u>及び支局総務県民室並びに四国中央庁舎、西条第二庁舎、久万高原庁舎、大洲庁舎、西予庁舎及び愛南庁舎(以下「出先庁舎」という。)の地方局長が定める課所に、情報公開窓口及び個人情報保護窓口並びに行政資料有償頒布窓口として地方局県民情報室を設置する。</p> <p><b>別表第2</b>(第5条関係)</p> <p>1 <u>地方局総務企画部総務県民課</u>及び支局総務県民室に設置する地方局県民情報室</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">室長</td> <td>地方局総務企画部総務県民課長及び支局総務県民室長の職にある者</td> </tr> <tr> <td>室員</td> <td>地方局総務企画部総務県民課長補佐及び支局総務県民室主幹の職にある者 地方局総務企画部総務県民課総務係並びに支局総務県民室の総務県民防災グループ及び総務県民グループに属する職員</td> </tr> </table> <p>2 省略</p>	室長	地方局総務企画部総務県民課長及び支局総務県民室長の職にある者	室員	地方局総務企画部総務県民課長補佐及び支局総務県民室主幹の職にある者 地方局総務企画部総務県民課総務係並びに支局総務県民室の総務県民防災グループ及び総務県民グループに属する職員
室長	地方局地域産業振興部総務県民課長及び支局総務県民室長の職にある者								
室員	地方局地域産業振興部総務県民課長補佐及び支局総務県民室主幹の職にある者 地方局地域産業振興部総務県民課総務係並びに支局総務県民室の総務県民防災グループ及び総務県民グループに属する職員								
室長	地方局総務企画部総務県民課長及び支局総務県民室長の職にある者								
室員	地方局総務企画部総務県民課長補佐及び支局総務県民室主幹の職にある者 地方局総務企画部総務県民課総務係並びに支局総務県民室の総務県民防災グループ及び総務県民グループに属する職員								

(愛媛県地方局農林水産業総合対策推進班規程の一部改正)

**第9条** 愛媛県地方局農林水産業総合対策推進班規程(平成6年愛媛県訓令第12号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(職制)</p> <p><b>第4条</b> 地方局推進班に班長を置き、<u>地方局農林水産振興部長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>2 地方局推進班に副班長を置き、<u>地方局農林水産振興部農業振興課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>(庶務)</p> <p><b>第6条</b> 地方局推進班の庶務は、<u>地方局農林水産振興部農業振興課</u>において処理する。</p> <p><b>別表</b>(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1</td><td>地方局農林水産振興部長</td></tr> <tr><td>2</td><td>地方局農林水産振興部農業振興課長</td></tr> <tr><td>3</td><td>地方局農林水産振興部農村整備課長(中予地方局及び南予地方局八幡浜支局にあつては、農村整備第一課長及び農村整備第二課長)</td></tr> <tr><td>4</td><td>地方局農林水産振興部森林林業課長(中予地方局にあつては久万高原森林林業課長を、南予地方局にあつては肱川流域林業振興課長を含む。)</td></tr> <tr><td>5</td><td>地方局農林水産振興部水産課長(南予地方局にあつては、愛南水産課長を含む。)</td></tr> <tr><td>6~8</td><td>省略</td></tr> </table>	1	地方局農林水産振興部長	2	地方局農林水産振興部農業振興課長	3	地方局農林水産振興部農村整備課長(中予地方局及び南予地方局八幡浜支局にあつては、農村整備第一課長及び農村整備第二課長)	4	地方局農林水産振興部森林林業課長(中予地方局にあつては久万高原森林林業課長を、南予地方局にあつては肱川流域林業振興課長を含む。)	5	地方局農林水産振興部水産課長(南予地方局にあつては、愛南水産課長を含む。)	6~8	省略	<p>(職制)</p> <p><b>第4条</b> 地方局推進班に班長を置き、<u>地方局産業経済部長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>2 地方局推進班に副班長を置き、<u>地方局産業経済部産業振興課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>(庶務)</p> <p><b>第6条</b> 地方局推進班の庶務は、<u>地方局産業経済部産業振興課</u>において処理する。</p> <p><b>別表</b>(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1</td><td>地方局産業経済部長</td></tr> <tr><td>2</td><td>地方局産業経済部産業振興課長</td></tr> <tr><td>3</td><td>地方局産業経済部農村整備課長(中予地方局及び南予地方局八幡浜支局にあつては、農村整備第一課長及び農村整備第二課長)</td></tr> <tr><td>4</td><td>地方局産業経済部森林林業課長(中予地方局にあつては、<u>久万高原森林林業課長</u>を _____含む。)</td></tr> <tr><td>5</td><td>地方局産業経済部水産課長(南予地方局にあつては、愛南水産課長を含む。)</td></tr> <tr><td>6~8</td><td>省略</td></tr> </table>	1	地方局産業経済部長	2	地方局産業経済部産業振興課長	3	地方局産業経済部農村整備課長(中予地方局及び南予地方局八幡浜支局にあつては、農村整備第一課長及び農村整備第二課長)	4	地方局産業経済部森林林業課長(中予地方局にあつては、 <u>久万高原森林林業課長</u> を _____含む。)	5	地方局産業経済部水産課長(南予地方局にあつては、愛南水産課長を含む。)	6~8	省略
1	地方局農林水産振興部長																								
2	地方局農林水産振興部農業振興課長																								
3	地方局農林水産振興部農村整備課長(中予地方局及び南予地方局八幡浜支局にあつては、農村整備第一課長及び農村整備第二課長)																								
4	地方局農林水産振興部森林林業課長(中予地方局にあつては久万高原森林林業課長を、南予地方局にあつては肱川流域林業振興課長を含む。)																								
5	地方局農林水産振興部水産課長(南予地方局にあつては、愛南水産課長を含む。)																								
6~8	省略																								
1	地方局産業経済部長																								
2	地方局産業経済部産業振興課長																								
3	地方局産業経済部農村整備課長(中予地方局及び南予地方局八幡浜支局にあつては、農村整備第一課長及び農村整備第二課長)																								
4	地方局産業経済部森林林業課長(中予地方局にあつては、 <u>久万高原森林林業課長</u> を _____含む。)																								
5	地方局産業経済部水産課長(南予地方局にあつては、愛南水産課長を含む。)																								
6~8	省略																								

(愛媛県市町村合併推進本部規程の一部改正)

**第10条** 愛媛県市町村合併推進本部規程(平成13年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 地方本部 )</p> <p><b>第7条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 地方本部長は地方局長の職にある者を、副地方本部長は<u>地方局地域産業振興部長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>4～6 省略</p> <p><b>別表1 (第3条関係)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～4 省略</p> <p>5 <u>観光スポーツ文化部長</u></p> <p>6～15 省略</p> </div> <p><b>別表2 (第6条関係)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～5 省略</p> <p>6 <u>観光スポーツ文化局スポーツ地域スポーツ課長</u></p> <p>7～13 省略</p> <p>14 <u>東予地方局地域産業振興部地域政策課長</u></p> <p>15 <u>中予地方局地域産業振興部地域政策課長</u></p> <p>16 <u>南予地方局地域産業振興部地域政策課長</u></p> </div>	<p>( 地方本部 )</p> <p><b>第7条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 地方本部長は地方局長の職にある者を、副地方本部長は<u>地方局総務企画部長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>4～6 省略</p> <p><b>別表1 (第3条関係)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～4 省略</p> <p>5 <u>スポーツ・文化部長</u></p> <p>6～15 省略</p> </div> <p><b>別表2 (第6条関係)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～5 省略</p> <p>6 <u>スポーツ・文化局スポーツ地域スポーツ課長</u></p> <p>7～13 省略</p> <p>14 <u>東予地方局総務企画部地域政策課長</u></p> <p>15 <u>中予地方局総務企画部地域政策課長</u></p> <p>16 <u>南予地方局総務企画部地域政策課長</u></p> </div>

(愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程の一部改正)

**第11条** 愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程(平成18年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 幹事会 )</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 幹事長は、<u>企画振興部政策企画局長</u>の職にある者に知事が命ずる。</p> <p>4 副幹事長は、<u>企画振興部政策企画局地域政策課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>5～9 省略</p> <p>( 事務局 )</p> <p><b>第8条</b> 対策本部の事務を処理するため、<u>企画振興部政策企画局地域政策課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>企画振興部政策企画局地域政策課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p><b>別表1 (第3条関係)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 省略</p> <p>2 <u>観光スポーツ文化部長</u></p> <p>3～7 省略</p> </div> <p><b>別表2 (第6条関係)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～3 省略</p> <p>4 <u>観光スポーツ文化局スポーツ地域スポーツ課長</u></p> <p>5 <u>観光スポーツ文化局観光交流局観光国際課長</u></p> <p>6 省略</p> <p>7～9 省略</p> <p>10 <u>南予地方局地域産業振興部地域政策課長</u></p> </div> <p><b>別表3 (第7条関係)</b></p>	<p>( 幹事会 )</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 幹事長は、<u>企画振興部地域振興局長</u>の職にある者に知事が命ずる。</p> <p>4 副幹事長は、<u>企画振興部地域振興局地域政策課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>5～9 省略</p> <p>( 事務局 )</p> <p><b>第8条</b> 対策本部の事務を処理するため、<u>企画振興部地域振興局地域政策課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>企画振興部地域振興局地域政策課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p><b>別表1 (第3条関係)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 省略</p> <p>2 <u>スポーツ・文化部長</u></p> <p>3～7 省略</p> </div> <p><b>別表2 (第6条関係)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～3 省略</p> <p>4 <u>スポーツ・文化局スポーツ地域スポーツ課長</u></p> <p>5 省略</p> <p>6 <u>経済労働部観光交流局観光物産課長</u></p> <p>7～9 省略</p> <p>10 <u>南予地方局総務企画部地域政策課長</u></p> </div> <p><b>別表3 (第7条関係)</b></p>



- 1 省略
- 2 南予地方局地域産業振興部長
- 3 南予地方局農林水産振興部長
- 4 省略

別表4（第7条関係）

- 1 南予地方局地域産業振興部地域政策課長
- 2 南予地方局地域産業振興部商工観光課長
- 3 南予地方局農林水産振興部農業振興課長
- 4 南予地方局農林水産振興部農村整備課長
- 5 南予地方局農林水産振興部森林林業課長
- 6 南予地方局農林水産振興部水産課長
- 7～9 省略
- 10 南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室長

- 1 省略
- 2 南予地方局総務企画部長
- 3 南予地方局産業経済部長
- 4 省略

別表4（第7条関係）

- 1 南予地方局総務企画部地域政策課長
- 2 南予地方局産業経済部産業振興課長
- 3 南予地方局産業経済部産業振興商工観光室長
- 4 南予地方局産業経済部農村整備課長
- 5 南予地方局産業経済部森林林業課長
- 6 南予地方局産業経済部水産課長
- 7～9 省略
- 10 南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室長

（愛媛県経済成長戦略推進班規程の一部改正）

第12条 愛媛県経済成長戦略推進班規程（平成21年愛媛県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1～4 省略</li> <li>5 省略</li> <li>6 <u>経済労働部産業支援局産業人材課長</u></li> <li>7 省略</li> </ul>	<p>別表（第3条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1～4 省略</li> <li>5 <u>経済労働部産業雇用局政雇用課産業人材室長</u></li> <li>6 省略</li> <li>7 省略</li> <li>8 <u>経済労働部観光交流局観光物産課長</u></li> <li>9 <u>経済労働部観光交流局国際交流課長</u></li> </ul>

（愛媛県広報広聴推進班規程の一部改正）

第13条 愛媛県広報広聴推進班規程（平成22年愛媛県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1～5 省略</li> <li>6 <u>観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課長</u></li> <li>7～14 省略</li> <li>15 <u>地方局地域産業振興部地域政策課長</u></li> <li>16・17 省略</li> </ul>	<p>別表（第3条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1～5 省略</li> <li>6 <u>スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課長</u></li> <li>7～14 省略</li> <li>15 <u>地方局総務企画部地域政策課長</u></li> <li>16・17 省略</li> </ul>

（愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程の一部改正）

第14条 愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程（平成23年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表1（第3条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1～7 省略</li> <li>8 <u>観光スポーツ文化部長</u></li> <li>9～23 省略</li> </ul>	<p>別表1（第3条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1～7 省略</li> <li>8 <u>スポーツ・文化部長</u></li> <li>9～23 省略</li> </ul>

別表2（第6条関係）

1～3 省略
4 <u>観光スポーツ文化部スポーツ局長</u>
5～10 省略
11 <u>東予地方局地域産業振興部長</u>
12 <u>中予地方局地域産業振興部長</u>
13 <u>南予地方局地域産業振興部長</u>
14～19 省略

別表2（第6条関係）

1～3 省略
4 <u>スポーツ・文化部スポーツ局長</u>
5～10 省略
11 <u>東予地方局総務企画部長</u>
12 <u>中予地方局総務企画部長</u>
13 <u>南予地方局総務企画部長</u>
14～19 省略

（愛媛県特別滞納整理班規程の一部改正）

第15条 愛媛県特別滞納整理班規程（平成24年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>（組織）</p> <p><b>第3条</b> 班は、別表に掲げる職にある者及び中予地方局地域産業振興部税務管理課納税室の職員（特別滞納整理グループに属する者に限る。）をもって組織する。</p> <p>（職制）</p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p>2 班に副班長を置き、<u>中予地方局地域産業振興部税務管理課長</u>の職にある班員をもって充てる。</p> <p>（庶務）</p> <p><b>第6条</b> 班の庶務は、<u>中予地方局地域産業振興部税務管理課</u>において処理する。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>1 省略</td></tr> <tr><td>2 <u>中予地方局地域産業振興部税務管理課長</u></td></tr> <tr><td>3 <u>東予地方局地域産業振興部税務管理課長</u></td></tr> <tr><td>4 省略</td></tr> <tr><td>5 <u>南予地方局地域産業振興部税務課長</u></td></tr> <tr><td>6 省略</td></tr> <tr><td>7 <u>中予地方局地域産業振興部税務管理課納税室長</u></td></tr> <tr><td>8 <u>中予地方局地域産業振興部税務管理課納税室滞納処分専門員</u>（中予地方局長が指定するものに限る。）</td></tr> </table>	1 省略	2 <u>中予地方局地域産業振興部税務管理課長</u>	3 <u>東予地方局地域産業振興部税務管理課長</u>	4 省略	5 <u>南予地方局地域産業振興部税務課長</u>	6 省略	7 <u>中予地方局地域産業振興部税務管理課納税室長</u>	8 <u>中予地方局地域産業振興部税務管理課納税室滞納処分専門員</u> （中予地方局長が指定するものに限る。）	<p>（組織）</p> <p><b>第3条</b> 班は、別表に掲げる職にある者及び中予地方局総務企画部税務管理課納税室の職員（特別滞納整理グループに属する者に限る。）をもって組織する。</p> <p>（職制）</p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p>2 班に副班長を置き、<u>中予地方局総務企画部税務管理課長</u>の職にある班員をもって充てる。</p> <p>（庶務）</p> <p><b>第6条</b> 班の庶務は、<u>中予地方局総務企画部税務管理課</u>において処理する。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>1 省略</td></tr> <tr><td>2 <u>中予地方局総務企画部税務管理課長</u></td></tr> <tr><td>3 <u>東予地方局総務企画部税務管理課長</u></td></tr> <tr><td>4 省略</td></tr> <tr><td>5 <u>南予地方局総務企画部税務課長</u></td></tr> <tr><td>6 省略</td></tr> <tr><td>7 <u>中予地方局総務企画部税務管理課納税室長</u></td></tr> <tr><td>8 <u>中予地方局総務企画部税務管理課納税室滞納処分専門員</u>（中予地方局長が指定するものに限る。）</td></tr> </table>	1 省略	2 <u>中予地方局総務企画部税務管理課長</u>	3 <u>東予地方局総務企画部税務管理課長</u>	4 省略	5 <u>南予地方局総務企画部税務課長</u>	6 省略	7 <u>中予地方局総務企画部税務管理課納税室長</u>	8 <u>中予地方局総務企画部税務管理課納税室滞納処分専門員</u> （中予地方局長が指定するものに限る。）
1 省略																	
2 <u>中予地方局地域産業振興部税務管理課長</u>																	
3 <u>東予地方局地域産業振興部税務管理課長</u>																	
4 省略																	
5 <u>南予地方局地域産業振興部税務課長</u>																	
6 省略																	
7 <u>中予地方局地域産業振興部税務管理課納税室長</u>																	
8 <u>中予地方局地域産業振興部税務管理課納税室滞納処分専門員</u> （中予地方局長が指定するものに限る。）																	
1 省略																	
2 <u>中予地方局総務企画部税務管理課長</u>																	
3 <u>東予地方局総務企画部税務管理課長</u>																	
4 省略																	
5 <u>南予地方局総務企画部税務課長</u>																	
6 省略																	
7 <u>中予地方局総務企画部税務管理課納税室長</u>																	
8 <u>中予地方局総務企画部税務管理課納税室滞納処分専門員</u> （中予地方局長が指定するものに限る。）																	

（愛のくに えひめ営業本部規程の一部改正）

第16条 愛のくに えひめ営業本部規程（平成24年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（任務）</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、営業本部は、伝統工芸品産業の振興に関することを処理する。</u></p> <p>3 <u>営業本部は、前2項の事項に係る業務を円滑に処理するため必要があるときは、あらかじめ関係部局と調整した上で処理するものとする。</u></p> <p>（営業統括課長、企画主幹及び営業グループ）</p> <p><b>第6条</b> 省略</p>	<p>（任務）</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2 営業本部は、<u>前項</u>の事項に係る業務を円滑に処理するため必要があるときは、あらかじめ関係部局と調整した上で処理するものとする。</p> <p>（営業統括課長、企画主幹及び営業グループ）</p> <p><b>第6条</b> 省略</p>

- 2～5 省略
- 6 営業グループに、企画戦略グループ、すご味グループ及びすごモノグループを置く。
- 7 省略
- 8 営業課長は、すご味係長、すごモノ係長及びスゴ技係長の職にある者をもって充てるほか、観光スポーツ文化部、経済労働部及び農林水産部の職員のうちから知事が命ずる。
- 9 省略
- 10 営業副課長は、観光スポーツ文化部、経済労働部及び農林水産部に所属する職員のうちから、必要に応じて知事が命ずる。

11 省略  
(東京営業本部)

**第7条** 関東地方における機動的かつ効果的な営業活動を展開するため、営業本部に東京営業本部を置く。

2 東京営業本部は、東京本部長、東京副本部長及び東京営業部長をもって組織する。

3～5 省略

6 東京本部長は、本部長と緊密に連携して第2条の任務を処理するとともに、東京営業本部の事務を統括する。

7・8 省略

(大阪営業本部)

**第8条** 近畿地方及び中部地方における機動的かつ効果的な営業活動を展開するため、営業本部に大阪営業本部を置く。

2 大阪営業本部は、大阪本部長、大阪営業部長及び名古屋営業課長をもって組織する。

3～5 省略

6 大阪本部長は、本部長と緊密に連携して第2条の任務を処理するとともに、大阪営業本部の事務を統括する。

7・8 省略

別表(第3条関係)

1	<u>観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課長</u>
2	省略
3	省略
4	省略
5	省略
6	省略
7	省略
8	省略
9	省略
10	省略
11	省略
12	省略
13	<u>東予地方局地域産業振興部商工観光課長</u>
14	<u>東予地方局農林水産振興部農業振興課長</u>
15	<u>中予地方局地域産業振興部商工観光課長</u>
16	<u>中予地方局農林水産振興部農業振興課長</u>
17	<u>南予地方局地域産業振興部商工観光課長</u>
18	<u>南予地方局農林水産振興部農業振興課長</u>

- 2～5 省略
- 6 営業グループに\_\_\_\_\_、すご味グループ及びすごモノグループを置く。
- 7 省略
- 8 営業課長は、すご味係長、すごモノ係長及びスゴ技係長の職にある者をもって充てるほか\_\_\_\_\_、経済労働部及び農林水産部の職員のうちから知事が命ずる。
- 9 省略
- 10 営業副課長は\_\_\_\_\_、経済労働部及び農林水産部に所属する職員のうちから、必要に応じて知事が命ずる。

11 省略  
(東京本部)

**第7条** 関東地方における機動的かつ効果的な営業活動を展開するため、営業本部に東京本部を置く。

2 東京本部は、東京本部長、東京副本部長及び東京営業部長をもって組織する。

3～5 省略

6 東京本部長は、本部長と緊密に連携して第2条の任務を処理するとともに、東京本部の事務を統括する。

7・8 省略

(大阪本部)

**第8条** 近畿地方及び中部地方における機動的かつ効果的な営業活動を展開するため、営業本部に大阪本部を置く。

2 大阪本部は、大阪本部長、大阪営業部長及び名古屋営業課長をもって組織する。

3～5 省略

6 大阪本部長は、本部長と緊密に連携して第2条の任務を処理するとともに、大阪本部の事務を統括する。

7・8 省略

別表(第3条関係)

1	省略
2	省略
3	省略
4	省略
5	<u>経済労働部観光交流局観光物産課長</u>
6	<u>経済労働部観光交流局国際交流課長</u>
7	省略
8	省略
9	省略
10	省略
11	省略
12	省略
13	省略
14	<u>東予地方局産業経済部産業振興課長</u>
15	<u>中予地方局産業経済部産業振興課長</u>
16	<u>南予地方局産業経済部産業振興課長</u>

(愛媛県国有財産管理推進本部規程の一部改正)

**第17条** 愛媛県国有財産管理推進本部規程(平成24年愛媛県訓令第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表(第3条関係)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1・2 省略</p> <p>3 <u>観光スポーツ文化部スポーツ局長</u></p> <p>4～11 省略</p> </div>	<p><b>別表(第3条関係)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1・2 省略</p> <p>3 <u>スポーツ・文化部スポーツ局長</u></p> <p>4～11 省略</p> </div>

(愛媛県被災地派遣実施本部規程の一部改正)

**第18条** 愛媛県被災地派遣実施本部規程(平成30年愛媛県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表(第3条関係)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～3 省略</p> <p>4 <u>観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課長</u></p> <p>5～11 省略</p> <p>12 <u>東予地方局地域産業振興部総務県民課長</u></p> <p>13 <u>中予地方局地域産業振興部総務県民課長</u></p> <p>14 <u>南予地方局地域産業振興部総務県民課長</u></p> <p>15・16 省略</p> </div>	<p><b>別表(第3条関係)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～3 省略</p> <p>4 <u>スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課長</u></p> <p>5～11 省略</p> <p>12 <u>東予地方局総務企画部総務県民課長</u></p> <p>13 <u>中予地方局総務企画部総務県民課長</u></p> <p>14 <u>南予地方局総務企画部総務県民課長</u></p> <p>15・16 省略</p> </div>

(愛媛県産業人材対策班規程の一部改正)

**第19条** 愛媛県産業人材対策班規程(平成31年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職制)</p> <p><b>第4条</b> 班に班長を置き、<u>経済労働部産業支援局長</u>の職にある班員をもって充てる。</p> <p>2 班に副班長を置き、<u>経済労働部産業支援局産業人材課長</u>の職にある班員をもって充てる。</p> <p>(庶務)</p> <p><b>第6条</b> 班の庶務は、<u>経済労働部産業支援局産業人材課</u>において処理する。</p> <p><b>別表(第3条関係)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 <u>経済労働部産業支援局長</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課長</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 <u>経済労働部産業支援局産業人材課長</u></p> <p>9～11 省略</p> </div>	<p>(職制)</p> <p><b>第4条</b> 班に班長を置き、<u>経済労働部産業雇用局長</u>の職にある班員をもって充てる。</p> <p>2 班に副班長を置き、<u>経済労働部産業雇用局労政雇用課産業人材室長</u>の職にある班員をもって充てる。</p> <p>(庶務)</p> <p><b>第6条</b> 班の庶務は、<u>経済労働部産業雇用局労政雇用課産業人材室</u>において処理する。</p> <p><b>別表(第3条関係)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 <u>経済労働部産業雇用局長</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 <u>経済労働部産業雇用局労政雇用課産業人材室長</u></p> <p>8 <u>経済労働部観光交流局国際交流課長</u></p> <p>9～11 省略</p> </div>

(副知事の担当事務に関する規程の一部改正)

第20条 副知事の担当事務に関する規程(令和元年愛媛県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 副知事の担当事務は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 副知事 田中英樹 ア <u>観光スポーツ文化部観光交流局、県民環境部防災局、経済労働部、農林水産部及び土木部の所掌事務</u> に関すること。 イ 省略 (3) 副知事 八矢拓 ア <u>観光スポーツ文化部スポーツ局及び文化局、県民環境部県民生活局及び環境局、保健福祉部並びに出納局の所掌事務並びに公営企業管理局の事務</u> に関すること。 イ 省略 2 省略	1 副知事の担当事務は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 副知事 田中英樹 ア _____ 県民環境部防災局、経済労働部、農林水産部及び土木部の所掌事務に関すること。 イ 省略 (3) 副知事 八矢拓 ア <u>スポーツ・文化部</u> 、県民環境部県民生活局及び環境局、保健福祉部並びに出納局の所掌事務並びに公営企業管理局の事務に関すること。 イ 省略 2 省略

(愛媛県気候変動適応センター規程の一部改正)

第21条 愛媛県気候変動適応センター規程(令和2年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<b>別表(第3条関係)</b> 1・2 省略 3 <u>観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課長</u> 4~19 省略	<b>別表(第3条関係)</b> 1・2 省略 3 <u>スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課長</u> 4~19 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第11号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関  
労 働 委 員 会 事 務 局

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

愛媛県職員被服等貸与規程(昭和54年愛媛県訓令第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
<b>別表第2(第2条、第5条関係)</b> 作業服等の貸与基準						<b>別表第2(第2条、第5条関係)</b> 作業服等の貸与基準					
貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考	貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考
1~13 省略						1~13 省略					
14 循環型社会推進課に勤務する職員のうち	作業服	1	年間	2年	廃棄物の監視	14 循環型社会推進課に勤務する職員のうち	作業服	1	年間	2年	現地調査を担当するものに
	作業服	1	夏期	2年	指導業務に従		作業服	1	夏期	2年	

ち、産業廃棄物又は一般廃棄物に関する現地調査、指導又は検査の業務に従事するもの	(夏)				事する職員を除く。
	作業服	2	年間	2年	廃棄物の監視指導業務に従事する職員に限る。
	作業服 (夏)	2	夏期	2年	
	防寒服	1	冬期	3年	
	雨がっぱ	1	年間	2年	
	ヘルメット	1	年間	3年	
ゴム長靴	1	年間	2年		
15 自然保護課に勤務する職員のうち、鳥獣保護管理に関する現地調査の業務に従事するもの	作業服	1	年間	2年	
	防寒服	1	冬期	3年	
	作業帽	1	年間	2年	
	ゴム長靴	1	年間	2年	
16 省略					
17 省略					
18 省略					
19 衛生環境研究所に勤務する職員のうち、試験研究業務又は医療業務に従事するもの	省略				省略
	省略				
	作業服 (夏)	省略			
	墜落制止用器具(フルハーネス型)	1	年間	3年	
	省略				
	雨がっぱ	省略			
	ヘルメット	1	年間	3年	
	省略				
20 省略					
21 省略					
22 省略					
23 省略					
24 省略					
25 省略					
26 省略					
27 省略					
ち、産業廃棄物関係業務又は一般廃棄物関係業務にに従事するもの	(夏)				限る。
	防寒服	1	冬期	3年	
	雨がっぱ	1	年間	2年	
	ヘルメット	1	年間	3年	
ゴム長靴	1	年間	2年		
15 省略					
16 省略					
17 省略					
18 衛生環境研究所に勤務する職員のうち、試験研究業務又は医療業務に従事するもの	省略				省略
	省略				
	作業服 (夏)	省略			
	省略				
	雨がっぱ	省略			
	省略				
19 省略					
20 省略					
21 省略					
22 省略					
23 省略					
24 省略					
25 省略					
26 省略					

<p>28 農政課又は地方局 農業振興課、地域農 業育成室、産地戦略 推進室、支局地域農 業育成室若しくは支 局産地戦略推進室に 勤務する職員のうち、 地籍調査業務、 国有農地の境界査定 業務、農地転用現地 調査業務、経営構造 対策事業等の現地調 査、指導若しくは検 査の業務、実地指導 業務又は土壌サンプ リング調査業務に従 事するもの</p>	<p>省略</p>				
<p>29 地方局農業振興課 地域農業育成室又は 支局地域農業育成室 に勤務する職員のうち、 ほ場管理業務に従 事するもの</p>	<p>省略</p>				
<p>30 省略</p>					
<p>31 省略</p>					
<p>32 復興監及び農地整 備課又は地方局農村 整備課、企画調整 室、農村整備第一 課、企画調整室、農 村整備第二課、支局 農村整備課、支局農 村整備第一課若しく は支局農村整備第二 課に勤務する職員のうち、 土地改良事業 の調査、測量、監 督、指導、検査又は 用地取得の業務に従 事するもの</p>	<p>省略 ヘルメ ット</p>	<p>1</p>	<p>年間</p>	<p>3年</p>	
<p>33 省略</p>	<p>省略</p>				
<p>34 省略</p>					
<p>35 省略</p>					
<p>36 省略</p>					
<p>37 省略</p>					
<p>38 復興監及び林業政 策課若しくは森林整 備課、地方局森林林</p>	<p>省略</p>				

27 農政課又は地方局  
産業振興課、地域農  
業育成室、産地戦略  
推進室、支局地域農  
業育成室若しくは支  
局産地戦略推進室に  
勤務する職員のうち、  
地籍調査業務、  
国有農地の境界査定  
業務、農地転用現地  
調査業務、経営構造  
対策事業等の現地調  
査、指導若しくは検  
査の業務、実地指導  
業務又は土壌サンプ  
リング調査業務に従  
事するもの

省略

28 地方局産業振興課  
地域農業育成室又は  
支局地域農業育成室  
に勤務する職員のうち、  
ほ場管理業務に従  
事するもの

省略

29 省略

30 省略

31 復興監及び農地整  
備課又は地方局農村  
整備課、企画調整  
室、農村整備第一  
課、企画調整室、農  
村整備第二課、支局  
農村整備課、支局農  
村整備第一課若しく  
は支局農村整備第二  
課に勤務する職員のうち、  
土地改良事業  
の調査、測量、監  
督、指導、検査又は  
用地取得の業務に従  
事するもの

省略  
ヘルメ  
ット

1

年間

3年

地方局農村整  
備課、企画調  
整室、農村整  
備第一課、企  
画調整室、農  
村整備第二  
課、支局農村  
整備課、支局  
農村整備第一  
課又は支局農  
村整備第二課  
に勤務する職  
員のうち、用  
地取得業務に  
従事するもの  
を除く。

32 省略

省略

33 省略

34 省略

35 省略

36 省略

37 復興監及び林業政  
策課若しくは森林整  
備課、地方局森林林

省略

業課、支局森林林業課、久万高原森林林業課若しくは肱川流域林業振興課又は農林水産研究所林業研究センターに勤務する職員のうち、林業又は森林に関する現地調査、指導、工事監督又は工事検査の業務に従事するもの

39 省略				
40 省略				
41 省略				
42 省略				
43 省略				
44 省略				
45 省略				
46 省略				
47 省略				
48 省略				
49 省略				

様式第2号(第5条関係) 被服等再貸与申請書

省略	職氏名	—
省略		
省略		

注 省略

業課、支局森林林業課若しくは久万高原森林林業課  
 \_\_\_\_\_又は農林水産研究所林業研究センターに勤務する職員のうち、林業又は森林に関する現地調査、指導、工事監督又は工事検査の業務に従事するもの

38 省略				
39 省略				
40 省略				
41 省略				
42 省略				
43 省略				
44 省略				
45 省略				
46 省略				
47 省略				
48 省略				

様式第2号(第5条関係) 被服等再貸与申請書

省略	職氏名	Ⓜ
省略		
省略		

注 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第12号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

愛媛県デジタル総合戦略本部規程を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県デジタル総合戦略本部規程

(設置)

第1条 県政のデジタルトランスフォーメーションを推進するため、愛媛県デジタル総合戦略本部(以下「戦略本部」という。)を設置する。

(任務)

第2条 戦略本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) デジタルトランスフォーメーションの推進の総括に関すること。
- (2) デジタル人材の活用及び育成に関すること。
- (3) 県における全ての情報資産の情報セキュリティに関すること。
- (4) その他デジタルトランスフォーメーションの推進に関すること。

(組織)

第3条 戦略本部は、本部長、最高デジタル責任者、最高情報セキュリティ責任者、副本部長、本部員及び最高デジタル責任者補佐官をもつ



て組織する。

- 2 本部長は、デジタルトランスフォーメーションの総括に関する事務を担当する副知事をもって充て、最高デジタル責任者及び最高情報セキュリティ責任者の職を兼ねる。
- 3 副本部長は、企画振興部長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 最高デジタル責任者補佐官は、知事が委嘱する。

(職務)

**第4条** 本部長は、戦略本部の事務を統轄し、戦略本部を代表する。

- 2 最高デジタル責任者は、第2条第1号、第2号及び第4号の任務を統轄する。
- 3 最高情報セキュリティ責任者は、第2条第3号の任務を統轄する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 最高デジタル責任者補佐官は、デジタルトランスフォーメーションに関し専門的な知見に基づき、助言を行う。

(会議)

**第5条** 戦略本部の会議は、本部長が必要の都度招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

**第6条** デジタルトランスフォーメーションの推進に係る連絡調整等を行うため、最高デジタル責任者の統轄の下に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長、副会長及び会員をもって組織する。
- 3 会長は、企画振興部デジタル戦略局長の職にある者をもって充てる。
- 4 副会長は、企画振興部デジタル戦略局デジタルシフト推進課長の職にある者をもって充てる。
- 5 会員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 会長は、最高デジタル責任者の命を受け、幹事会の事務を掌理する。
- 7 副会長は、会長を補佐する。
- 8 幹事会の会議は、会長が必要の都度招集し、これを主宰する。
- 9 会長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(個別専門部会)

**第7条** 最高デジタル責任者の統轄の下に、必要に応じて、個別専門部会を置くことができる。

(情報セキュリティ委員会)

**第8条** 情報セキュリティポリシーの策定、運用管理、評価及び見直しを行うため、最高情報セキュリティ責任者の統轄の下に、情報セキュリティ委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、副本部長をもって充てる。
- 4 副委員長は、企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課長の職にある者をもって充てる。
- 5 委員は、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 委員長は、最高情報セキュリティ責任者の命を受け、委員会の事務を掌理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐する。
- 8 委員会の会議は、委員長が必要の都度招集し、これを主宰する。
- 9 委員長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 10 委員会の事務は、企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課において処理する。

(情報セキュリティに関する緊急対応チーム)

**第9条** 委員会に情報セキュリティに関する緊急対応チーム(以下「チーム」という。)を置く。

- 2 チームの事務は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 情報セキュリティインシデントが発生した際の初動対応及び情報収集に関すること。
  - (2) 発生した情報セキュリティインシデントの把握及び分析並びに被害の拡大の防止、復旧及び再発防止策の実施に関すること。
  - (3) 全庁からの情報セキュリティに関する問合せへの対応に関すること。
- 3 チームの構成員は、企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課に所属する職員をもって充てる。
- 4 チームの責任者は、副委員長をもって充てる。

(事務局)

**第10条** 戦略本部の事務を処理するため、企画振興部デジタル戦略局デジタルシフト推進課に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、企画振興部デジタル戦略局デジタルシフト推進課長の職にある者をもって充てる。

(雑則)

**第11条** この訓令に定めるもののほか、戦略本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

**別表1（第3条関係）**

- 1 営業本部長
- 2 防災安全統括部長
- 3 総務部長
- 4 観光スポーツ文化部長
- 5 県民環境部長
- 6 保健福祉部長
- 7 経済労働部長
- 8 農林水産部長
- 9 土木部長
- 10 出納局長
- 11 公営企業管理局長
- 12 議会事務局長
- 13 副教育長
- 14 警察本部総務室長

**別表2（第6条関係）**

- 1 営業本部マネージャー
- 2 総務部総務管理局総務管理課長
- 3 企画振興部政策企画局総合政策課長
- 4 企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課長
- 5 観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課長
- 6 県民環境部県民生活局県民生活課長
- 7 保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長
- 8 経済労働部産業雇用局産業政策課長
- 9 農林水産部農政企画局農政課長
- 10 土木部土木管理局土木管理課長
- 11 出納局会計課長
- 12 公営企業管理局総務課長
- 13 人事委員会事務局次長
- 14 議会事務局総務課長
- 15 監査事務局次長
- 16 教育委員会事務局管理部教育総務課長
- 17 労働委員会事務局次長
- 18 警察本部総務室情報管理課長

**別表3（第8条関係）**

- 1 総務部総務管理局総務管理課長
- 2 総務部総務管理局人事課長
- 3 総務部総務管理局私学文書課長
- 4 企画振興部政策企画局総合政策課長
- 5 企画振興部政策企画局広報広聴課長
- 6 観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課長
- 7 県民環境部県民生活局県民生活課長
- 8 保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長
- 9 経済労働部産業雇用局産業政策課長
- 10 農林水産部農政企画局農政課長
- 11 土木部土木管理局土木管理課長
- 12 出納局会計課長
- 13 公営企業管理局総務課長
- 14 人事委員会事務局次長

- 15 議会議務局総務課長
- 16 監査事務局次長
- 17 教育委員会事務局管理部教育総務課長
- 18 警察本部総務室情報管理課長

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第3号

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																										
<p>(組織)</p> <p><b>第2条</b> 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部</th> <th style="width: 40%;">課</th> <th style="width: 40%;">係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">管理部</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">社会教育課</td> <td style="text-align: center;">教育推進係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>3 保健体育課に<u>全国高校総体推進室</u>を置く。</p> <p>4・5 省略</p> <p>(各課及び室の所掌事務)</p> <p><b>第3条</b> 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>保健体育課(第4号の事務のうち全国高等学校総合体育大会に関する事務にあっては、<u>全国高校総体推進室</u>の所掌とする。)</p> <p>(1)~(6) 省略</p> <p>省略</p> <p>(職)</p> <p><b>第7条</b> 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(8) 省略</p> <p>(9) <u>魅力化推進監</u></p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14)~(30) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(必要に応じて置く職員)</p> <p><b>第10条</b> 必要な課及び室に参事、副参事____、管理主事、指導主事、社会教育主事、教育専門員、専門員、専門学芸員、主任、教育主任、主任学芸員及び学芸員を置く。</p> <p>2~4 省略</p>	部	課	係	管理部	省略		社会教育課	教育推進係	省略		省略			<p>(組織)</p> <p><b>第2条</b> 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部</th> <th style="width: 40%;">課</th> <th style="width: 40%;">係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">管理部</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">社会教育課</td> <td style="text-align: center;">教育推進係 指導係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>3 保健体育課に<u>全国高校総体準備室</u>を置く。</p> <p>4・5 省略</p> <p>(各課及び室の所掌事務)</p> <p><b>第3条</b> 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>保健体育課(第4号の事務のうち全国高等学校総合体育大会に関する事務にあっては、<u>全国高校総体準備室</u>の所掌とする。)</p> <p>(1)~(6) 省略</p> <p>省略</p> <p>(職)</p> <p><b>第7条</b> 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) <u>室付</u></p> <p>(14)~(30) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(必要に応じて置く職員)</p> <p><b>第10条</b> 必要な課及び室に参事、副参事、<u>室付</u>、管理主事、指導主事、社会教育主事、教育専門員、専門員、専門学芸員、主任、教育主任、主任学芸員及び学芸員を置く。</p> <p>2~4 省略</p> <p>5 <u>室付は、上司の特命に係る事務を処理する。</u></p>	部	課	係	管理部	省略		社会教育課	教育推進係 指導係	省略		省略		
部	課	係																									
管理部	省略																										
	社会教育課	教育推進係																									
	省略																										
省略																											
部	課	係																									
管理部	省略																										
	社会教育課	教育推進係 指導係																									
	省略																										
省略																											

- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 省略
- 15 省略

( 高校教育課に置く職員 )

**第11条** 高校教育課に財務指導監及び魅力化推進監を置く。

2 省略

3 魅力化推進監は、上司の命を受け、特命事項を処理するとともに、県立学校の魅力向上に関して、専門的な指導及び助言を行う。

- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 省略
- 15 省略
- 16 省略

( 高校教育課に置く職員 )

**第11条** 高校教育課に財務指導監\_\_\_\_\_を置く。

2 省略

( 愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則の一部改正 )

**第2条** 愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則 ( 昭和38年愛媛県教育委員会規則第12号 ) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 定義 )</p> <p><b>第2条</b> この規則で職員とは、愛媛県教育委員会事務局及び愛媛県教育委員会の所管に属する地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ( 昭和31年法律第162号 ) 第30条に規定する教育機関に勤務する職員 ( _____市町村立学校職員給与負担法 ( 昭和23年法律第135号 ) 第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員、教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例 ( 昭和27年愛媛県条例第31号 ) 第2条に規定する教育職員並びに愛媛県立図書館に勤務する職員を除く。 ) をいう。</p>	<p>( 定義 )</p> <p><b>第2条</b> この規則で職員とは、愛媛県教育委員会事務局及び愛媛県教育委員会の所管に属する地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ( 昭和31年法律第162号 ) 第30条に規定する教育機関に勤務する職員 ( 愛媛県教育委員会事務局管理部社会教育課に属する職員で愛媛県生涯学習センターに駐在するもの、市町村立学校職員給与負担法 ( 昭和23年法律第135号 ) 第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員、教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例 ( 昭和27年愛媛県条例第31号 ) 第2条に規定する教育職員並びに愛媛県立図書館に勤務する職員を除く。 ) をいう。</p>

( 愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部改正 )

**第3条** 愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則 ( 平成元年愛媛県教育委員会規則第6号 ) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>愛媛県立図書館に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則</b></p> <p>( 趣旨 )</p> <p><b>第1条</b> この規則は、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例 ( 昭和26年愛媛県条例第56号。以下「条例」という。 ) 第11条第3項ただし書及び第13条第1項の規定に基づき、愛媛県立図書館に勤務する職員 _____ ( 以下「職員」という。 ) の勤務時間の割振り等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>( 勤務時間 )</p> <p><b>第2条</b> 省略</p>	<p><b>愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則</b></p> <p>( 趣旨 )</p> <p><b>第1条</b> この規則は、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例 ( 昭和26年愛媛県条例第56号。以下「条例」という。 ) 第11条第3項ただし書及び第13条第1項の規定に基づき、愛媛県立図書館に勤務する職員及び愛媛県教育委員会事務局管理部社会教育課に属する職員で愛媛県生涯学習センターに駐在するもの ( 以下「職員」という。 ) の勤務時間の割振り等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>( 勤務時間 )</p> <p><b>第2条</b> 省略</p>

2 職員 \_\_\_\_\_ の前項の勤務時間の割振りは、次の区分により所属長が行う。

省略

2 愛媛県立図書館に勤務する職員の前項の勤務時間の割振りは、次の区分により所属長が行う。

省略

3 第1項の勤務時間は、愛媛県教育委員会事務局管理部社会教育課に属する職員で愛媛県生涯学習センターに駐在するものにあつては午前8時50分から午後5時35分までに割り振るものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、次の表の左欄に掲げる課に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる課に勤務を命ぜられたものとする。

管理部保健体育課全国高校総体準備室

管理部保健体育課全国高校総体推進室

○愛媛県教育委員会規則第4号

愛媛県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

愛媛県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則

愛媛県立学校教職員設置規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第1条の2関係）	別表（第1条の2関係）
1 ~ 8 省略	1 ~ 8 省略
9 宇和島東高等学校津島分校	
10 北宇和高等学校三間分校	
11 省略	9 省略
12 省略	10 省略
13 新居浜特別支援学校みしま分校	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第3号

教育委員会事務局  
教 育 機 関

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県教育委員会  
教育長 田 所 竜 二

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程(昭和32年愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(課及び係)</p> <p><b>第1条</b> 教育事務所に総務課、教職員課及び<u>地域教育推進課</u>を置く。</p> <p>2 各課の分掌事務を次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p><u>地域教育推進課</u></p> <p>省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(職員)</p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p>2 前項に規定する職員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)第10条第4項、<u>第5項から第9項まで、第11項、第12項及び第13項</u>に規定する職務に従事する。</p> <p>(備付簿冊)</p> <p><b>第8条</b> 教育事務所には、別に定める様式により、次の簿冊を備えつけ、整理しておかなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>勤務時間記録簿</u></p> <p>(3)~(8) 省略</p>	<p>(課及び係)</p> <p><b>第1条</b> 教育事務所に総務課、教職員課、<u>教育指導課及び社会教育課</u>を置く。</p> <p>2 各課の分掌事務を次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p><u>教育指導課</u></p> <p>省略</p> <p><u>社会教育課</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(職員)</p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p>2 前項に規定する職員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)第10条第4項、<u>第6項から第10項まで、第12項、第13項及び第14項</u>に規定する職務に従事する。</p> <p>(備付簿冊)</p> <p><b>第8条</b> 教育事務所には、別に定める様式により、次の簿冊を備えつけ、整理しておかなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>出勤簿</u></p> <p>(3)~(8) 省略</p>

(愛媛県立図書館処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県立図書館処務規程(昭和33年愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p><b>第1条</b> 省略</p>	<p>(職務)</p> <p><b>第1条</b> 省略</p>

2～4 省略  
 5 教育専門員、専門員、係長、担当係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第10条第8項及び第9項、第9条第6項並びに第10条第11項、第12項及び第13項に規定する職務に従事する。  
 6～8 省略

2～4 省略  
 5 教育専門員、専門員、係長、担当係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第10条第9項及び第10項、第9条第6項並びに第10条第12項、第13項及び第14項に規定する職務に従事する。  
 6～8 省略

(愛媛県総合教育センター処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県総合教育センター処務規程(昭和41年愛媛県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 指導主事は、組織規則第10条第6項に規定する職務に従事する。</p> <p>7 専門員は、組織規則第10条第9項に規定する職務に従事する。</p> <p>8 省略</p> <p>9 係長、担当係長及び主任は、それぞれ組織規則第9条第6項並びに第10条第11項及び第12項に規定する職務に従事する。</p> <p>10・11 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 指導主事は、組織規則第10条第7項に規定する職務に従事する。</p> <p>7 専門員は、組織規則第10条第10項に規定する職務に従事する。</p> <p>8 省略</p> <p>9 係長、担当係長及び主任は、それぞれ組織規則第9条第6項並びに第10条第12項及び第13項に規定する職務に従事する。</p> <p>10・11 省略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。



人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則6 - 211

職員の採用及び昇任に関する規則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の採用及び昇任に関する規則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の採用及び昇任に関する規則の一部改正)

第1条 職員の採用及び昇任に関する規則(愛媛県人事委員会規則6 - 5)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前																										
<p><b>別表第1(第4条関係)</b></p> <p>行政職群級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級区分</th> <th>部 局</th> <th>職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>管理者の事務部局</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td></td> <td>_____ 局付(8級) 中央病院事務局長 省略</td> </tr> <tr> <td>9級</td> <td></td> <td>局長 局付(9級) _____</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>			職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略	管理者の事務部局	省略	8級		_____ 局付(8級) 中央病院事務局長 省略	9級		局長 局付(9級) _____	<p><b>別表第1(第4条関係)</b></p> <p>行政職群級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級区分</th> <th>部 局</th> <th>職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>管理者の事務部局</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td></td> <td>局長 局付(8級) _____ 省略</td> </tr> <tr> <td>9級</td> <td></td> <td>_____ 局付(9級) 中央病院事務局長</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>			職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略	管理者の事務部局	省略	8級		局長 局付(8級) _____ 省略	9級		_____ 局付(9級) 中央病院事務局長
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																											
省略	管理者の事務部局	省略																											
8級		_____ 局付(8級) 中央病院事務局長 省略																											
9級		局長 局付(9級) _____																											
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																											
省略	管理者の事務部局	省略																											
8級		局長 局付(8級) _____ 省略																											
9級		_____ 局付(9級) 中央病院事務局長																											
<p><b>別表第4(第4条関係)</b></p> <p>医療職群(→)級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級区分</th> <th>部 局</th> <th>職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5級</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理者の事務部局</td> <td>_____ 省略</td> </tr> </tbody> </table>			職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略			5級	省略		管理者の事務部局	_____ 省略	<p><b>別表第4(第4条関係)</b></p> <p>医療職群(→)級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級区分</th> <th>部 局</th> <th>職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5級</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理者の事務部局</td> <td>病院管理監 省略</td> </tr> </tbody> </table>			職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略			5級	省略		管理者の事務部局	病院管理監 省略		
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																											
省略																													
5級	省略																												
	管理者の事務部局	_____ 省略																											
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																											
省略																													
5級	省略																												
	管理者の事務部局	病院管理監 省略																											

(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(愛媛県人事委員会規則6 - 159)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前					
<p><b>別表(第2条関係)</b></p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>_____</td> </tr> </table>		省略	_____	<p><b>別表(第2条関係)</b></p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>公立学校共済組合</td> </tr> </table>		省略	公立学校共済組合
省略	_____						
省略	公立学校共済組合						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1235

職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 1)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(用地交渉等業務に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p><b>第32条</b> 条例第53条の人事委員会が定める地方局等は、本庁農林水産部農業振興局農地整備課、本庁土木部土木管理用地課、<u>地方局農林水産振興部土地改良主務課及び治山主務課並びに地方局建設部(土木事務所を含む。)</u>とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>(特殊自動車運転作業手当)</p> <p><b>第34条の7</b> 条例第64条の2に定める「人事委員会が定める農業大学校等」とは、農業大学校及び農林水産研究所(水産研究センターを除く。)並びに<u>東予地方局農林水産振興部今治支局地域農業育成室、中予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室及び南予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室</u>をいう。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(用地交渉等業務に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p><b>第32条</b> 条例第53条の人事委員会が定める地方局等は、本庁農林水産部農業振興局農地整備課、本庁土木部土木管理用地課、<u>地方局産業経済部土地改良主務課</u> 及び治山主務課並びに地方局建設部(土木事務所を含む。)とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>(特殊自動車運転作業手当)</p> <p><b>第34条の7</b> 条例第64条の2に定める「人事委員会が定める農業大学校等」とは、農業大学校及び農林水産研究所(水産研究センターを除く。)並びに<u>東予地方局産業経済部今治支局地域農業育成室、中予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室及び南予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室</u>をいう。</p> <p>2・3 省略</p>

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 43)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																										
<p><b>別表第10(第3条関係)</b></p> <p>級 別 職 務 区 分 表</p> <p>1 行政職給料表級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級区分</th> <th>部 局</th> <th>職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">5級</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>警察の事務部局</td> <td>省略 <u>デジタル総合戦略統括官</u> 省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">6級</td> <td rowspan="7">知事の事務部局</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>営業本部マネージャー(6級)</td> </tr> <tr> <td><u>えひめ愛・野球博推進監(6級)</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>原子力安全対策推進監(6級)</td> </tr> <tr> <td><u>感染症対策調整監(6級)</u></td> </tr> <tr> <td>省略 <u>地方局地域産業振興部総務県民課長</u> <u>東予地方局地域産業振興部総務県民課防</u> <u>災対策室長</u></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略			5級	省略		教育委員会の事務部局	省略	警察の事務部局	省略 <u>デジタル総合戦略統括官</u> 省略	6級	知事の事務部局	省略	営業本部マネージャー(6級)	<u>えひめ愛・野球博推進監(6級)</u>	省略	原子力安全対策推進監(6級)	<u>感染症対策調整監(6級)</u>	省略 <u>地方局地域産業振興部総務県民課長</u> <u>東予地方局地域産業振興部総務県民課防</u> <u>災対策室長</u>	<p><b>別表第10(第3条関係)</b></p> <p>級 別 職 務 区 分 表</p> <p>1 行政職給料表級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級区分</th> <th>部 局</th> <th>職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">5級</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td><u>室付(5級)</u> 省略</td> </tr> <tr> <td>警察の事務部局</td> <td>省略 <u>I C T 統括官</u> 省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">6級</td> <td rowspan="5">知事の事務部局</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>営業本部マネージャー(6級)</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>原子力安全対策推進監(6級)</td> </tr> <tr> <td>省略 <u>地方局総務企画部総務県民課長</u> <u>東予地方局総務企画部総務県民課防</u> <u>災対策室長</u></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略			5級	省略		教育委員会の事務部局	<u>室付(5級)</u> 省略	警察の事務部局	省略 <u>I C T 統括官</u> 省略	6級	知事の事務部局	省略	営業本部マネージャー(6級)	省略	原子力安全対策推進監(6級)	省略 <u>地方局総務企画部総務県民課長</u> <u>東予地方局総務企画部総務県民課防</u> <u>災対策室長</u>
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																																									
省略																																											
5級	省略																																										
	教育委員会の事務部局	省略																																									
	警察の事務部局	省略 <u>デジタル総合戦略統括官</u> 省略																																									
6級	知事の事務部局	省略																																									
		営業本部マネージャー(6級)																																									
		<u>えひめ愛・野球博推進監(6級)</u>																																									
		省略																																									
		原子力安全対策推進監(6級)																																									
		<u>感染症対策調整監(6級)</u>																																									
		省略 <u>地方局地域産業振興部総務県民課長</u> <u>東予地方局地域産業振興部総務県民課防</u> <u>災対策室長</u>																																									
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																																									
省略																																											
5級	省略																																										
	教育委員会の事務部局	<u>室付(5級)</u> 省略																																									
	警察の事務部局	省略 <u>I C T 統括官</u> 省略																																									
6級	知事の事務部局	省略																																									
		営業本部マネージャー(6級)																																									
		省略																																									
		原子力安全対策推進監(6級)																																									
		省略 <u>地方局総務企画部総務県民課長</u> <u>東予地方局総務企画部総務県民課防</u> <u>災対策室長</u>																																									

南予地方局地域産業振興部総務県民課防  
災対策室長  
 地方局地域産業振興部地域政策課長  
 東予地方局地域産業振興部商工観光課長  
 南予地方局地域産業振興部商工観光課長  
 地方局地域産業振興部税務管理課長  
 地方局地域産業振興部課税課長  
 南予地方局地域産業振興部税務課長  
 地方局支局総務県民室長  
 地方局支局税務室長  
 省略  
 南予地方局農林水産振興部復興監（6  
級）  
 地方局農林水産振興部農業振興課長  
 地方局農林水産振興部農業振興課農業普  
及復興監（6級）  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 地方局農林水産振興部農業振興課地域農  
業育成室長  
 地方局農林水産振興部農業振興課産地戦  
略推進室長  
 地方局農林水産振興部農村整備課長  
 地方局農林水産振興部農村整備第一課長  
 地方局農林水産振興部農村整備第二課長  
 地方局農林水産振興部森林林業課長  
 \_\_\_\_\_  
 地方局農林水産振興部支局地域農業育成  
室長  
 地方局農林水産振興部支局産地戦略推進  
室長  
 東予地方局農林水産振興部今治支局農村  
整備課長  
 南予地方局農林水産振興部八幡浜支局農  
村整備第一課長  
 南予地方局農林水産振興部八幡浜支局農  
村整備第二課長  
 地方局農林水産振興部支局森林林業課長  
 中予地方局農林水産振興部久万高原森林  
林業課長  
 南予地方局農林水産振興部八幡浜支局肱  
川流域林業振興課長  
 南予地方局農林水産振興部水産課長  
 南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水  
産課長  
 省略  
 東予地方局今治土木事務所用地課長  
 南予地方局八幡浜土木事務所用地課長  
 省略

南予地方局総務企画部総務県民課防災対  
策室長  
 地方局総務企画部地域政策課長  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 地方局総務企画部税務管理課長  
 地方局総務企画部課税課長  
 南予地方局総務企画部税務課長  
 地方局総務企画部支局総務県民室長  
 地方局総務企画部支局税務室長  
 省略  
 南予地方局産業經濟部復興監（6級）  
 \_\_\_\_\_  
 地方局産業經濟部産業振興課長  
 地方局産業經濟部産業振興課農業普及振  
興監（6級）  
 東予地方局産業經濟部産業振興課商工観  
光室長  
 南予地方局産業經濟部産業振興課商工観  
光室長  
 地方局産業經濟部産業振興課地域農業育  
成室長  
 地方局産業經濟部産業振興課産地戦略推  
進室長  
 地方局産業經濟部農村整備課長  
 地方局産業經濟部農村整備第一課長  
 地方局産業經濟部農村整備第二課長  
 地方局産業經濟部森林林業課長  
 東予地方局産業經濟部今治支局商工観光  
室長  
 地方局産業經濟部支局地域農業育成室長  
 \_\_\_\_\_  
 地方局産業經濟部支局産地戦略推進室長  
 \_\_\_\_\_  
 東予地方局産業經濟部今治支局農村整備  
課長  
 南予地方局産業經濟部八幡浜支局農村整  
備第一課長  
 南予地方局産業經濟部八幡浜支局農村整  
備第二課長  
 地方局産業經濟部支局森林林業課長  
 中予地方局産業經濟部久万高原森林林業  
課長  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 南予地方局産業經濟部水産課長  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 省略  
 地方局土木事務所用地課長  
 \_\_\_\_\_  
 省略

	省略	
	教育委員会の事務部局	省略 魅力化推進監（6級） 省略
	省略	
7級	知事の事務部局	省略 営業本部マネージャー（7級） えひめ愛・野球博推進監（7級） 省略 原子力安全対策推進監（7級） 感染症対策調整監（7級） 省略 南予地方局農林水産振興部復興監（7級） 地方局農林水産振興部農業振興課農業普及振興監（7級）
	省略	
	教育委員会の事務部局	省略 財務指導監（7級） 魅力化推進監（7級）
	省略	
省略		
9級	知事の事務部局	省略 防災安全統括部長 特命担当部長 省略
	省略	

2 公安職給料表級別職務区分表

職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	
7級	省略 高速道路交通警察隊長（7級） 本部課理事官 省略
省略	

3・4 省略

5 医療職給料表(□)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
6級	知事の事務部局	省略 家畜保健衛生所支所長 家畜病性鑑定所長 省略
	省略	
省略		

6～8 省略

	省略	
	教育委員会の事務部局	省略 室付（6級） 省略
	省略	
7級	知事の事務部局	省略 営業本部マネージャー（7級） 省略 原子力安全対策推進監（7級） 省略 南予地方局産業経済部復興監（7級） 地方局産業経済部産業振興課農業普及振興監（7級）
	省略	
	教育委員会の事務部局	省略 財務指導監（7級）
	省略	
省略		
9級	知事の事務部局	省略 防災安全統括部長 省略
	省略	

2 公安職給料表級別職務区分表

職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	
7級	省略 高速道路交通警察隊長（7級） 省略
省略	

3・4 省略

5 医療職給料表(□)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
6級	知事の事務部局	省略 家畜保健衛生所支所長 省略
	省略	
省略		

6～8 省略

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第3条 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-68)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
部 局	公 職	区分	部 局	公 職	区分
知事の事務部局	省略 防災安全統括部長 特命担当部長 省略	1種	知事の事務部局	省略 防災安全統括部長 _____ 省略	1種
	省略 原子力安全対策推進監 感染症対策調整監 省略 地方局地域産業振興部総務県民課長 地方局地域産業振興部地域政策課長 東予地方局地域産業振興部商工観光課長 南予地方局地域産業振興部商工観光課長 地方局支局総務県民室長 省略 地方局農林水産振興部農業振興課長 地方局農林水産振興部農業振興課農業普及振興監 省略	3種		地方局総務企画部総務県民課長 _____ 地方局総務企画部地域政策課長 _____ _____ _____ 省略 地方局産業経済部産業振興課長 地方局産業経済部産業振興課農業普及振興監 _____ 省略	3種
	省略 部付(1種及び3種に該当する職を除く。) えひめ愛・野球博推進監 省略 東予地方局地域産業振興部総務県民課防災対策室長 南予地方局地域産業振興部総務県民課防災対策室長 地方局地域産業振興部税務管理課長 地方局地域産業振興部課税課長 南予地方局地域産業振興部税務課長 _____ 地方局支局税務室長 省略 南予地方局農林水産振興部復興監 _____ _____ 地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室長 地方局農林水産振興部農業振興課産地戦略推進室長 地方局農林水産振興部農村整備課長 地方局農林水産振興部農村整備第一課長 地方局農林水産振興部農村整備第二課長 地方局農林水産振興部森林林業課長	4種			省略 部付(1種及び3種に該当する職を除く。) _____ 省略 東予地方局総務企画部総務県民課防災対策室長 南予地方局総務企画部総務県民課防災対策室長 地方局総務企画部税務管理課長 地方局総務企画部課税課長 南予地方局総務企画部税務課長 地方局総務企画部支局総務県民室長 地方局総務企画部支局税務室長 省略 南予地方局産業経済部復興監 東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室長 南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室長 地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室長 地方局産業経済部産業振興課産地戦略推進室長 _____ 地方局産業経済部農村整備課長 地方局産業経済部農村整備第一課長 地方局産業経済部農村整備第二課長 地方局産業経済部森林林業課長

	<p>地方局農林水産振興部支局地域農業育成室長</p> <p>地方局農林水産振興部支局産地戦略推進室長</p> <p>東予地方局農林水産振興部今治支局農村整備課長</p> <p>南予地方局農林水産振興部八幡浜支局農村整備第一課長</p> <p>南予地方局農林水産振興部八幡浜支局農村整備第二課長</p> <p>地方局農林水産振興部支局森林林業課長</p> <p>省略</p> <p>中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課長</p> <p>南予地方局農林水産振興部八幡浜支局肱川流域林業振興課長</p> <p>南予地方局農林水産振興部水産課長</p> <p>南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課長</p> <p>省略</p> <p>省略</p>			<p>東予地方局産業経済部今治支局商工観光室長</p> <p>地方局産業経済部支局地域農業育成室長</p> <p>地方局産業経済部支局産地戦略推進室長</p> <p>東予地方局産業経済部今治支局農村整備課長</p> <p>南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整備第一課長</p> <p>南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整備第二課長</p> <p>地方局産業経済部支局森林林業課長</p> <p>省略</p> <p>中予地方局産業経済部久万高原森林林業課長</p> <p>南予地方局産業経済部水産課長</p> <p>省略</p> <p>家畜病性鑑定所長</p> <p>省略</p>	
	<p>省略</p> <p>家畜保健衛生所支所長</p> <p>家畜病性鑑定所長</p> <p>省略</p>	5種		<p>省略</p> <p>家畜保健衛生所支所長</p> <p>省略</p>	5種
委員会等の事務部局	<p>省略</p>			<p>省略</p>	
	<p>省略</p>	3種		<p>省略</p> <p>文化財専門監</p> <p>省略</p>	3種
	<p>参事（3種に該当する職を除く。）</p> <p>教育委員会事務局文化財専門監</p> <p>教育委員会事務局財務指導監</p> <p>教育委員会事務局魅力化推進監</p> <p>省略</p>	4種		<p>参事（3種に該当する職を除く。）</p> <p>教育委員会事務局財務指導監</p> <p>省略</p>	4種
	<p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p>	5種		<p>省略</p> <p>教育委員会事務局室付</p> <p>省略</p> <p>省略</p>	5種
警察の事務部局	<p>省略</p>			<p>省略</p>	
	<p>科学捜査研究所副所長</p> <p>本部課理事官</p> <p>省略</p>	5種		<p>科学捜査研究所副所長</p> <p>省略</p>	5種
備考	省略			備考	省略

（特地勤務手当等に関する規則の一部改正）

第4条 特地勤務手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 368）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
<b>別表第1</b> 特地公署（第2条、第3条関係）				<b>別表第1</b> 特地公署（第2条、第3条関係）			
	所在地	公 署	級別区分		所在地	公 署	級別区分
省略				省略			
越智郡	省略			越智郡	省略		
	上島町岩城 3570番地	東予地方局農林水産振興部 今治支局地域農業育成室普 及指導員岩城駐在所	2級		上島町岩城 3570番地	東予地方局産業經濟部今治 支局地域農業育成室普及指 導員岩城駐在所	2級
	省略				省略		
松山市	中島大浦1626 番地	中予地方局農林水産振興部 農業振興課地域農業育成室 普及指導員中島駐在所	1級	松山市	中島大浦1626 番地	中予地方局産業經濟部産業 振興課地域農業育成室普及 指導員中島駐在所	1級
	省略				省略		
省略				省略			

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則16 - 1

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

**職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則**

職員の退職管理に関する規則（愛媛県人事委員会規則16 - 0）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
（内部組織の長に準ずる職）		（内部組織の長に準ずる職）	
<b>第6条</b> 法第38条の2第4項の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。		<b>第6条</b> 法第38条の2第4項の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。	
(1)～(3) 省略		(1)～(3) 省略	
(4) <u>公営企業管理局長</u>		(4) <u>病院管理監</u>	
(5) 省略		(5) 省略	
（国の部長又は課長に相当する職）		（国の部長又は課長に相当する職）	
<b>第20条</b> 条例第2条の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。		<b>第20条</b> 条例第2条の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。	
(1) 省略		(1) 省略	
(2) 愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号）別表第2右欄に掲げる区分が1種、3種及び4種に該当する職（第6条第4号及び第5号 <u>に</u> 掲げる職を除く。）		(2) 愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号）別表第2右欄に掲げる区分が1種、3種及び4種に該当する職（第6条第4号 <u>から</u> 第6号までに掲げる職を除く。）	
(3) 省略		(3) 省略	

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第7号

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(愛媛県公営企業組織規程の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業組織規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(職の設置)</p> <p>第5条 本局に次の表の左欄に掲げる職を置き、当該職を命ぜられた者は、それぞれ上司の命を受けて当該右欄に掲げる職務に従事する。ただし、局付、参事、技幹、副参事、課付、専門員、担当係長及び主任については、業務の状況により置かないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職	職 務	省略				省略		<p>(職の設置)</p> <p>第5条 本局に次の表の左欄に掲げる職を置き、当該職を命ぜられた者は、それぞれ上司の命を受けて当該右欄に掲げる職務に従事する。ただし、局付、参事、技幹、副参事、課付、専門員、担当係長及び主任については、業務の状況により置かないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院管理監</td> <td>管理者を補佐し、病院事業の経営改善に関する事務を統括する。</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職	職 務	省略		病院管理監	管理者を補佐し、病院事業の経営改善に関する事務を統括する。	省略	
職	職 務																
省略																	
省略																	
職	職 務																
省略																	
病院管理監	管理者を補佐し、病院事業の経営改善に関する事務を統括する。																
省略																	

(愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 愛媛県企業職員の給与に関する規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																																																																																																																																																																																
<p>(期末手当及び勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職員及び加算額の割合)</p> <p>第7条 別表第2右欄に掲げる区分が1種に該当する職を占める職員の期末手当及び勤勉手当の算定基礎額の給料月額は、当該給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 局長及び 病院長(中央病院長に限る。) の職を占める職員 100分の125</p> <p>(2) 省略</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <p>給料表級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職務 の級 給料表 区分</th> <th colspan="3">1級</th> <th colspan="3">2級</th> <th colspan="3">3級</th> <th colspan="3">4級</th> <th colspan="3">5級</th> <th colspan="3">6級</th> <th colspan="3">7級</th> <th colspan="3">8級</th> <th colspan="3">9級</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職給料表(1~9)</td> <td colspan="3">省略</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3">局長</td> <td colspan="3">局付(9級)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3">中央病院 事務局長</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>	職務 の級 給料表 区分	1級			2級			3級			4級			5級			6級			7級			8級			9級			1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	行政職給料表(1~9)	省略																								局長			局付(9級)																															中央病院 事務局長						<p>(期末手当及び勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職員及び加算額の割合)</p> <p>第7条 別表第2右欄に掲げる区分が1種に該当する職を占める職員の期末手当及び勤勉手当の算定基礎額の給料月額は、当該給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 病院管理監、病院長(中央病院長に限る。)及び中央病院事務局長の職を占める職員 100分の125</p> <p>(2) 省略</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <p>給料表級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職務 の級 給料表 区分</th> <th colspan="3">1級</th> <th colspan="3">2級</th> <th colspan="3">3級</th> <th colspan="3">4級</th> <th colspan="3">5級</th> <th colspan="3">6級</th> <th colspan="3">7級</th> <th colspan="3">8級</th> <th colspan="3">9級</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職給料表(1~9)</td> <td colspan="3">省略</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3">局長</td> <td colspan="3">局付(9級)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3">中央病院 事務局長</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>	職務 の級 給料表 区分	1級			2級			3級			4級			5級			6級			7級			8級			9級			1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	行政職給料表(1~9)	省略																								局長			局付(9級)																															中央病院 事務局長					
職務 の級 給料表 区分		1級			2級			3級			4級			5級			6級			7級			8級			9級																																																																																																																																																																																																																							
	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3																																																																																																																																																																																																																						
行政職給料表(1~9)	省略																								局長			局付(9級)																																																																																																																																																																																																																					
																												中央病院 事務局長																																																																																																																																																																																																																					
職務 の級 給料表 区分	1級			2級			3級			4級			5級			6級			7級			8級			9級																																																																																																																																																																																																																								
	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3																																																																																																																																																																																																																						
行政職給料表(1~9)	省略																								局長			局付(9級)																																																																																																																																																																																																																					
																												中央病院 事務局長																																																																																																																																																																																																																					



							省略
医療職給料 表(一) (1~4)	省 略					省略	
省略							

別表第2（第5条、第6条の2、第7条、附則第8項関係）  
管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分

公 職	区 分
省略	1種
省略	
省略	

							省略
医療職給料 表(一) (1~4)	省 略		病院管 理監 省略				
省略							

別表第2（第5条、第6条の2、第7条、附則第7項関係）  
管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分

公 職	区 分
省略 病院管理監	1種
省略	
省略	

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第2号

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則（昭和63年愛媛県公営企業訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前							
別表第1（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項					別表第1（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項							
事務の種類	事 項	決裁区分			事務の種類	事 項	決裁区分					
		管 理 者	専決者				管 理 者	専決者				
			局 長	課 長	主 幹				局 長	課 長	主 幹	
1～4 省略					1～4 省略							
5 組織及び 人事管理に 関する事務	1 省略				5 組織及び 人事管理に 関する事務	1 省略						
	2 局長_____の出張、 休暇、育児休業等、職務専念義務の免除その他服務に関する こと。					2 局長及び病院管理監の出張、 休暇、育児休業等、職務専念義務の免除その他服務に関する こと。						
	3 職員（局長_____を 除く。）の海外出張に関する こと。					3 職員（局長及び病院管理監を 除く。）の海外出張に関する こと。						
	4～8 省略					4～8 省略						
6～10 省略					6～10 省略							
備考 省略					備考 省略							
別表第2（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る特定決裁事項					別表第2（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る特定決裁事項							
組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分			組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			管 理 者	専決者					管 理 者	専決者		
				局 長	課 長	主 幹				局 長	課 長	主 幹
総 務 課	1～6 省略					総 務 課	1～6 省略					
	7 分限及び 懲戒に 関する 事務	1 分限処分に関する こと（地方公務員法（以下「地 公法」という。）第28 条）。					7 分限及び 懲戒に 関する 事務	1 分限処分に関する こと（地方公務員法（以下「地 公法」という。）第28 条）。				
		(1) 病気休職						(1) 病気休職				
		ア 省略						ア 省略				
		イ ア及びウ以外のもの						イ ア_____以外のもの				
		ウ 会計年度任用職員に 係るもの			—							
	(2) 省略						(2) 省略					
2 省略					2 省略							

8 服務に関する事務	1 営利企業等の従事許可に関すること（地公法第38条）。				
	(1) 局長_____に係るもの				
	(2) 省略				
	2 職員の非常勤の消防団員との兼職の承認に関すること（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第10条第1項）。				
	(1) 局長_____に係るもの				
	(2) 省略				
	3 省略				
	4 職員の自己啓発等休業又は配偶者同行休業の承認に関すること。				
	(1) 局長_____に係るもの				
	(2) 省略				
9～15 省略					
省略					

備考 省略

8 服務に関する事務	1 営利企業等の従事許可に関すること（地公法第38条）。				
	(1) 局長及び病院管理監に係るもの				
	(2) 省略				
	2 職員の非常勤の消防団員との兼職の承認に関すること（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第10条第1項）。				
	(1) 局長及び病院管理監に係るもの				
	(2) 省略				
	3 省略				
	4 職員の自己啓発等休業又は配偶者同行休業の承認に関すること。				
	(1) 局長及び病院管理監に係るもの				
	(2) 省略				
9～15 省略					
省略					

備考 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。